

# 第4次奈良市地域福祉計画

## 第3次奈良市地域福祉活動計画

奈良市成年後見制度利用促進基本計画  
奈良市再犯防止推進計画



令和4年（2022年）3月



## はじめに

私たちを取り巻く社会の状況は、時代を経るごとに変化し、地域社会の中で生じる生活課題は一層「複雑化・複合化」しています。さらに近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、対面や移動を控える新しい生活様式などを受けて、これまで以上に人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立が憂慮されます。



しかし、そのような社会の中にあっても、私たちは地域福祉推進の歩みを決して止めてはなりません。これまでのつながりを絶やすことなく、むしろこれまで築き上げてきた成果を活かしながら、市民の皆さまと行政がともに知恵を出し合い、創意工夫とたゆまぬ努力によって、すべての人に居場所と役割のある、いつまでも住み続けたいと思える安寧の地をめざして、地域の顔の見える関係の中で地域福祉を発展させていかなければなりません。そうした思いのもと、この度、第4次奈良市地域福祉計画・第3次奈良市地域福祉活動計画を新たに策定いたしました。

本計画では、行政による地域福祉の基盤づくりに向けた取組と、市民の皆さまによる地域福祉の実践的な取組との連動性を高めるため、「理念」や「方向性」をひとつにしつつも、これまで別々に策定してきた「地域福祉計画（行政計画）」と「地域福祉活動計画（実践計画）」を一冊にまとめました。

また、本計画の推進にあたりましては、地域福祉の中心的な役割を担う奈良市社会福祉協議会とともに、市民の皆さまや地域で活動されている関係団体、関係機関の皆さまと連携・協働しながら取り組むことが重要となります。つきましては、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました奈良市地域福祉推進会議の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さま、並びにすべての関係者の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和4年3月 奈良市長 仲川 げん

## はじめに

市民の皆さま、関係団体・関係機関の皆さまには、日頃より本会が実施する地域福祉活動の推進にご尽力いただいておりますことに敬意を表しますとともに、本会の運営に対しご理解やご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、社会的な孤立、生活困窮など、住民が抱える福祉ニーズは複雑化・多様化しています。加えて、毎年のように発生する災害や現下の新型コロナウイルス感染症への備えなども、地域を取り巻く大きな課題の一つとして捉える必要があります。

そのような状況下において国は、人々が生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、地域住民らが支えあい、暮らしと生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざしており、一人ひとりの生活課題を主眼に置いた重層的・包括的な支援体制の整備を強く推し進めています。この方向性は、長年、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会の活動の延長線上にあるともいえ、本会では、これまでの地域福祉活動を発展・推進し、福祉のまちづくりを進めるため、第3次奈良市地域福祉活動計画を策定いたしました。

策定においては、第2次計画の振り返りを行い、特に社会や制度から抜け漏れる福祉ニーズに焦点を当て、日頃から支援に取り組まれている団体や機関らにヒアリングを行うとともに、様々な分野で活躍されている専門家で構成する策定委員会からも多数のご意見を頂戴しました。それらを基に、第2次計画の基本理念と基本目標を継承し、5つの重点項目を設定しました。また、本計画については、行政と連携して地域づくりを進めることをめざし、「第4次奈良市地域福祉計画」と一体的に策定し、初めて一冊の冊子として作製する運びとなりました。

本会においては、第2次計画から継承した「ひとりぼっち”ゼロ”プロジェクト」をスローガンに、地域住民の皆さまや関係団体・関係機関と協働・連携し、福祉のまちづくりを進めてまいりますので、皆さまにおかれましても、引き続き地域福祉活動に対し積極的にご参加とご協力を賜りますようお願いいたします。最後に、本計画の策定に際し、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会の皆さま、またヒアリング等においてご意見・ご協力をいただきました関係団体や関係機関の皆さまに、心から感謝申し上げます。



# — 目 次 —

## 第1章 奈良市のめざす地域福祉

1. 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方	4
2. 計画の基本理念と市民生活の将来像	5
3. これまでの計画策定の経緯と改定にあたっての視点	6
4. 計画の期間	11
5. 計画の位置付けと他の計画との関係	11
6. 計画の進行管理	13
7. 福祉エリアの考え方	14

## 第2章 奈良市をめぐる状況と課題分析

1. みまもり支援	18
（1）奈良市における人口減少状況及び少子高齢化の推移と将計	18
（2）奈良市における高齢者世帯の増加状況	19
（3）全国の認知症高齢者の将来推計	19
2. 相談支援	21
（4）奈良市における世帯あたり人数の減少状況	21
（5）奈良市における単独世帯の増加状況	21
（6）奈良市における生活困窮者の増加状況等	22
（7）ヤングケアラーの状況	23
（8）奈良市に暮らす外国人の世帯あたり人数の減少状況	24
3. 参加支援	26
（9）奈良市の要支援者・要介護認定者数の将来推計	26
（10）奈良市の障害者手帳所持者数の状況	27
（11）全国の「ふれあい・いきいきサロン」の状況	27
4. 地域づくり支援	29
（12）小学校区別人口分布	29
（13）小学校区別高齢化率（人口に占める 65 歳以上の人の割合）	30
（14）小学校区別人口増減・平均世帯人員・年少人口の割合	31
5. 災害支援	33
（15）避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランの策定率	33

### 第3章 重点的なとりくみ

1. 【重点項目1】みまもり支援（ニーズキャッチ）	40
2. 【重点項目2】相談支援（多機関連携）	44
3. 【重点項目3】参加支援（居場所）	50
4. 【重点項目4】地域づくり支援（活動支援）	54
5. 【重点項目5】災害支援	58

### 資料編

1. 策定経緯	66
2. 地域福祉推進会議委員アンケート報告	67
3. ヒアリング調査結果	74
4. 福祉でまちづくり作戦会議報告	82
5. パブリックコメントの実施結果	83
6. 第4次地域福祉計画 掲載事業一覧	85
7. 第3次地域福祉活動計画 掲載事業一覧	100
8. 奈良市地域福祉推進会議規則	104
9. 奈良市地域福祉推進会議委員名簿	105

# 第1章

## 奈良市のめざす地域福祉

1. 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 4
2. 計画の基本理念と市民生活の将来像・・・・・・・・・・・・ 5
3. これまでの計画策定の経緯と改定にあたっての視点・・・・・・・・ 6
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
5. 計画の位置付けと他の計画との関係・・・・・・・・・・・・ 11
6. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
7. 福祉エリアの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

# 第1章 奈良市のめざす地域福祉

## 1 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方

### (1) 社会状況の変化

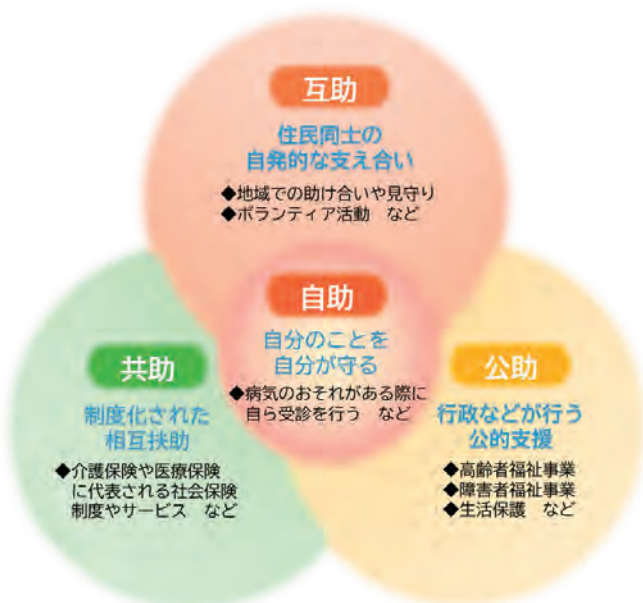
少子高齢化の進行や単独高齢者世帯の増加、生涯未婚率の増加など、社会の状況は変化し続けています。加えて近年は、新型コロナウイルス感染症の影響によって生活困窮世帯や孤立世帯が増加しており、また、一時的に社会経済活動の自粛が求められた時期もあるなど、住民同士のつながりの希薄化が加速しています。

### (2) 暮らしやすい地域の創造

しかし、このような社会状況の変化の中にあっても、私たちの日常生活は、育ってきた環境や現在の環境、家庭状況、経済状況、健康状態など様々な要素の影響を受けながら、他の人々との関係性の中で、暮らし、学び、働き、活動し、支えあいながら営まれます。そして、その日常生活の場である「地域」の中では様々な生活課題が生じます。それらの生活課題に対し、住民や地域団体、行政や専門機関など多様な主体が互いに連携し、それぞれの持つ知恵や工夫といった強みを生かすことができれば、地域における人と人とのつながりが強くなり、助け合いの関係や仕組みが生まれ、より暮らしやすい地域を創っていくことができます。

### (3) 地域福祉の推進のために

“ひとりぼっち0（ゼロ）”をめざす奈良市において、このような心の通う福祉社会を実現するためには、自助・互助・共助・公助が互いに補完しあい効果的に機能させるための「基盤づくり」と「住民参加の取組」とを有機的につなげることが大切です。このことから、これまで別々に策定してきた、地域の生活課題に対して行政が取り組む施策を明らかにする「地域福祉計画（行政計画）」と、住民主体の地域福祉活動の発展に向けた「地域福祉活動計画（実践計画）」を一冊にまとめ、理念・方向性を一に福祉政策・福祉活動を推進していきます。





## 2 計画の基本理念と市民生活の将来像

地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下、「両計画」といいます。）は、福祉社会の実現を目指して、各分野の施策や取組をより実効性のあるものとするための方向性を明らかにするとともに、地域住民主体の取組の充実を図るものです。

新たな両計画では、第1次地域福祉計画で掲げた「基本理念」と「市民生活の将来像」を普遍的なものとして継承しつつ、第3次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画で設定した「3つの基本目標」や、これまでの計画策定の経緯を踏まえ、より発展させた計画として次項の改定にあたっての視点に留意して策定します。

### 基本理念

支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり

### 市民生活の将来像

- ・住民だれもが、地域で生きがいや役割（出番）をもちながら、支え上手・支えられ上手になれるような住民が主役のまちをめざします
- ・住民だれもが、互いを認め合い、ともに支えあいながら自分らしく暮らし続けられる地域をめざします
- ・住民だれもが、孤立することなく、暮らしの問題や生きにくさを受け止め分かち合うことのできる地域をめざします

### 3 これまでの計画策定の経緯と改定にあたっての視点

#### (1) これまでの計画策定の経緯

奈良市では、平成18年(2006年)から福祉サービスの提供体制を計画的に整備するべく地域福祉計画を策定してきました。第1次計画では住民の地域福祉計画への参加を促進する仕組みづくりや福祉サービスを利用しやすくする仕組みづくりなどを、第2次計画ではボランティア活動の支援体制や各種相談支援体制の充実などを、第3次計画では地域におけるネットワークづくりや担い手づくりなどを行い、地域福祉の推進に向けての体制整備をしてきました。また、奈良市社会福祉協議会では、地域における福祉活動の推進のため地域福祉活動計画を策定し、地域住民や福祉関係団体や事業者などが主体的に地域で進めていく取組を支援してきました。

#### 第1次地域福祉活動計画【平成16年(2004年)】

#### 第1次地域福祉計画【平成18年(2006年)】

- ・住民の地域福祉計画への参加を促進する仕組みづくり
- ・福祉サービスを利用しやすくする仕組みづくり

#### 基本理念を設定

支えあい、ともに生きる  
安心と健康のまちづくり

#### 第2次地域福祉計画【平成24年(2012年)】

- ・ボランティア活動の支援体制の充実
- ・各種相談支援体制の充実

#### 第3次地域福祉計画

一体的  
策定

#### 第2次地域福祉活動計画 【平成29年(2017年)】

- ・地域におけるネットワークづくり
- ・地域における担い手づくり

#### 3つの基本目標を設定

- ・「ひと」づくり
- ・「ネットワーク」づくり
- ・「こと」「場」づくり

段階的  
推進

参加支援

相談支援

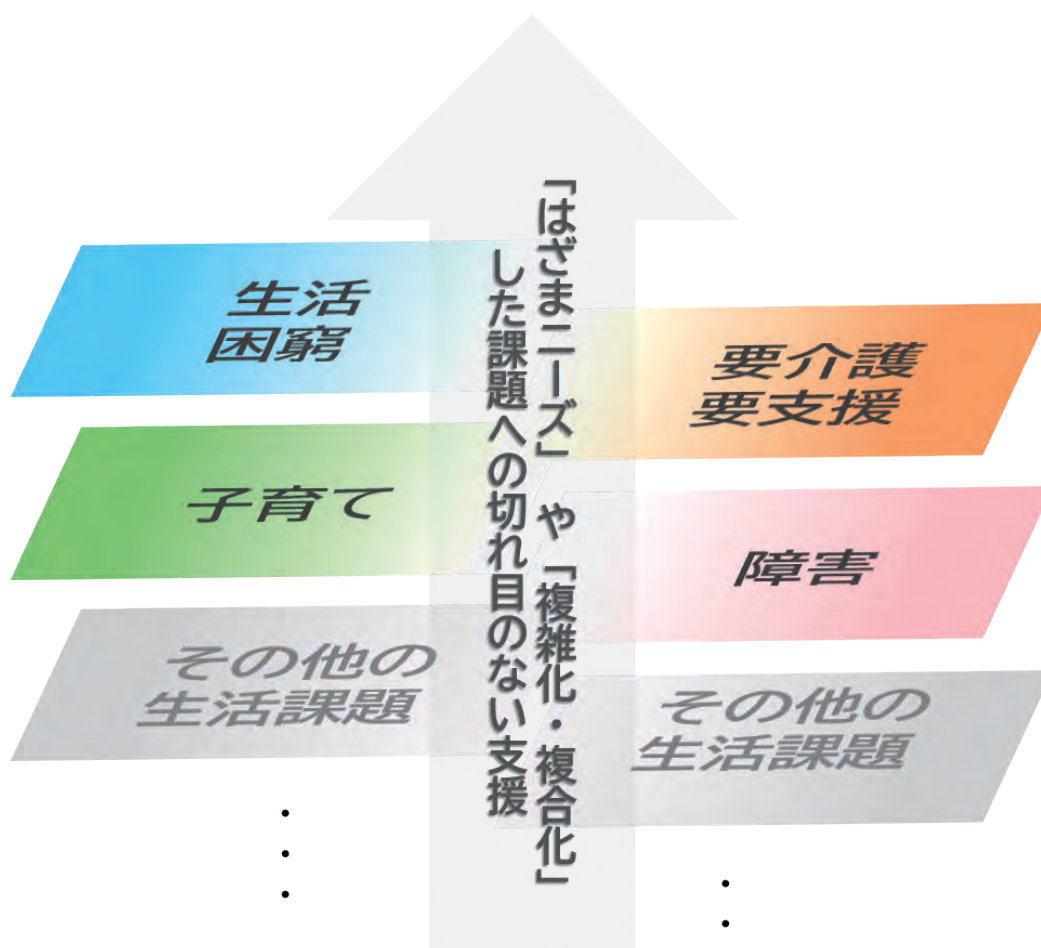
地域づくり

## (2) 改定にあたっての視点

### 視点1：生活課題の変化

今般、私たちの住む地域では、少子高齢化の進行や単独高齢者世帯の増加、生涯未婚率の増加など、社会の状況の変化に伴う地域とのつながりの希薄化や社会的孤立などを背景に、50歳前後のひきこもりの子どもの暮らしを80歳前後の親が支えている「8050問題」、家族の世話や家事を子どもが担っている「ヤングケアラー」、育児と介護を同時に行っている「ダブルケア」など、住民が地域で暮らしていく中で抱える生活課題が一層「複雑化・複合化」しています。

そのため、介護保険などの高齢者支援制度や障害者支援制度、子育て支援制度など、それぞれの制度の利用だけでは解決が困難なケースも多く、制度のはざまの見えにくいニーズに対する支援や、そのニーズキャッチの難しさが課題となっています。



## 視点2：地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業

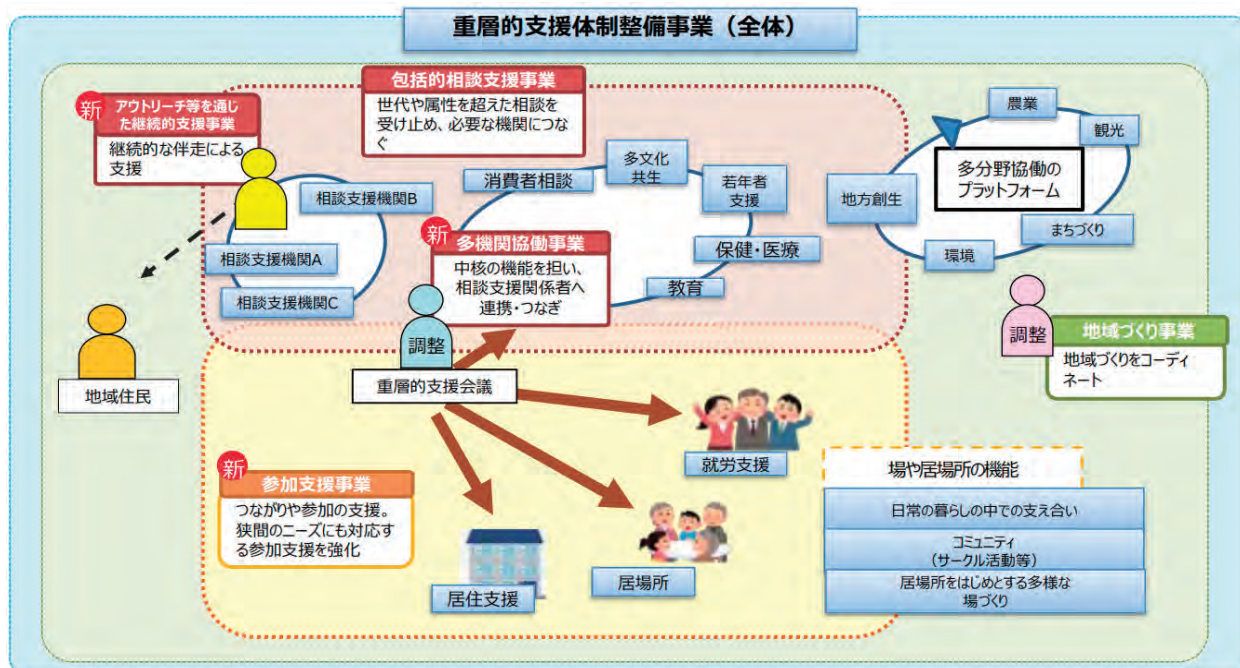
地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを指します。

<地域共生社会のイメージ図>



図：厚生労働省（社会福祉法の改正趣旨・改正概要）

### <重層的支援体制整備事業のイメージ図>



図：厚生労働省（社会福祉法の改正趣旨・改正概要）

平成29年(2017年)6月の社会福祉法の改正により、地域福祉推進の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。さらに令和元年度には、厚生労働省に設置された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」で、地域共生社会の具体化に向けた方向性が示され、その後、全国で実施されたモデル事業を踏まえ、令和2年(2020年)6月の社会福祉法の改正で「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

重層的支援体制整備事業は、従来型の分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている実情を踏まえ、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、属性や世代などを問わない包括的な支援体制を構築しようとするものです。

< 地域共生社会の実現に向けた国の取り組みの経緯 >

第1章

奈良市のめざす地域福祉

	<b>新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン</b>
平成27年 9月	分野を問わず包括的に相談・相談・支援を行えるような提供体制が必要であるという観点が打ち出され、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」を目指す未来像が示されました。
	<b>ニッポン一億総活躍プラン</b>
平成28年 6月	支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会の実現に向けた計画が提示されました。
7月	<b>「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置</b>
10月	<b>地域強化力検討会 設置</b>
12月	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業として、「地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」が示されました。
	<b>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布</b>
平成29年 6月	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを趣旨とした改正法が公布されました。
	<b>社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針</b>
12月	包括的な支援体制の整備を推進するための指針として、「住民に身近な圏域」「市町村圏域」「都道府県圏域」において行う事業や支援について示されました。
平成30年 4月	<b>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行</b>
令和元年 5月	<b>地域共生社会推進検討会 設置</b>
令和元年12月	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、次のとおり提言されました。 ①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。 ②本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき。
	<b>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布</b>
令和2年 6月	地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずることを趣旨とした改正法が公布されました。
令和3年 4月	<b>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行</b>

## 4 計画の期間

両計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5ヶ年の計画とし、奈良市第5次総合計画の計画期間とあわせて取り組みます。

また、さまざまな社会保障制度の改正や地域における地域福祉活動の進展状況などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の位置付けと他の計画との関係

### (1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。また、地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体の自主的・自発的な福祉活動や意見に基づく、民間の「行動・活動」計画として位置づけられます。

加えて、成年後見制度の利用促進に関する内容については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として、また、更生支援の推進に関する内容については、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉計画に包含するとともに、「基盤強化計画」については、地域福祉活動計画に包含することとします。

### (2) 奈良市第5次総合計画との関係

「奈良市総合計画」は、奈良市の行政運営の総合的な指針となる計画であり奈良市の最上位計画です。奈良市第5次総合計画は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までを計画期間としており、地域福祉計画はその前期と計画期間を同じくすることから、特に前期推進方針との整合性を図り策定します。また、奈良市第5次総合計画ではSDGsに対応していることから、本計画でも、その理念や目的を意識した内容とします。

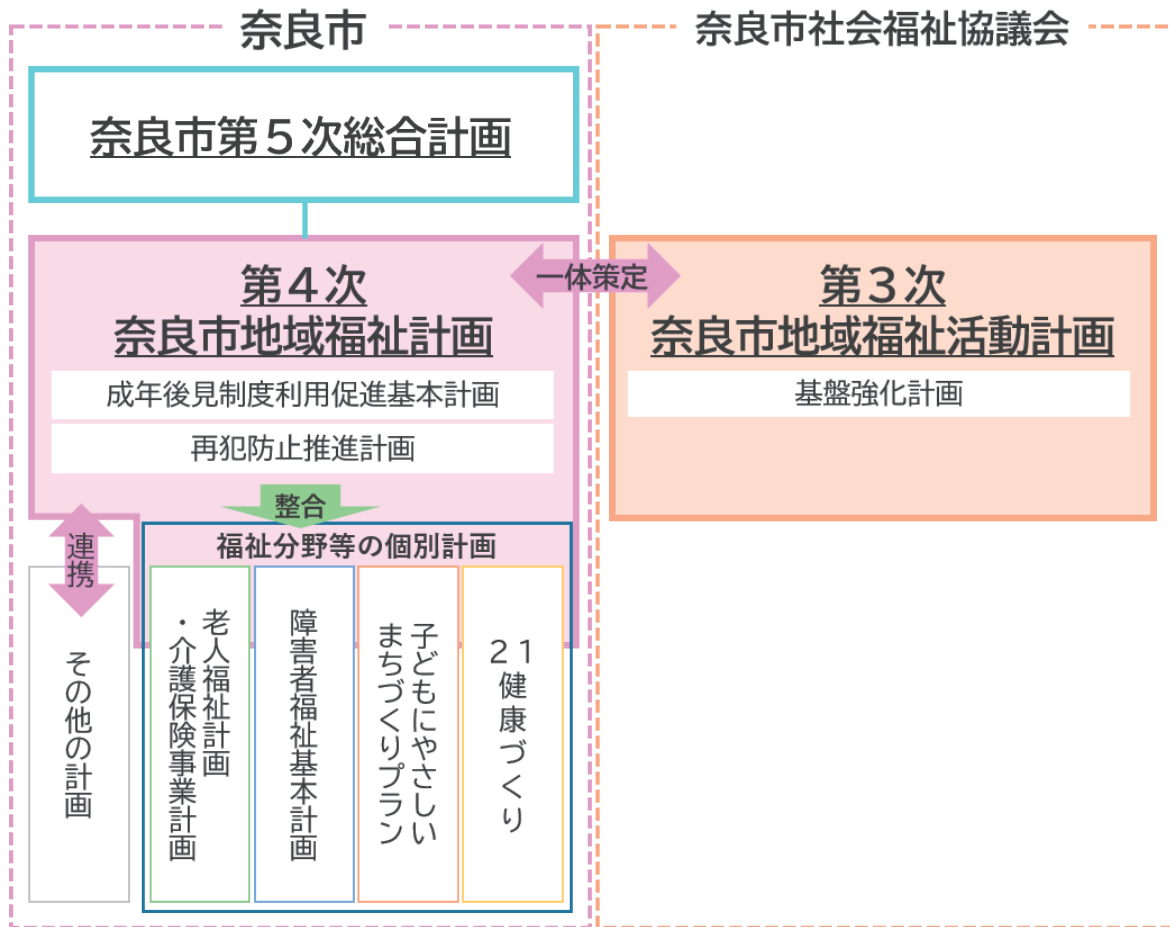
平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)が全会一致で採択されました。SDGsは17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、わが国を含むすべての国連加盟国が令和12年(2030年)までに取り組む国際目標です。

また、SDGsは、世界中の「誰ひとり取り残さない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると強調しており、社会に存在するあらゆるバリアを取り除くとともに、国や地域、人種、ジェンダー、障害の有無等、様々な側面における多様性を受け入れることが重視されています。



### (3) 福祉分野及びその他の計画との関係

地域福祉計画は、福祉分野等の個別計画である「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「奈良市障害者福祉基本計画」、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「奈良市 21 健康づくり」に共通する地域福祉の理念を共有し、個別の分野にとらわれることなく、これらの計画を横断的にとらえ、整合を図りながら策定します。また、地域の暮らしに関わるその他の計画とも連携を図りながら策定します。



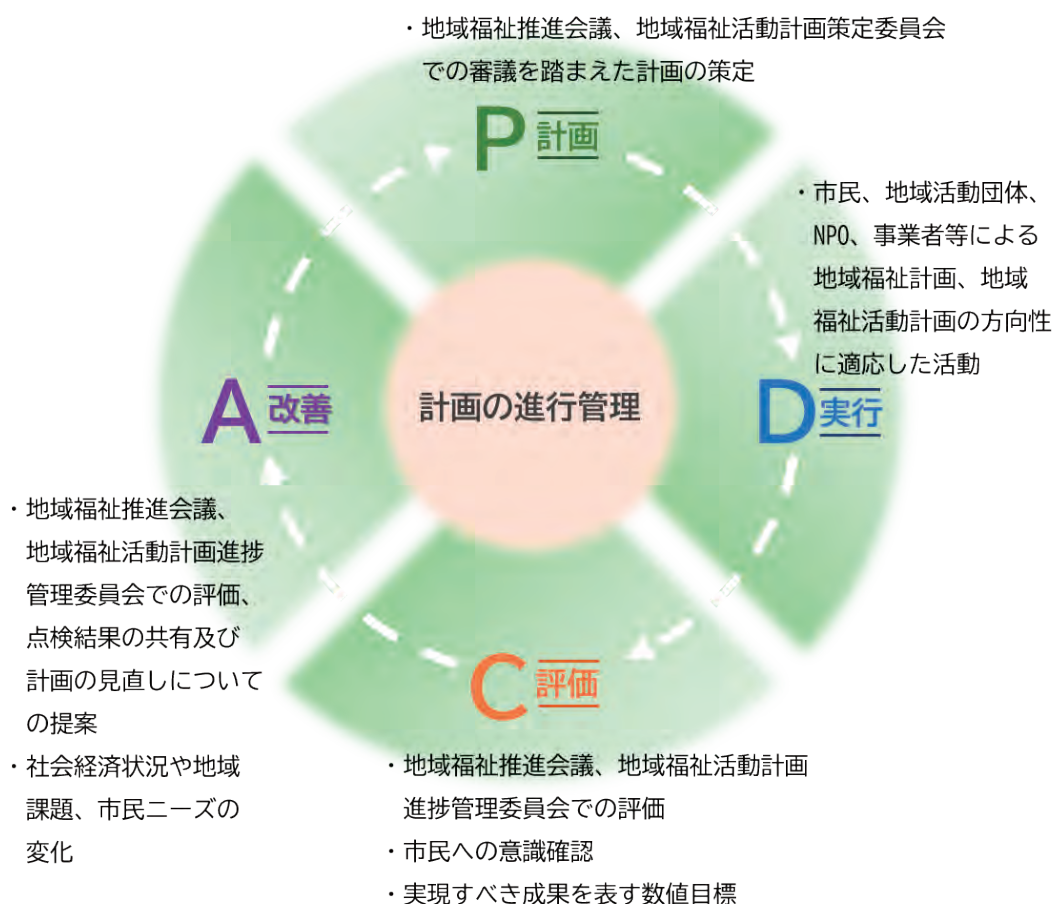


## 6 計画の進行管理

計画の進行管理は、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Act) を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいて実施します。

毎年、施策ごとに進捗状況の確認と要因分析を行い、その結果を実施計画の見直しなどにつなげるとともに、今後は、取組の効果を把握するため、実現すべき成果を表す数値目標（アウトカム指標※）の積極的な導入を検討します。また、評価に当たっては、市民の意識や満足度を定期的に把握するとともに、「奈良市地域福祉推進会議」及び「地域福祉活動計画進捗管理委員会」で評価をいただきます。

なお、本計画における取組の見込みなどは、本市の社会情勢や国の今後の施策の展開状況など、総合的に勘案したうえで、随時見直しを行うこととします。



※アウトカム指標…行政活動の成果を測る指標。行政活動の結果によって市民が受ける効果を示す

## 7 福祉エリアの考え方

地域福祉を推進する上で、暮らしを支えあう関係づくりにあわせて、身近なエリアにおける公・民の重層的な相談・支援体制を整備することが重要です。隣近所・自治会区域や小学校区レベルで見守り支えあう関係づくりを強化し、より広域の市域レベルでは、専門的な支援の提供や関係機関との連携調整など、エリアに応じそれぞれの役割を果たすことが期待されます。

### (1) 隣近所・自治会区域（日常的な対話と交流・安否確認）

最も身近な地域コミュニティ※のエリアであり、日常的な会話や交流を通して、孤立を防ぎ、互いに支えあうためのもっとも基本的な単位です。

### (2) 小地域福祉活動圏域（日常的な暮らしの支えあい・見守り）

住民が気軽に歩いて参加し活動できるエリアであり、小学校区とほぼ一致して地区社協が設置されています。高齢者や障害のある方にとっては、より身近な圏域で相談やサービスを利用できることが重要です。また、福祉施策の地域アプローチとして、小学校区を小地域福祉活動圏域と考え、拠点づくりを進めることも大切です。

### (3) 日常生活圏域（居場所・交流の場づくり、専門的な相談と支援）

中学校の区域と地域の特性を考慮して、奈良市内に地域包括支援センターを設置しています。身近な地域での専門的な相談・支援活動を行っており、地域の福祉の中核的機関としての役割を果たしています。

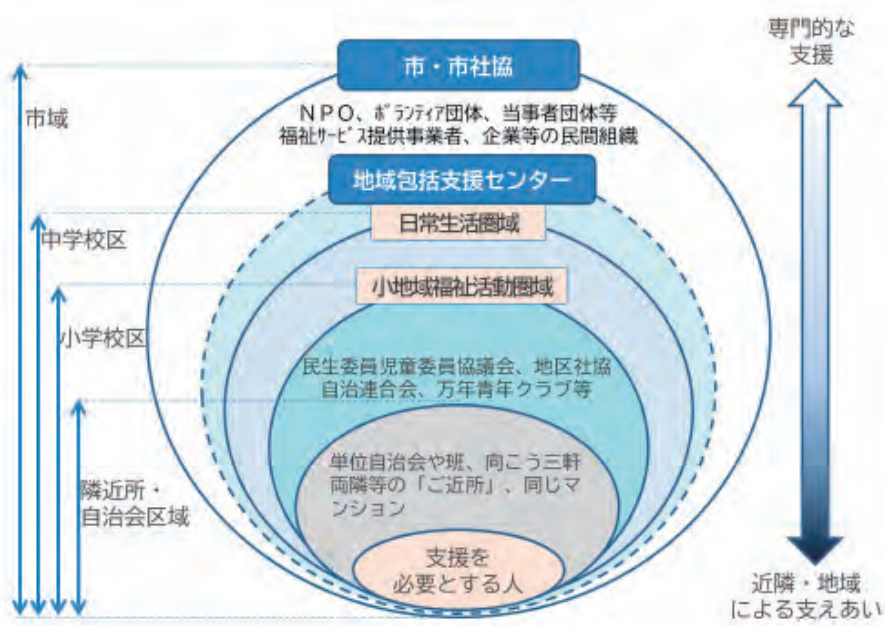
### (4) 市域（福祉制度などを活用したサービス）

より専門的な相談・支援や、各種団体・機関・事業者との連絡調整、県などの関係機関との連携、人権・福祉意識の啓発などについては、市全域で取り組んでいく課題となります。

---

※地域コミュニティ…地域住民が生活している場所。消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどにかかわり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会あるいはそのような住民の集団のこと。

<生活圏域とサービス・活動エリア及びエリアの構成員についてのイメージ>





## 第2章

# 奈良市をめぐる状況と課題分析

1. みまもり支援
  - (1) 奈良市における人口減少状況及び少子高齢化の推移と将来推計・ 18
  - (2) 奈良市における高齢者世帯の増加状況・ 19
  - (3) 全国の認知症高齢者の将来推計・ 19
2. 相談支援
  - (4) 奈良市における世帯あたり人数の減少状況・ 21
  - (5) 奈良市における単独世帯の増加状況・ 21
  - (6) 奈良市における生活困窮者の増加状況等・ 22
  - (7) ヤングケアラーの状況・ 23
  - (8) 奈良市に暮らす外国人の世帯あたり人数の減少状況・ 24
3. 参加支援
  - (9) 奈良市の要支援・要介護認定者数の将来推計・ 26
  - (10) 奈良市の障害者手帳所持者数の状況・ 27
  - (11) 全国の「ふれあい・いきいきサロン」の状況・ 27
4. 地域づくり支援
  - (12) 小学校区別人口分布・ 29
  - (13) 小学校区別高齢化率（人口に占める65歳以上の人の割合）・ 30
  - (14) 小学校区別人口増減・平均世帯人員・年少人口の割合・ 31
5. 災害支援
  - (15) 避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランの策定率・ 33

## 第2章 奈良市をめぐる状況と課題分析

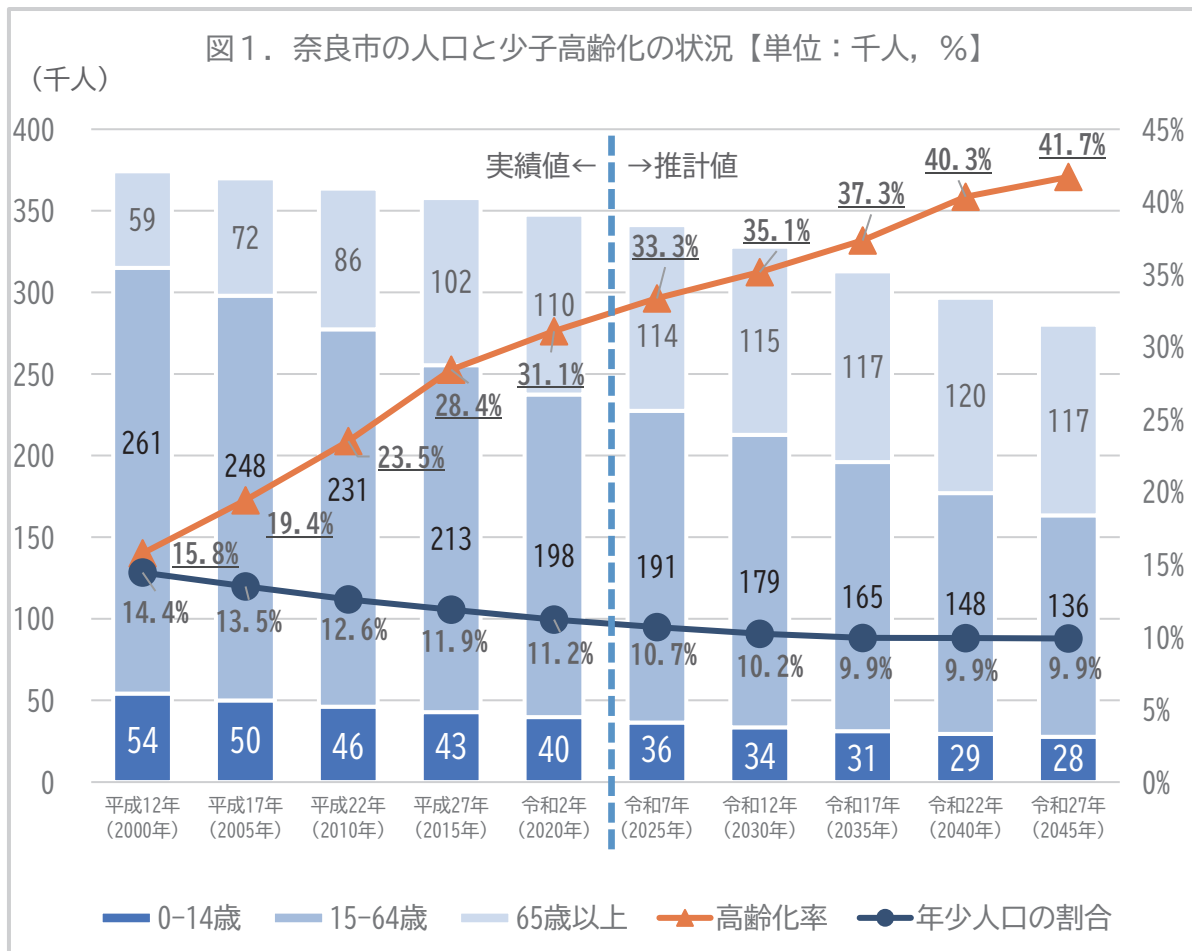
第2章では、統計資料や将来推計値、地域の各種団体等へのヒアリング調査や地域福祉推進会議及び地域福祉活動計画策定委員会の委員へのアンケート調査の結果を踏まえ、課題分析を行います。

※ヒアリング調査結果とアンケート調査結果の詳細は「資料編」に掲載しています。

### 1 みまもり支援

#### (1) 奈良市における人口減少状況及び少子高齢化の推移と将来推計

令和27年(2045年)の推計では、令和2年(2020年)と比べて高齢化率が約10.6%増加、また、年少人口の割合は約1.3%減少する見込みです。



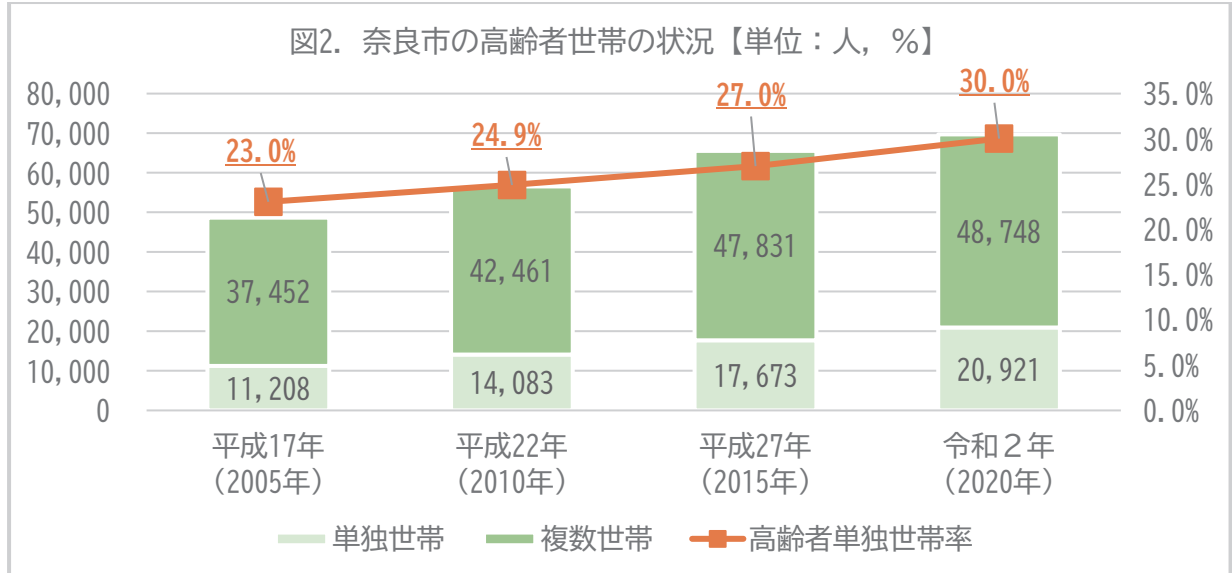
(資料) 国勢調査(令和2年までの実績値、なお、平成12年の国勢調査の数値には、旧月ヶ瀬村・旧都・村の人口を含んでいます)

奈良市第5次総合計画及び国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査に基づく推計

※年齢不詳の人口があるため、計は一致しません

## (2) 奈良市における高齢者世帯の増加状況

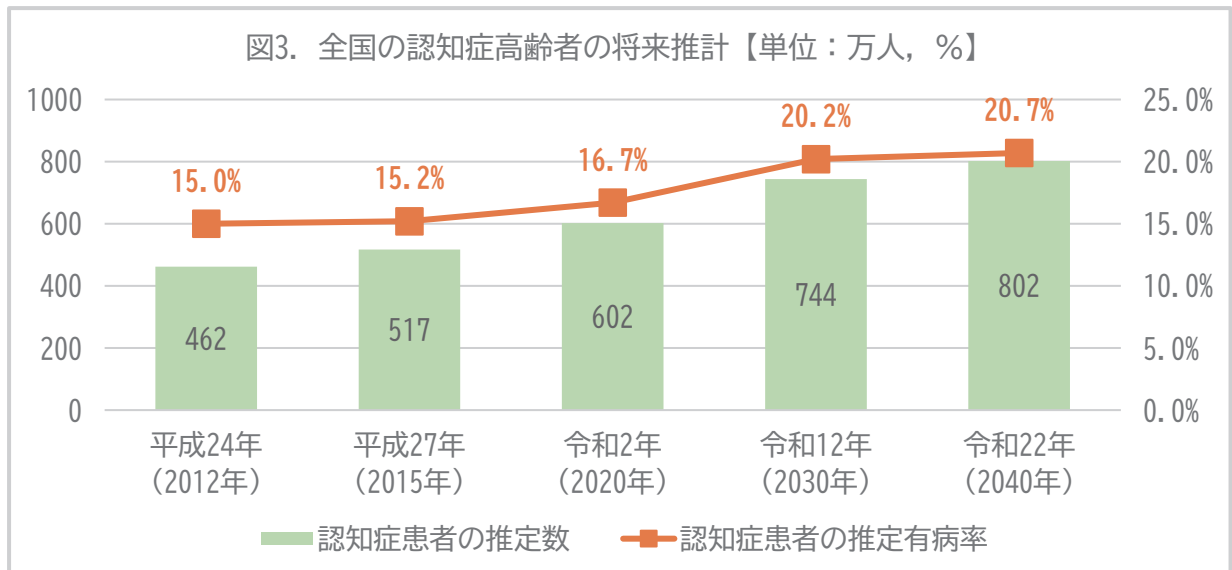
高齢者(65歳以上)のいる世帯数は増加傾向にあり、平成17年(2005年)には48,660世帯であったところ、令和2年(2020年)には69,669世帯と2万世帯以上増加しています。また、高齢者世帯全体に占める単独世帯の割合は令和2年に30%を超えました。



(資料) 国勢調査

## (3) 全国の認知症高齢者の将来推計

厚生労働省による認知症有病者数の全国調査によると、平成24年(2012年)時点で認知症高齢者は約462万人に達しているとされています。また、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」によると、今後も認知症高齢者は増加傾向にあるとされ、令和22年(2040年)には有病率が高齢者人口の約20.7%になると推計されています。



(資料) 日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究  
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)

## データから見える地域状況の一例

- 少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、見守り活動の担い手は今後高齢化し、そして減少していくことが見込まれます。(図1)
- 令和2年(2020年)時点で、高齢者世帯の約3割は単独世帯であり、過去15年間一貫して上昇傾向にあることから、今後も上昇していくことが予想されます。(図2)
- 認知症高齢者の推定有病率は令和2年(2020年)時点で約16.7%と推計されており、今後も有病率が上昇していくと見込まれています。(図3)



### 『みまもり支援』

～「あのひとたち」の問題から「わたしたち」の問題へ～

単身高齢者に限らず、老老世帯や日中独居など、見守りを必要とされる方は多様であり、今後も増加していくことが見込まれます。一方で、生産年齢人口の減少に伴い、見守り活動の担い手は少しずつ高齢化し、また減少していくことが見込まれます。

それでもなお、日頃からの見守り活動は、地域社会における“つながり”の基礎であり、社会的孤立から生まれる諸問題への対応に必要不可欠です。「見守る人」「見守られる人」という関係を越えて、我が事として気づき・支えあう仕組みとして、地域の理解や協力を得ながら進めていくことが必要です。→具体的な取組については、p.30 へ。



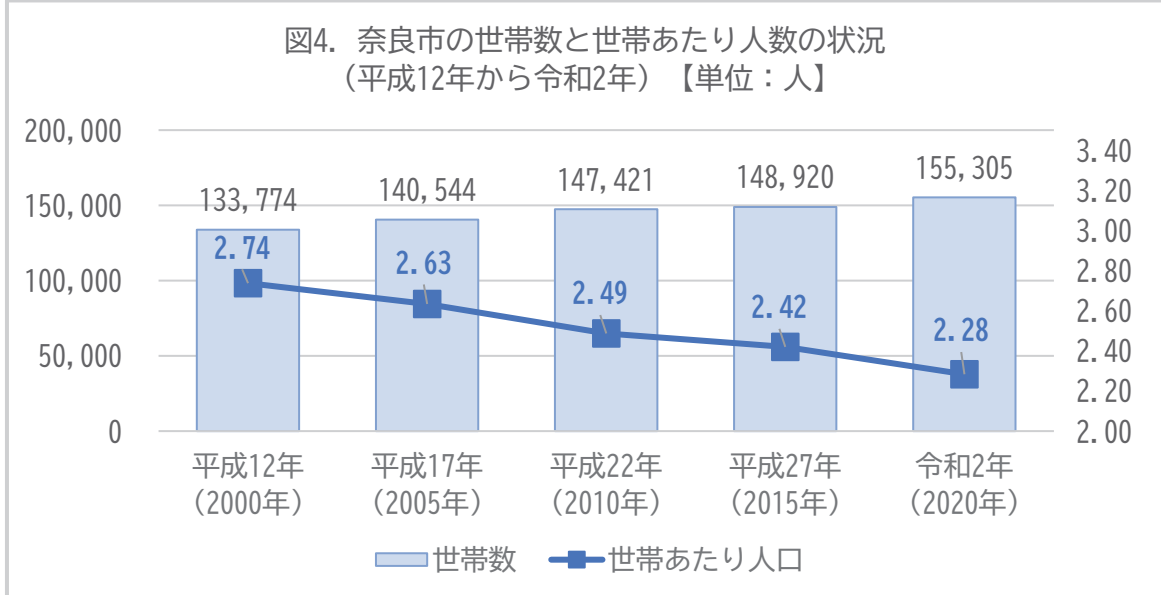
### アンケート・ヒアリング調査結果及び福祉でまちづくり作戦会議での意見より抜粋

- ▶ 老老介護や日中独居などで、見守り対象者のニーズの高まりがある。
- ▶ 家族以外とのつながりがなく、地域や専門職とのつながりを拒む方がいる。
- ▶ 病識が乏しいために適切な医療とつながらず、近隣住民とのトラブルが絶えない方がいる。
- ▶ 福祉サービスに一旦はつながったものの関係が切れてしまった方がいる。
- ▶ 今般の社会情勢の変化に対応できず、社会的孤立に陥る方がいる。
- ▶ 十分な情報が得られず孤立に追い込まれた介護者がいる。



### (4) 奈良市における世帯あたり人数の減少状況

本市の人口は近年減少している一方、世帯数は増加しています。このため世帯あたりの人口は、平成12年(2000年)に2.74人であったところ、令和2年(2020年)には2.28と減少しています。

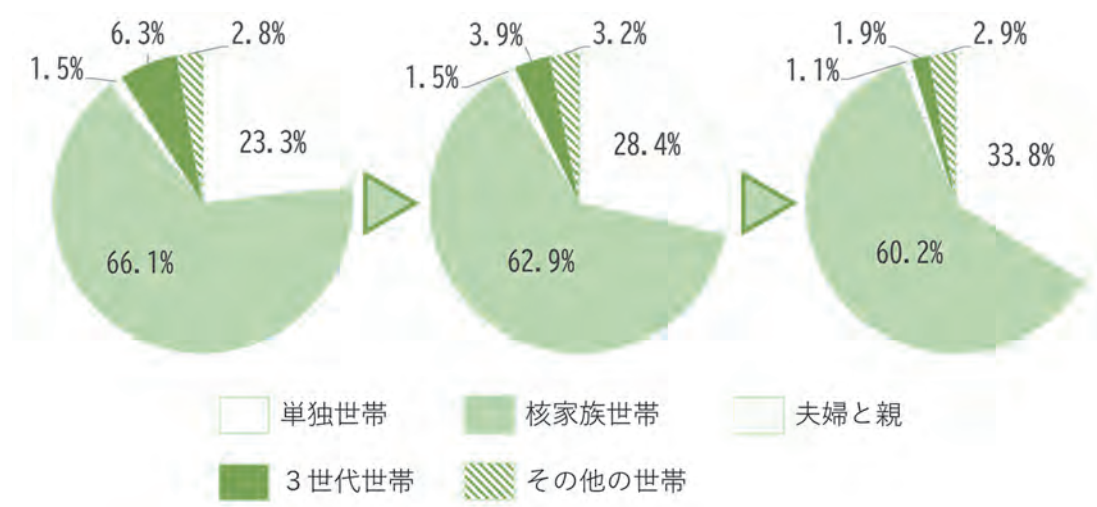


(資料) 国勢調査

### (5) 奈良市における単独世帯の増加状況

平成12年(2000年)からの20年間で「3世代世帯」や「核家族世帯」が減少する一方、「単独世帯」が増加しています。

図5. 奈良市の家族構成の変化

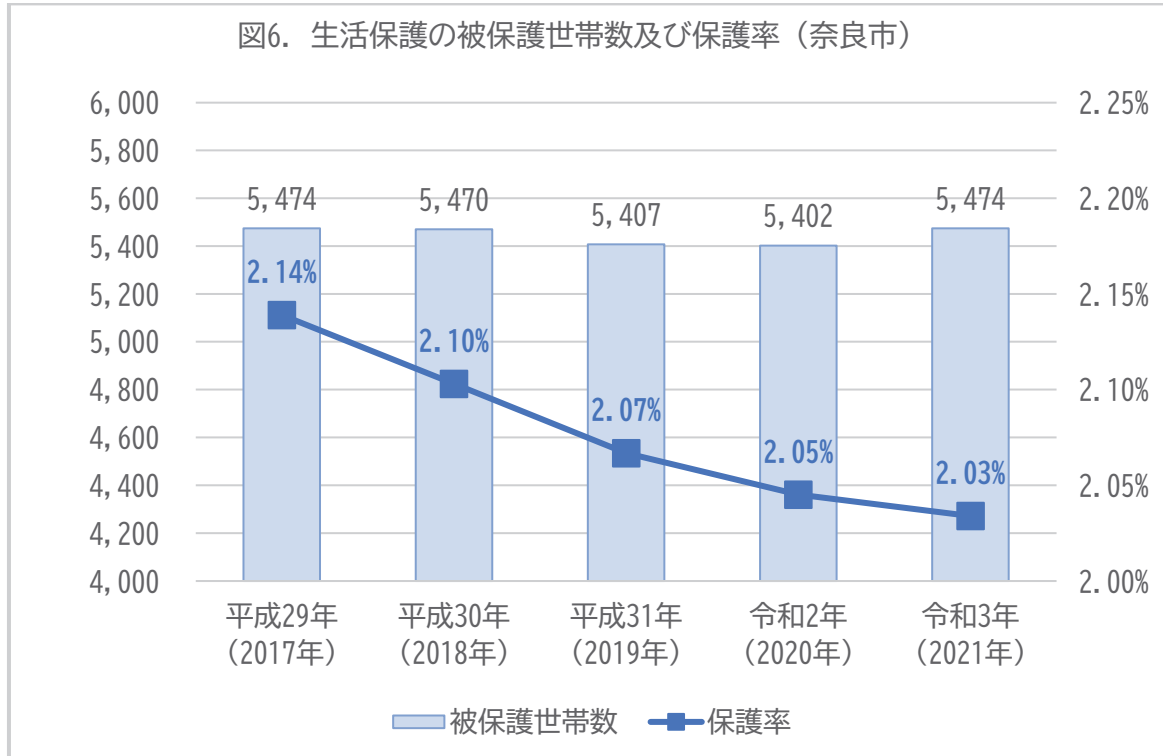


(資料) 国勢調査

## (6) 奈良市における生活困窮者の増加状況等

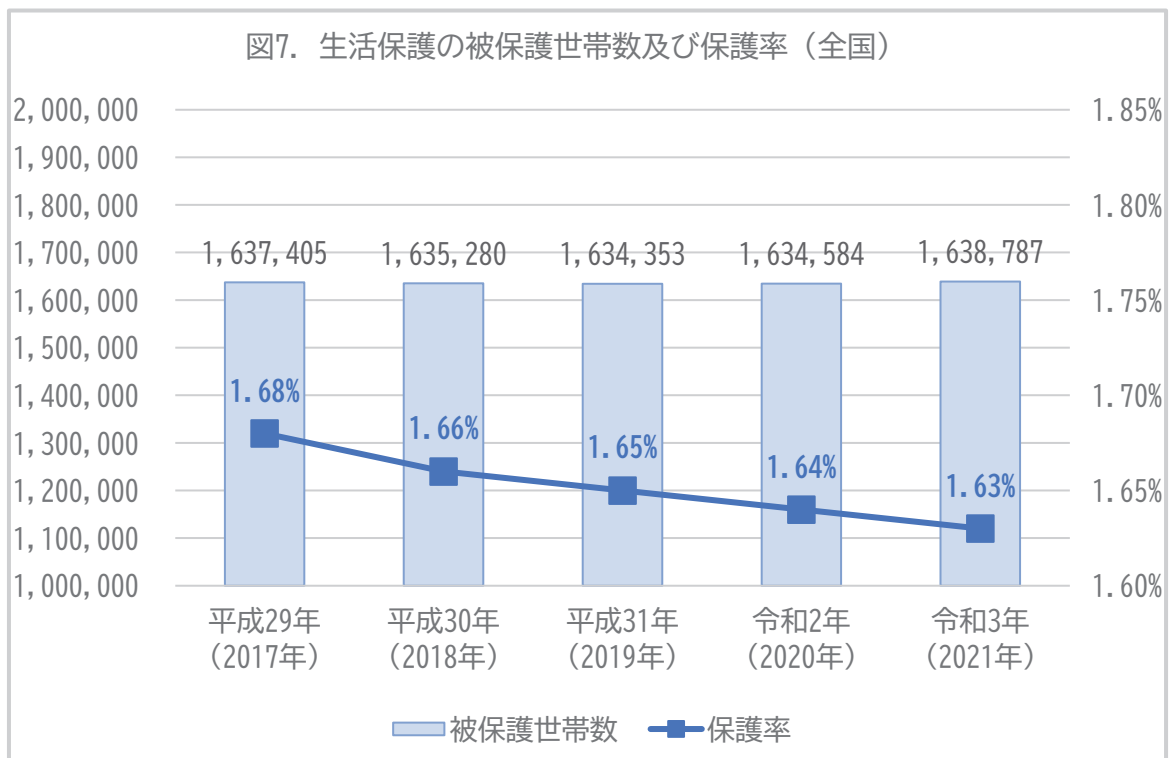
本市の生活保護の被保護世帯数は、近年ほぼ増減がない状況で、図4のとおり世帯数の増加に伴い保護率は減少傾向です。なお、全国平均も同様の傾向ですが、本市の令和3年(2020年)の保護率は全国平均を0.4%上回っています。

図6. 生活保護の被保護世帯数及び保護率（奈良市）



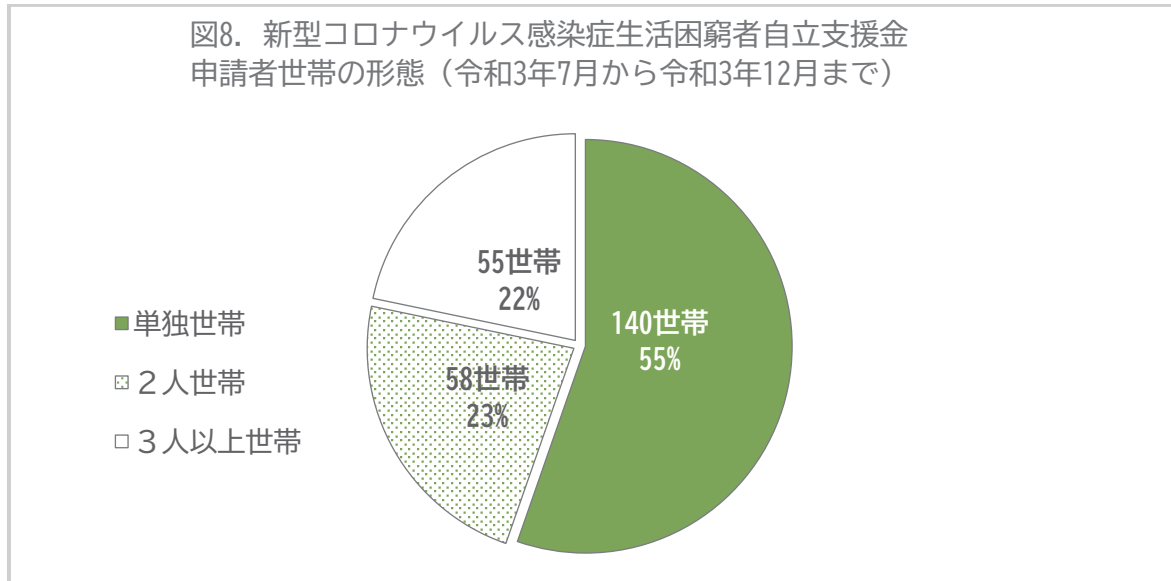
(資料) 庁内資料

図7. 生活保護の被保護世帯数及び保護率（全国）



(資料) 厚生労働省「生活保護の被保護者調査」

また、生活保護に至る前の自立支援策のひとつとして実施している、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請された世帯の状況は下図のとおりで、単独世帯が過半数を占めます。

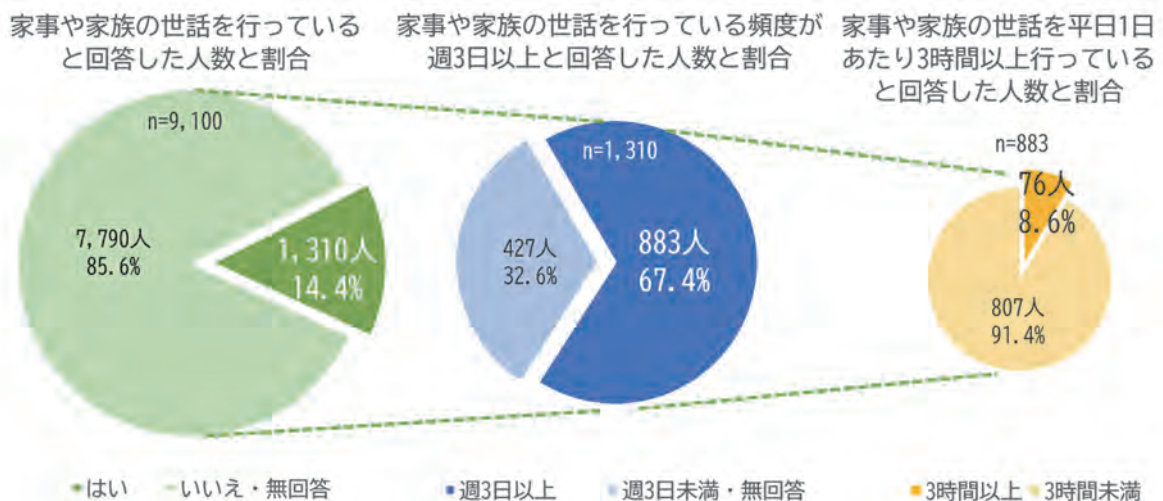


（資料）庁内資料

### （7）ヤングケアラーの状況

令和3年(2021年)に奈良県が実施した「ヤングケアラー等に関する実態調査」によると、中学3年生の有効回答者数9,100人に占める、週3日以上平日1日あたり3時間以上の家事や家族の世話をしていると回答した人の割合は約0.8%です。令和4年3月1日現在の奈良県推計人口により按分すると、奈良市に約20人のヤングケアラーがいることとなります。

図9. ヤングケアラーの状況

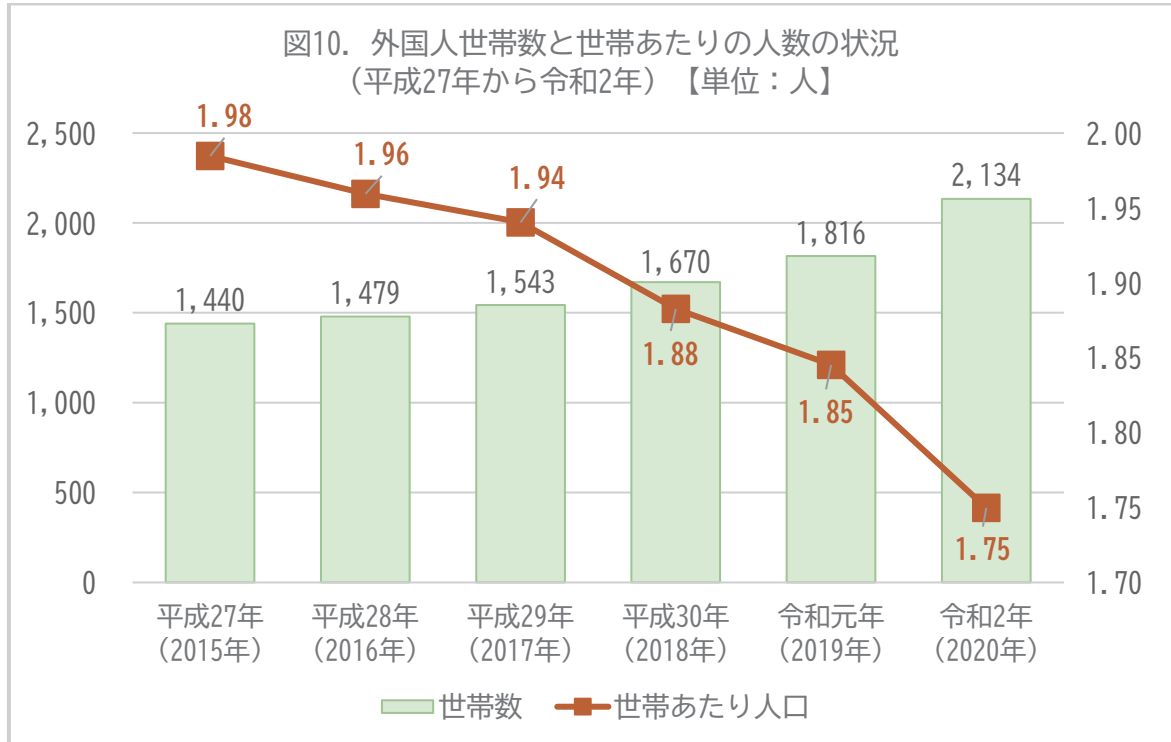


（資料）奈良県「ヤングケアラー等に関する実態調査」

※ヤングケアラー… 家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

## (8) 奈良市に暮らす外国人の世帯あたり人数の減少状況

外国人世帯数は近年増加傾向にある一方、世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平成27年(2015年)時点では約1.98人であったところ、令和2年(2020年)には約1.75人となっています。



(資料)「統計なら」各年1月1日時点

## データから見える地域状況の一例

- 「単独世帯」の増加が進み、全体の3分の1を超えています。(図4、5)
- 生活課題がある場合に、必ずしも「相談できる相手」や「頼れる相手」が身近にいるとは限らない現状があります。(図8、図9)
- 奈良市に暮らす外国人の世帯あたり人数も、平成27年(2015年)には約1.98人であったところ、令和2年(2020年)には約1.75人と減少しており、これまでに比べて身近な相談相手が減少していることが推測されます。(図10)

## 『相談支援』

### ～属性や世代を問わない包括的な相談の受けとめ～

地域には様々な背景を持つ方が暮らしており、それぞれの方が抱える生活課題は千差万別です。そして、それらの生活課題について相談できる相手が必ずしも身近にいるとは限らないことや、複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対しては、既存の分野毎の枠組みだけでは解決が難しい場合もあることなどが見えてきました。

多様化する生活課題に対して相談を包括的に受けとめる体制を整えるとともに、支援ネットワークによる多機関協働の仕組みづくりやつながり続ける伴走支援の充実など、きめ細かな取組が必要です。

→具体的な取組については、p.34 へ。

### アンケート・ヒアリング調査結果及び 福祉でまちづくり作戦会議での意見より抜粋

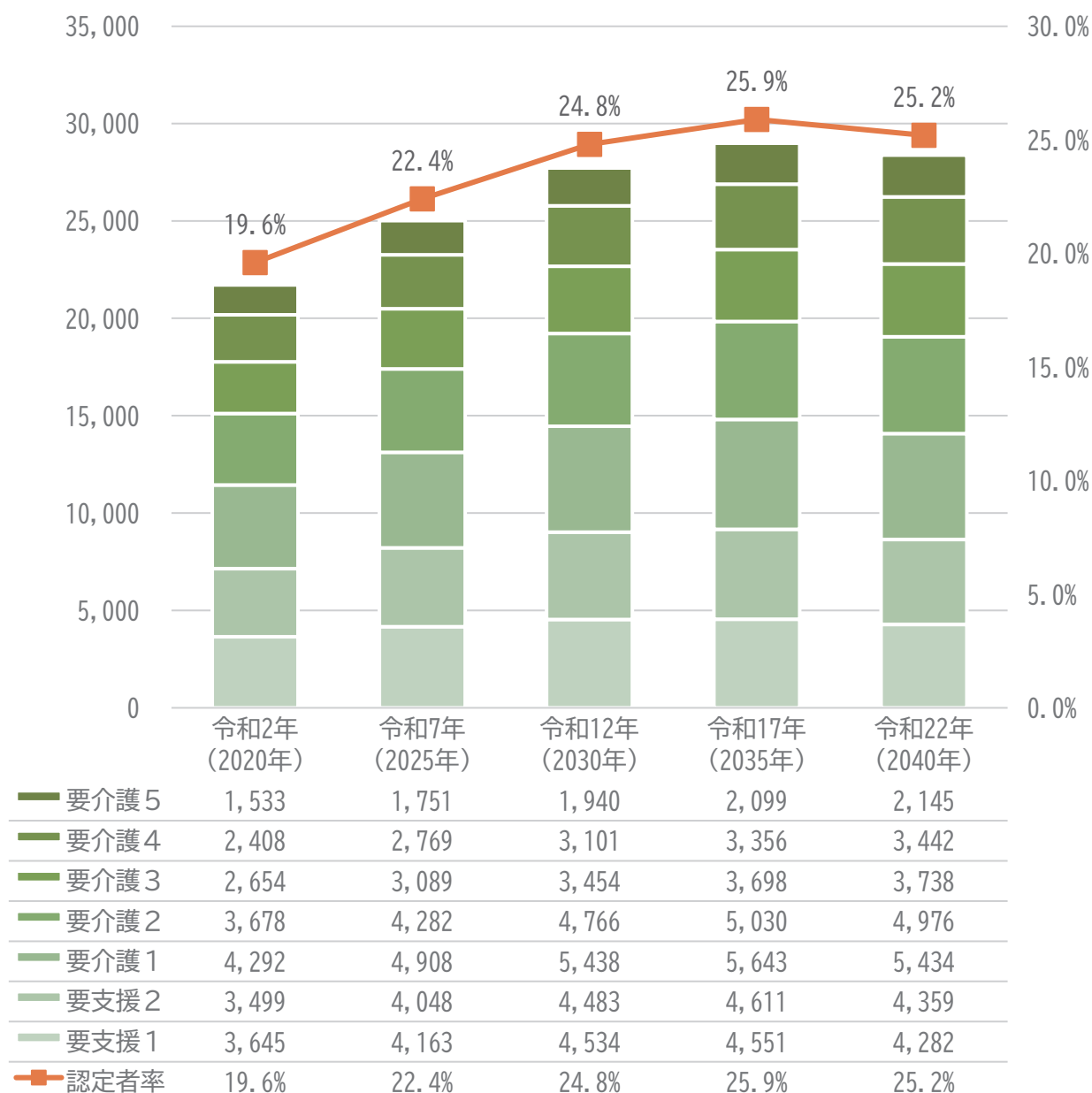
- ▶ 8050 問題など支援ニーズの複合化や多様化が進行している。
- ▶ 家族支援への視点をもつとともにライフサイクルに応じたシームレスな支援構築が必要。
- ▶ 関係機関や関係者間での情報共有が困難。
- ▶ 制度の狭間のニーズへ対応するにあたり、活動のバックアップ資源が足りない。

### 3 参加支援

#### (9) 奈良市の要支援・要介護認定者数の将来推計

令和17年(2035年)には、高齢者の4人に1人以上が要支援・要介護認定者となることが予測されています。

図11. 奈良市の要支援・要介護認定者数の状況  
【単位：人，％】



(資料) 地域包括ケア「見える化システム」から引用

### (10) 奈良市の障害者手帳所持者数の状況

近年、障害者手帳の所持者数は増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者の増加率は他の手帳保持者に比べ高くなっています。

表 1. 障害者手帳所持者数の状況

	平成 28 年度 (2016 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	増減率
身体障害者手帳	14,176	13,877	-2.1%
療育手帳	2,701	3,012	11.5%
精神障害者保健福祉手帳	2,806	4,001	42.6%
障害者手帳所持者総数	19,683	20,890	6.1%

(資料) 庁内資料 身体障害者手帳及び療育手帳所持者数は各年度 3 月末時点、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年度 6 月末時点のもの

### (11) 全国の「ふれあい・いきいきサロン」の状況

全国における「ふれあい・いきいきサロン」の実施を主な対象別に見ると、「高齢者」対象が最も多く 78.9%、次いで「複合型」12.3%、「子育て家庭」5.4%となっています。

表 2. 全国の「ふれあい・いきいきサロン」の状況

区分	合計	割合 (%)
高齢者	68,447	78.9
身体障害者	250	0.3
知的障害者	126	0.1
精神障害者	134	0.2
ひきこもり	82	0.1
子育て家庭	4,716	5.4
複合型	10,703	12.3
その他	2,320	2.7
全体	86,778	100

(資料) 全国社会福祉協議会「社会福祉協議会 活動実態調査等報告書 2018」

## データから見える地域状況の一例

- 今後 20 年で、要支援認定者数が約 21.0%増加する見込みである一方、要介護認定者数が約 35.5%増加する見込みであり、増加ペースに差があります。また、高齢者単独世帯は増加していくことが見込まれています。これらのことから、孤立を防ぎ、介護を予防する仕組みとして、気軽に参加できる活動の場（居場所）の充実が求められます。（図 11、図 2）
- 近年、障害者手帳の所持者数は増加傾向にありますが、全国における「ふれあい・いきいきサロン」の対象別の開設状況を見ると、高齢者対象のものが多く、障害者対象のものが相対的に少ない状況です。（表 1、表 2）

### 『参加支援』

～ありのままの自分あたりまえに受け入れられる居場所～

生きづらさを抱える方が地域社会から孤立することなく暮らしていくためには、本人や家族と地域社会とのつながりの確保や参加を支援し、継続的なかわりの接点を確保することが大切です。

そして、これらの参加支援を考えるにあたっては、本人や家族の状況やニーズ、地域社会とのつながりの構築を中心に考え、ありのままの自分で安心して気軽に参加できる居場所づくりを、地域の既存資源を活用しながら支援していく必要があります。→具体的な取組については、p.40 へ。

### アンケート・ヒアリング調査結果及び福祉でまちづくり作戦会議での意見より抜粋

- ▶ 生きづらさを抱える中高生の、学校や家以外での居場所がない。
- ▶ 障害分野で働き始めた人が仕事の悩みを吐き出したり余暇活動ができる場所がない。
- ▶ 虚弱な高齢者が家とサービス以外で雑談したり生きがいづくりができる場がない。
- ▶ 男性の活動の場への参加や役割づくりが必要。

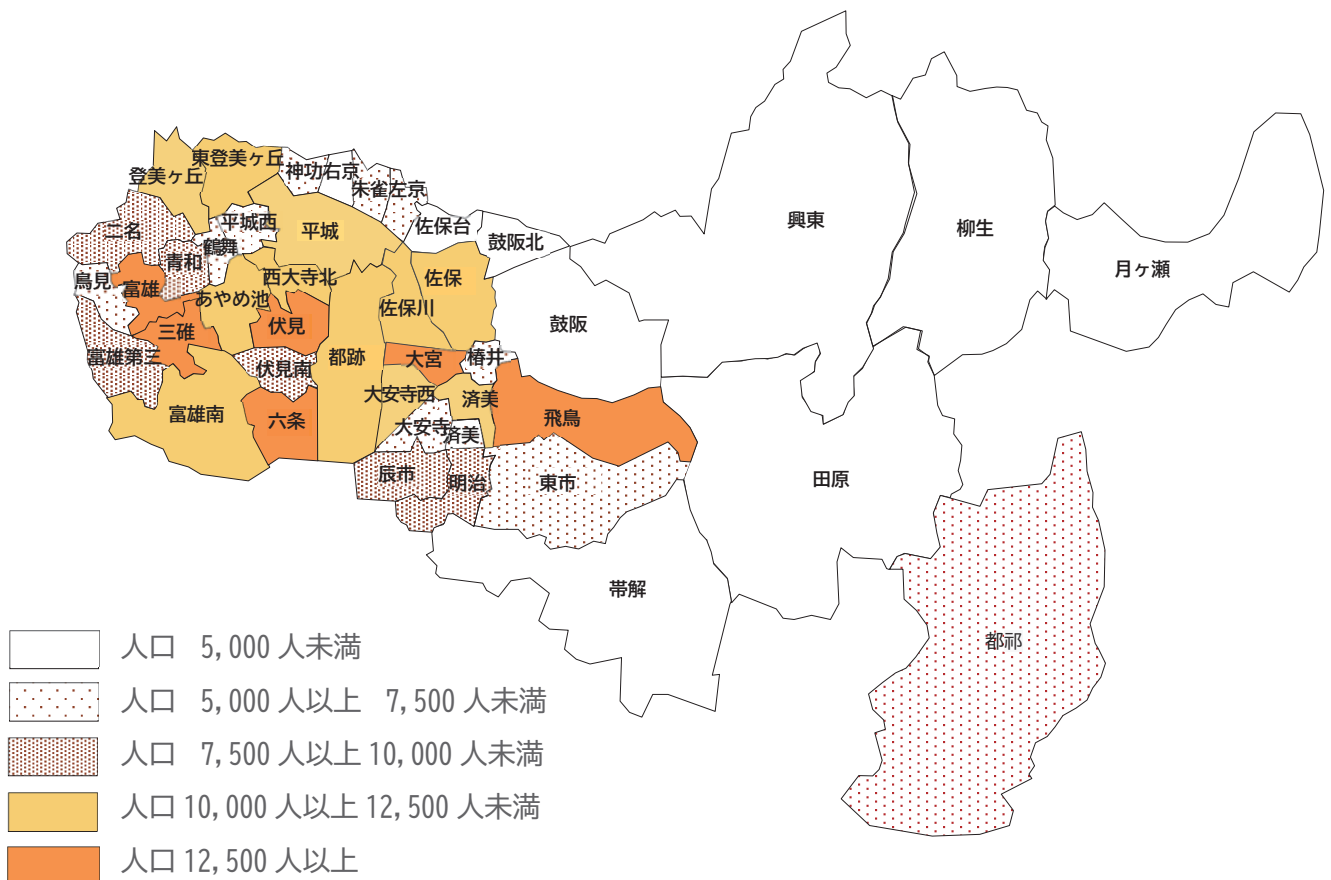


## 4 地域づくり支援

### (12) 小学校区別人口分布

人口1万人以上の校区が西部に集中しており、人口5,000人未満の校区は東部に集中しています。

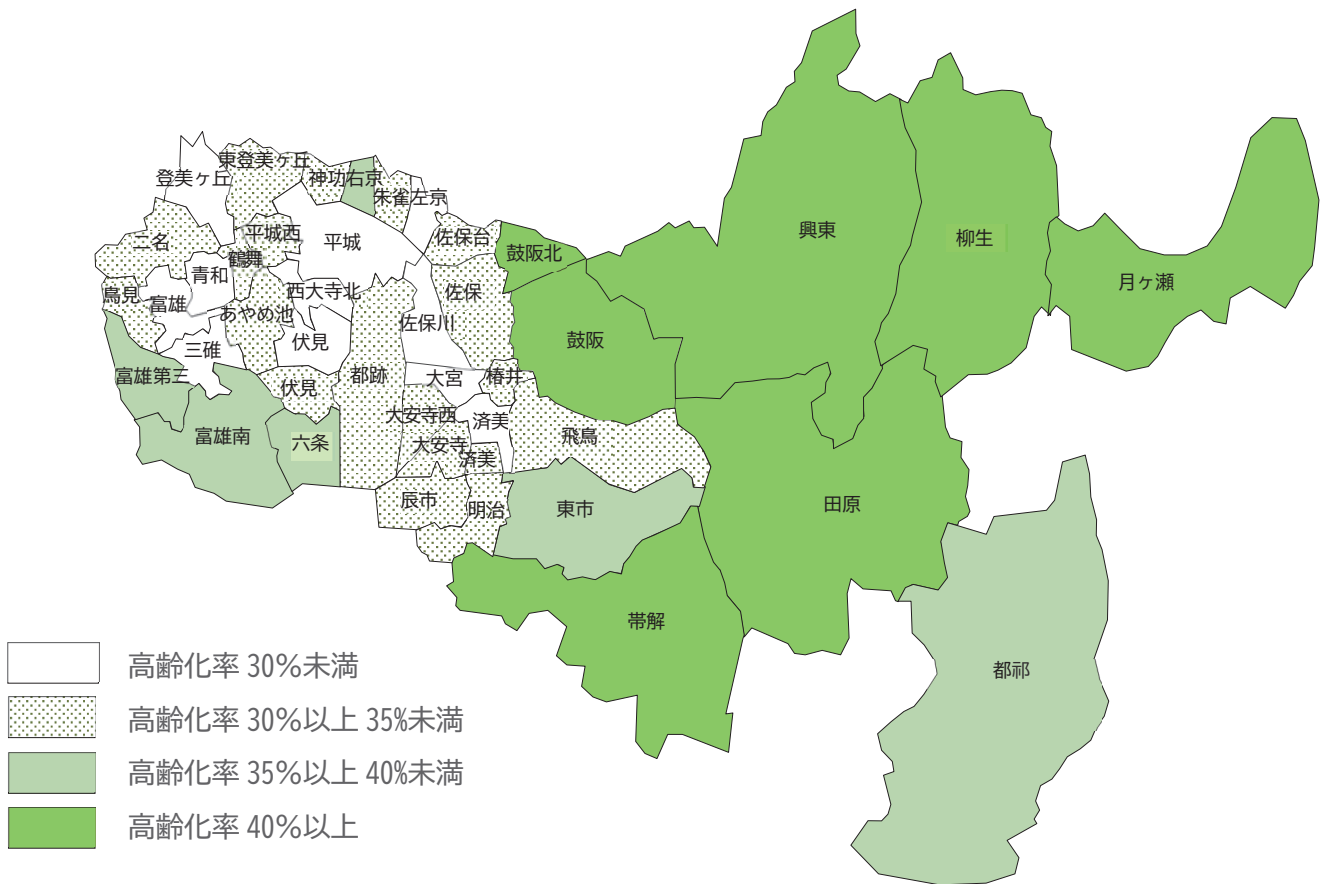
図12. 小学校区別人口分布



### (13) 小学校区別高齢化率（人口に占める 65 歳以上の人の割合）

高齢化率 40%以上の校区が東部に集中しており、西部は東部に比べ高齢化率が低い傾向があります。

図 13. 小学校区別高齢化率（人口に占める 65 歳以上の人の割合）



### (14) 小学校区別人口増減・平均世帯人員・年少人口の割合

10年間の人口増減は、最も増加率の大きい校区で+13.2%、最も減少率の大きい校区で-26.1%となっています。また、平均世帯人員は、最も多い校区で2.71人、最も少ない校区で1.86人となっています。さらに年少人口の割合は、最も高い校区で14.7%、最も少ない校区で4.3%となっています。

表3. 小学校区別人口増減・平均世帯人員・年少人口の割合

10年間の人口増減			平均世帯人員			年少人口の割合 (15歳未満の割合)		
順位	校区	人口増減割合	順位	校区	人員	順位	校区	割合
1	佐保台	113.2	1	月ヶ瀬	2.71	1	登美ヶ丘	14.7
2	伏見	109.0	2	左京	2.45	2	青和	14.5
3	あやめ池	108.3	3	三碓	2.43	3	左京	14.1
4	登美ヶ丘	106.0	4	東登美ヶ丘	2.39	4	伏見	13.8
5	大宮	105.4	5	二名	2.37	5	東登美ヶ丘	13.4
6	佐保川	104.0	6	青和	2.35	6	佐保台	13.2
7	椿井	102.9	7	都祁	2.32	7	二名	13.1
8	済美	102.7	8	平城西	2.31	8	平城	13.0
9	伏見南	102.6	9	朱雀	2.31	9	伏見南	13.0
10	東登美ヶ丘	102.5	10	富雄北	2.29	10	三碓	12.9
11	青和	102.2	11	富雄第三	2.28	11	鳥見	12.8
12	鶴舞	102.1	12	登美ヶ丘	2.27	12	あやめ池	12.5
13	二名	97.3	13	平城	2.26	13	鶴舞	12.4
14	平城	97.1	14	富雄南	2.25	14	平城西	11.8
15	大安寺西	96.8	15	神功	2.24	15	富雄北	11.6
16	佐保	96.5	16	伏見南	2.22	16	大安寺	11.5
17	三碓	96.3	17	鳥見	2.22	17	大安寺西	11.5
18	平城西	95.9	18	あやめ池	2.20	18	富雄南	11.4
19	鳥見	95.8	19	柳生	2.19	19	飛鳥	10.9
20	西大寺北	95.6	20	佐保台	2.18	20	西大寺北	10.9
21	左京	95.6	21	六条	2.16	21	朱雀	10.9
22	富雄北	95.2	22	都跡	2.16	22	大宮	10.7
23	都跡	94.6	23	帯解	2.15	23	佐保	10.6
24	富雄南	94.5	24	明治	2.14	24	都跡	10.6
25	明治	94.3	25	田原	2.13	25	佐保川	10.6
26	朱雀	94.3	26	大安寺西	2.12	26	明治	10.5
27	済美南	94.2	27	興東	2.12	27	六条	10.5
28	六条	92.5	28	伏見	2.10	28	済美	10.3
29	辰市	91.9	29	鼓阪北	2.08	29	済美南	10.2
30	右京	91.7	30	西大寺北	2.07	30	富雄第三	9.8
31	大安寺	91.3	31	鶴舞	2.06	31	右京	9.6
32	富雄第三	90.9	32	飛鳥	2.04	32	椿井	9.5
33	飛鳥	90.5	33	済美南	1.99	33	神功	9.5
34	神功	88.5	34	佐保	1.98	34	辰市	9.3
35	都祁	85.1	35	済美	1.98	35	月ヶ瀬	9.0
36	鼓阪	83.6	36	右京	1.98	36	都祁	8.6
37	東市	81.8	37	大安寺	1.97	37	東市	8.1
38	帯解	81.8	38	東市	1.95	38	帯解	8.0
39	鼓阪北	81.6	39	佐保川	1.94	39	鼓阪	7.7
40	田原	78.4	40	椿井	1.90	40	柳生	7.6
41	月ヶ瀬	76.5	41	大宮	1.87	41	田原	6.1
42	興東	76.1	42	辰市	1.86	42	鼓阪北	5.5
43	柳生	73.9	43	鼓阪	1.86	43	興東	4.3

(資料) 庁内資料 令和3年(2021年)4月1日時点

## データから見える地域状況の一例

- 例えば右京、鼓阪北小学校区においては、高齢化率が 35%以上である一方、年少人口の割合が 10%を下回っており、子育て世代の流入が少ない状況が推測されます。(図 12、図 13、表 3)
- 例えば大宮、佐保川小学校区においては、人口が 10,000 人以上である一方、平均世帯人員はそれぞれ、1.87 人、1.94 人と他の校区に比べ少なく、また高齢化率は 30%未満であることから、比較的若年層の単独世帯が多いことが推測されます。(図 12、図 13、表 3)

## 『地域づくり支援』

### ～地域の社会資源開発と共創～

よりミクロな視点で地域の状況を考察すると、それぞれの地域の特徴や特性が見えてきます。それぞれの地域で、その地域の支援ニーズにマッチした取組を行うことは、そこで暮らす地域住民の福祉向上のためにとっても大切なことです。

そして、このような取組を推進するためには、住民参加による支えあいの仕組みづくりや、地域の資源を把握したうえで、地域と共にサービスや活動を創出し運営していくサポート体制の整備が必要です。

→具体的な取組については、p. 44 へ。

### アンケート・ヒアリング調査結果及び 福祉でまちづくり作戦会議での意見より抜粋

- ▶ 生きづらさを抱える方(特に精神障害、知的障害、認知症、ひきこもり)が社会とのつながり構築や維持ができていない。
- ▶ そのような方たちが社会とつながり続けるための、経済面・移動面でのサポートや住まいの確保が十分でない。
- ▶ 若い世代については、社会とのつながりにネットを活用していることを踏まえ、発信者として若者を巻き込んでいくことも考えられる。

**(15) 避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランの策定率**

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者名簿」に掲載されている方の「個別避難計画」の作成が努力義務となりました。令和2年度末時点の本市各地区の策定状況は下記のとおりで、全体の策定率は約16.1%となっています。

表4. 避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランの策定率

自治連合会 ブロック	個別避難計画 策定数	避難行動要支援者名簿 掲載同意者数	策定率
中部	257	1,897人	13.5%
南部	62	802人	7.7%
西南部	365	2,239人	16.3%
西北部	282	1,038人	27.2%
東部	24	170人	14.1%
北部	46	380人	12.1%
都祁	32	102人	31.4%
合計	1,068	6,628人	16.1%

(資料) 庁内資料 令和2年度(2020年度)末時点

## データから見える地域状況の一例

- 避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランの策定率が 7.7%から31.4%まで地域によって差があります。災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、まずは策定率の底上げを図ることが求められます。(表4)



### 『災害支援』

#### ～地域で守る仕組みづくりと日頃からの実践～

誰もが混乱しやすく正常な判断が難しくなる災害時において、特段の配慮が必要な方への支援が漏れ落ちないようにするためには、配慮が必要な方の情報をあらかじめ把握しておき、その情報を適切に利活用できる仕組みを、地域での見守り活動と連携しながら構築しておくことが大切です。

また、このような仕組みが災害時に高い可用性を有するためには、災害は平時から連続して突然起きるものであるということを念頭に、地域に根ざした防災・減災の取組として確立されるよう普及啓発することも必要です。→具体的な取組については、p.48 へ。



#### アンケート・ヒアリング調査結果及び福祉でまちづくり作戦会議での意見より抜粋

- ▶ 判断能力が不十分な方で意思決定支援を必要とする方、障害特性により見えないものに対する認知や対応がしにくく、本人によるリスクマネジメントが困難な方、普段は家族介護の全面的サポートを受けて在宅生活をされておられる方などは、災害時や新型コロナ対策などにおいて、家族のサポートが途絶えるなど環境の変化があった場合に孤立してしまい、支援の狭間に陥りやすい。

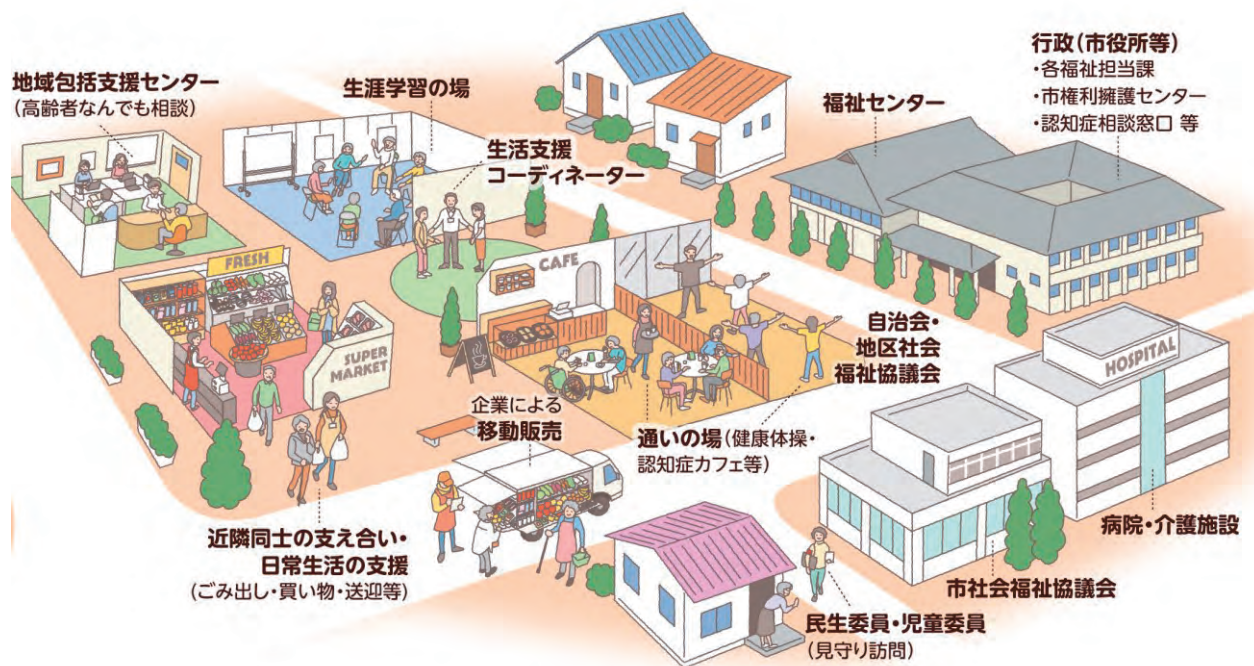
## 第3章

# 重点的なとりくみ

1. 【重点項目1】みまもり支援（ニーズキャッチ）・・・・・・・・・・ 40
2. 【重点項目2】相談支援（多機関連携）・・・・・・・・・・ 44
3. 【重点項目3】参加支援（居場所）・・・・・・・・・・ 50
4. 【重点項目4】地域づくり支援（活動支援）・・・・・・・・・・ 54
5. 【重点項目5】災害支援・・・・・・・・・・ 58

# 基本理念

支えあい、ともに生きる  
安心と健康のまちづくり



(イメージ図)

地域で生きがいや役割(出番)をもちながら、  
支え上手・支えられ上手になれるような住民が主役のまち

互いを認め合い、ともに支えあいながら  
自分らしく暮らし続けられる地域

孤立することなく、暮らしの問題や生きにくさを受け止め  
分かち合うことのできる地域



## 基本理念

支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり

### 3つの基本目標

- 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
- 「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
- 「こと」「場」づくり ～暮らしを支えあう活動・サービスづくり～

### 5つの重点項目

この3つの基本目標の達成に向けて  
5つの重点項目を設定し取り組んでいきます

みまもり支援  
(ニーズキャッチ)

相談支援  
(多機関連携)

参加支援  
(居場所)

地域づくり  
支援  
(活動支援)

災害支援

# 第3章の見方

## 1 ページ目 (左ページ)

### 重点項目 1. みまもり支援 (ニーズキャッチ)

#### 現状

現在奈良県では、概ね10学区ごとに46の地区において、778名の民生委員・児童委員の方が日々見守り活動を行っています。また、地区社会福祉協議会や青年会クラブ、自治会、地区自主防災隊など、多様な主体が見守り活動を展開して行っており、地域力で支えあっています。

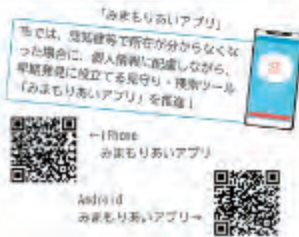
一方、社会情勢を背景とした一人暮らし世帯の増加などにより、あいさつなどのちよつとした声掛けから生まれる地域とのつながりが希薄化してきています。しかし一方で、コロナ禍によって、改めて地域との関わりが大切だと気づき、これまで地域との接点が多かった人たちが地域とのつながりを取り戻そうとする動きもあります。

また、ピアリング調査では、地域で孤立しがちな方の特性が見えよりました。加えて、本人の最も身近な存在である家族自身が疲弊しているという声もありました。

#### 課題

あいさつ、声掛けからはじまる地域での顔の見える関係をつくり、孤立しがちな方やその家族などへの目ごころの見守りを実現する課題(ニーズ)を地域の課題として共有し、タイムリーに対応することが大切です。そしてその課題は、誰か一人や一つの団体が抱えるものではなく、関係者も含めて、だれかに相談したり支援を受け入れる「受援力」を持つつつ、様々な関係者と共有・協議し一緒に解決策を考えていくことが、課題を課題化・長期化させないために重要であり、その仕掛けづくりと支援を行うことが必要です。

#### ▶ 様々な見守り活動 (一例)



各重点項目に対する現状を記載しています。

現状を踏まえたうえで問題点を整理・把握し、問題を解決するために有効な課題を設定しています。

## 2 ページ目 (右ページ)

各重点項目について、計画期間である5年後のめざす姿を記載しています。

行政が進めていく「基盤づくり」と地域・社協が取り組む「活動・支援」の概要を掲載しています。

地域の生活課題に対して、行政が制度や施策によって支援の基盤(土壌)を整備し、地域・社協が活動・支援として実践し(育て)、そして公・民連携の協働の成果によって生まれた果実を住民がこれを楽しむイメージとして、ページの背景を木の絵で表現しています。

地域や専門職、民間事業者などの多様な主体による地域の見守りが広がり、孤立の生まれない地域

#### ◆ 地域における見守り活動の強化

画にならないニーズをキャッチする「ゆるやかな見守り」を今更で福祉に開かれた多様な主体や団体に広げます。また、そこでの気づきを共有し合い、活かしている人が見守りによってつながることのできる「見守り活動」を地域全体に広げることを目指す地域を推進し、各地区へ広がりをもたせたい。

#### ◆ 気づきの拾い上げと共有・協議の場づくり

地域内を核とする関係者との、多様な主体で行う見守り活動における個人間の共有に関する一歩を踏み出し、スムーズな連携を推進すること。地域活動や関係機関、福祉事業等とともに見守り活動事業者などの企業も連携し、新たなネットワークでの地域の見守りを実現します。

#### ◆ 地域におけるゆるやかな見守り活動の促進

地域社会や福祉関係、地域にある民間事業者などが、自らの暮らしや事業活動の中で行う、挨拶や声かけを通して、顔の見える関係づくりを進めていくためにツーカーを養成するなど、地域におけるゆるやかな見守り活動を普及・促進します。

◆ 地域や専門職、民間事業者等による見守り活動の促進  
ゆるやかな見守り活動に加えて、地域福祉団体や個人、事業者等が自らの力を生かして行うアーマー型の見守りも支援します。  
またアーマー型のボランティアの地域や専門職によるピアリング活動によるニーズキャッチを行い、必要に応じて相談支援につなげます。

◆ ニーズキャッチから捉えてきた課題の反映  
地域での見守り活動を強化し、地域の様々な団体が協働する場づくりを通して、関係者との顔の見える関係性を築き、捉えてきたニーズを踏まえて事業に反映させていきます。

## 3 ページ目 (左ページ)

基盤づくり				
◆ 地域におけるゆるやかな見守り活動の促進				
取組	内容			
地域の気になる人を見守る (1. 地域みまもりサポーター制度)	高齢者の暮らしの中で「ゆるやかに」さりげなく見守り合いや民生委員や専門員などを通じて、協力的に見守り活動を進めるように、サポーターを養成することで、あいさつ、声掛けからはじまる地域での暮らしを支える基盤づくりを進めます。			
	<table border="1"> <tr> <td>【指標】 みまもりサポーター養成数 みまもり支援員養成数</td> <td>【現状】 県：1,866名 県計：2,03名</td> <td>【目標】 県計：6,000名 県計：4,000名</td> </tr> </table>	【指標】 みまもりサポーター養成数 みまもり支援員養成数	【現状】 県：1,866名 県計：2,03名	【目標】 県計：6,000名 県計：4,000名
【指標】 みまもりサポーター養成数 みまもり支援員養成数	【現状】 県：1,866名 県計：2,03名	【目標】 県計：6,000名 県計：4,000名		
◆ 地域や専門職、民間事業者等による見守り活動の促進				
取組	内容			
認知症の方への支援 (2. 安心・安全「なら」見守りネットワーク構築、3. 認知症サポーター養成講座)	認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成すると同時に、事業者や地域の地域団体へ認知症についての普及啓発を行うことで、市全体での見守り体制の充実を図ります。			
	<table border="1"> <tr> <td>【指標】 認知症サポーター 養成講座受講者数</td> <td>【現状】 27,110人</td> <td>【目標】 県計50,000人</td> </tr> </table>	【指標】 認知症サポーター 養成講座受講者数	【現状】 27,110人	【目標】 県計50,000人
【指標】 認知症サポーター 養成講座受講者数	【現状】 27,110人	【目標】 県計50,000人		
孤立しがちな子育て世代への支援 (4. こども通いの見守り安心事業、5. 乳児家庭全戸訪問「こゝろには赤ちゃん訪問」事業、6. つなげる乳児おのづま事業、7. フードバンク事業、8. 養育支援訪問事業)	子ども孤立など地域での無言のうちに支障をきたした見守りを行っている関係団体への支援を行います。また子育て世代の困難を訪問して、食料やおむつ用品の提供等を通じて子ども等の見守りを実施するアウトリーチ型の支援を行います。また見守りや訪問支援を通して、特に必要と認められる方に対して、専門職が訪問し、支援につなげます。			
◆ ニーズキャッチから見えてきた課題の反映				
取組	内容			
地域定住の場の促進 (8. 地域ケア会議)	地域の様々な団体や関係者、専門員が協議する場を通して見えてきたニーズを施策に反映してまいります。			

特に具体的な目標をもって実施する取組については、目標値を設定し、基盤づくりに向け段階的かつ計画的に進めていきます。

2 ページ目で記載した取組について、具体的に記載

基本理念の実現に向け、重点項目ごとの達成指標として、3つの基本目標で数値化して評価し、具体的な取組については達成度とともにプロセスも含めた質的評価を行います。

## 4 ページ目 (右ページ)

活動・支援	
◆ 地域における見守り活動の強化	
取組	内容
地域みまもりサポーター制度の普及・普及	あいさつ、声掛けからはじまる地域での暮らしを支える関係者など、各市区で「地域みまもりサポーター制度」を活用した見守り活動が展開されるよう、各種団体へ普及・啓発を図るとともに、行政関係機関へ制度の周知促進を図ります。
みまもりサポーター養成講座「ゆるやか見守り」およびみまもり支援員養成講座(旧当制)の実施	地区社会と共同開催する養成講座の実施地区を増やします。(令和3年度現在、ゆるやか見守り5地区、旧当制7地区で実施)
テーマ別見守り講座(認知症サポーター、つながりサポーターなど)での見守り活動についての啓発	地域の見守り活動に際する各種講座において、地域みまもりサポーター制度の紹介や地域との連携について啓発を行います。
【ひと】づくり	ゆるやか見守り普及講座実施回数：100回
【ネットワーク】づくり	テーマ別見守り講座での啓発回数：100回
【こと】「場」づくり	旧当制の見守り活動の実施地区：新規14地区
◆ 気づきの拾い上げと共有・協議の場づくり	
取組	内容
ゆるやか見守りにおける「気になる会派」の実施検討	地域の気になる人について、その地域住民の気づききどようにより受け止めて、どこにつなぐかなど、個人情報を含めず形での「気になる会派」の実施検討を進めるとともに、必要に応じて「地域みまもりサポーター制度の普及」の推進を進めます。
みまもりサポーター制度実施地区との共有会議の実施	実施の進捗による見守り活動の取組を整理しながら、専門員や地元企業などとの見守り連携のあり方や活動の有効化などについて検討を進めます。
個人情報に関するルール化整備	地域活動者と専門員、見守り協定事業者等とのスムーズな連携に欠かせない個人情報の共有について、行政関係のルール化整備のサポートを行います。
【ひと】づくり	みまもり支援員の養成数：200名
【ネットワーク】づくり	地域の専門職、企業とのネットワーク：2エリア(東・西)
【こと】「場」づくり	多様な主体での見守りの連携会議：2エリア(東・西)

# 重点項目 1. みまもり支援（ニーズキャッチ）

## 現状

現在奈良市では、概ね小学校区ごとに46の地区において、778名の民生委員・児童委員の方が日ごろから見守り活動を行っています。また、地区社会福祉協議会や万年青年クラブ、自治会、地区自主防災組織など、多様な主体が見守り活動を協働して行うなど、地域の力で支えあっています。

いま、社会情勢を背景とした一人暮らし世帯の増加などにより、あいさつなどのちょっとした声掛けから生まれる地域とのつながりが希薄化してきています。しかし一方で、コロナ禍によって、改めて地域とのかかわりの大切さに気づき、これまで地域との接点が少なかった人たちが地域とのつながりを取り戻そうとする動きもあります。

また、ヒアリング調査では、自分からSOSを発信することが出来ず、地域で孤立しがちな方の特性が見えてきました。加えて、本人の最も身近な存在である家族自身が疲弊しているという声もありました。

## 課題

あいさつ、声掛けからはじまる地域での顔の見える関係をつくり、孤立しがちな方々やその家族などへの日ごろの見守りの中で見えてきた課題（ニーズ）を地域の問題として共通認識し、タイムリーに対応することが大切です。そしてその課題は、誰か一人や一つの団体が抱え込むのではなく、関係者も含めて、だれかに相談したり支援を受け入れる「受援力」を持ちつつ、様々な関係者で共有・協議し一緒に解決策を考えていくことが、事態を深刻化・長期化させないために有効であり、その仕組みづくりと支援を行っていくことが必要です。

### ◆ 様々な見守り活動（一例）



民生委員・児童委員による  
訪問活動

### 「みまもりあいアプリ」

市では、認知症等で所在が分からなくなった場合に、個人情報に配慮しながら、早期発見に役立つ見守り・検索ツール「みまもりあいアプリ」を推進！



← iPhone

みまもりあいアプリ

Android

みまもりあいアプリ →



めざす姿

活動・支援

基盤づくり

## 地域や専門職、民間事業者などの多様な主体による地域の見守りが広がり、孤立の生まれない地域

### ◆ 地域における見守り活動の強化

声にならないニーズをキャッチする「ゆるやかな見守り」を今まで福祉にかかわりのなかった多様な主体や住民に広げます。また、そこでの気づきを共有し合い、孤立している人が見守りによってつながることができる「担当制の見守り」を地域住民が能動的に取り組める環境整備を進め、各地区へ取組を広げます。

### ◆ 気づきの拾い上げと共有・協議の場づくり

重層的支援体制整備のもと、各種団体で行う見守り活動における個人情報の取扱いに関するルール化を進め、スムーズな連携を可能とすることで、地域活動者や関係機関、福祉事業所等とともに見守り協定事業者などの企業も加わり、新たなネットワークでの地域の見守りを強化します。

### ◆ 地域におけるゆるやかな見守り活動の促進

地域住民や地域団体、地域にある民間事業者などが、普段の暮らしや事業活動の中で行う、挨拶や声かけを通して、顔の見える関係性づくりを進めていくためにサポーターを養成するなど、地域におけるゆるやかな見守り活動を啓発・後押しします。

### ◆ 地域や専門職、民間事業者等による見守り活動の促進

ゆるやかな見守り活動に加えて、地域福祉団体や法人、事業者等が自団体の強みを生かして行うテーマ別の見守りを支援します。  
またテーマ別のサポーターの養成や専門職によるアウトリーチ型の訪問によるニーズキャッチを行い、必要に応じて相談支援につなぎます。

### ◆ ニーズキャッチから見えてきた課題の反映

地域での見守り活動を強化し、地域の様々な団体が協働する場づくりを通して、団体同士の顔の見える関係性を進め、見えてきたニーズを踏まえて事業に反映させていきます。

# 基盤づくり

## ◆ 地域におけるゆるやかな見守り活動の促進

取組	内容		
地域の気になる人を見守る (1. 地域みまもりサポート制度)	<p>普段の暮らしの中での「ゆるやかに・さりげない」見守り合いや民生委員や専門職などと連携・協力して見守り活動を担えるように、サポーターを養成することで、あいさつ、声掛けからはじまる地域での顔の見える関係づくりを進めます。</p>		
	<p>(指標) みまもりサポーター養成数 みまもり支援員養成数</p>	<p>(現状) 累計 1,868 名 累計 203 名</p>	<p>(目標) 累計 2,600 名 累計 400 名</p>

## ◆ 地域や専門職、民間事業者等による見守り活動の促進

取組	内容		
認知症の方への支援 (2. 安心・安全“なら”見守りネットワーク事業・認知症サポーター養成講座、3. 認知症相談)	<p>認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成すると同時に、事業者や地域の地縁団体へ認知症についての普及啓発を行うことで、市全体での見守り体制の充実を図ります。</p>		
	<p>(指標) 認知症サポーター養成講座受講者数</p>	<p>(現状) 27,110 人</p>	<p>(目標) 累計 50,000 人</p>
<p>孤立しがちな子育て世代への支援 (4. 子ども等の見守り強化事業、5. 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業、6. つなげる乳児おむつ宅配事業、7. フードバンク事業、8. 養育支援訪問事業)</p>	<p>子ども食堂など地域での自主的な支援活動を行っている民間団体に対して、支援ニーズの高い子ども等への見守りに関する活動費等の補助を行います。 また子育て世代のご家庭を訪問して、食事やおむつ用品の提供等を通じて子ども等の見守りを実施するアウトリーチ型の支援を行います。 また見守りや訪問支援を通して、特に必要と認められる方に対して、専門職が訪問し、支援につなげます。</p>		

※アウトリーチ型支援・・・様々な事情により行政機関や支援拠点等と自ら接点を持ちにくいご家庭に対して、訪問等により積極的に働きかけを行う支援

## ◆ ニーズキャッチから見えてきた課題の反映

取組	内容
地域連携の場の促進 (9. 地域ケア会議)	地域の様々な団体や関係者、専門職が協議する場を通して見えてきたニーズを事業に反映していきます。

## 活動・支援

### ◆ 地域における見守り活動の強化

取組	内容	
地域みまもりサポート制度の普及・啓発	あいさつ、声掛けからはじまる地域での顔の見える関係づくりなど、各地区で「地域みまもりサポート制度」を活用した見守り活動が展開されるよう、各種団体へ普及・啓発を図るとともに、行政関係機関へも制度の理解促進を図ります。	
みまもりサポーター養成講座（ゆるやか型）及びみまもり支援員養成講座（担当制）の実施	地区社協と共同開催する両養成講座の実施地区を増やします。（令和3年度現在、ゆるやか型15地区、担当制7地区で実施）	
テーマ別見守り講座（認知症サポーター、つながりサポーターなど）での見守り活動についての啓発	地域の見守り活動に関連する各種講座において、地域みまもりサポート制度の紹介や地域との連携について啓発を行います。	
指標	「ひと」づくり	ゆるやか型の見守り啓発講座実施回数：100回
	「ネットワーク」づくり	テーマ別見守り講座での啓発回数：100回
	「こと」「場」づくり	担当制の見守り活動の実施地区：新規14地区

### ◆ 気づきの拾い上げと共有・協議の場づくり

取組	内容	
ゆるやか型における「気になる会議」の実施検討	地域の気になる人について、その地域住民の気づきをどのように受け止めて、どこにつなぐかなど、個人情報に伴わない形での「気になる会議」の実施検討を進めるとともに、必要に応じて「地域みまもりサポート制度の手引き」の見直しを図ります。	
みまもりサポート制度実施地区との共有会議の実施	実際の担当制による見守り活動の課題を整理しながら、専門職や地元企業などとの見守り連携の在り方や活動の有償化などについて検討を進めます。	
個人情報の取扱いに関するルール化整備	地域活動者と専門職、見守り協定事業者等とのスムーズな連携のため、個人情報の取扱いについて、行政関係課とルール化整備について検討していきます。	
指標	「ひと」づくり	みまもり支援員の養成数：200名
	「ネットワーク」づくり	地域の専門職、企業とのネットワーク：2エリア（東・西）
	「こと」「場」づくり	「気になる会議」の実施地区：30地区

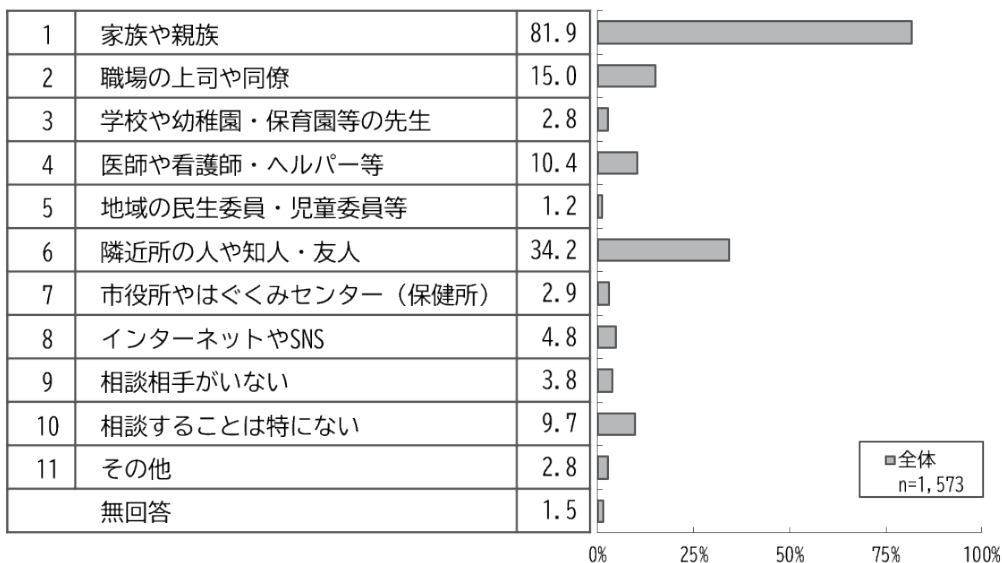
## 重点項目2. 相談支援（多機関連携）

### 現状

これまで行政・社協・地域それぞれが相互に連携して相談支援に取り組んできました。支援の充実を図るため「奈良市権利擁護センター」の開設、地域において生活の困りごとを気軽に相談できる「なんでも相談会」（詳細はコラム参照）が開催されるなど、様々な形での相談支援が進んできております。

令和元年に実施されたアンケートでは、多くの方が相談事があるときは家族や親族に相談すると回答されていますが、その一方で家族それぞれが支援を必要としている場合やそもそも単身世帯が増加し身近に相談相手がない場合などがヒアリング調査からも浮かび上がっております。生活課題がますます複雑化・複合化する中、家族や親族、隣近所の方への相談や単一の専門分野の支援だけでは、十分に対応できない事例（ケース）も増加してきています。

【相談ごとがあるときの相談相手について】



（出典：令和元年度奈良市民意識調査結果報告書）

### 課題

生活課題を抱えた住民が適切な福祉サービスなどを受けるためには、まず、その住民の生活課題（ニーズ）に気付くことが大切です。また生活課題を自分では認識していない方々や支援を必要としても自分から困っているとは言い出すことができない方々には、丁寧に耳を傾け、諦めずにかかわり続けるなど、その方や家族に寄り添った支援を行うことが、課題を深刻化させないために大きな役割を果たします。行政や社協、専門機関、地域同士の連携及び互いの特性を生かした情報共有やケース検討が、これまで以上に必要となってきています。



## 支援する人も支援をうける人も悩みを抱え込まない体制

### ◆ 協働による相談支援体制の構築

地域住民が身近な生活圏域で、生活の困りごとを気軽に相談できるよう、地域における「見守り」と支援機関の「相談支援」の連携を強化し、「権利擁護」や「生活困窮者」、「居住支援」などテーマに関わらず、地域、民間、行政が協働して受け止めていくことができる相談支援体制を、地域全体で進めます。

### ◆ エリア支援による伴走支援体制の充実

地域における「見守り」と連携する支援機関を拡充するとともに、生活支援コーディネーター等が調整役となって、エリアごとに多機関が協働・連携して伴走支援等を行える仕組みづくりを進めます。

### ◆ 複合的多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進

制度の狭間や複合的で、多機関が連携しても対応が難しい課題について、ライフラインや教育など公的な横断的ネットワークと民間支援機関等が適切に情報共有をし、分野横断的なテーマごとの協議の場を通じて、支援者が孤立することなく、当事者が強みを発揮できる公民共同の多機関協働体制を構築します。

### ◆ 切れ目のない相談支援体制の強化

相談・支援窓口の連携を強化し、対応力を向上させることで、相談しやすい環境を整備し、適切な福祉サービスにつなげます。

### ◆ 多機関連携による支援体制の強化

制度の狭間の課題や複合的で対応が難しい課題について、行政や各種専門機関、地域団体が連携し、課題解決に取り組めるよう、多機関連携や伴走支援体制を強化します。

# 基盤づくり

## ◆ 切れ目のない相談支援体制の強化

取組	内容		
相談支援体制の充実 (10. 地域包括支援センター、11. 在宅医療・介護連携支援センター、12. 精神保健福祉相談事業、13. 障害者相談支援事業、14. 障害児相談支援・通所支援事業、15. 生活困窮者等自立支援事業(くらしとしごとサポートセンター)、16. 障害者就労支援、17. 障害者雇用の促進、18. 障害者虐待防止対策支援事業、19. 高齢者虐待防止事業、20. 子どもセンター、21. 子育て制度利用者支援事業、22. 子ども発達支援相談事業、23. 子ども家庭総合支援拠点、24. 子育て世代包括支援センター、25. 教育相談体制整備事業(教育相談総合窓口)、26. 若者サポートセンター(Restart なら))	一人ひとりが悩みを抱え込まず相談できるように、相談窓口での対応力を向上させるなど、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。		
	(指標) くらしとしごとサポートセンターへの相談者のうち、就労を希望し就労に至った人の勤務開始3ヶ月後の定着状況(定着率)	(現状) 60%	(目標) 60% (維持)
	(指標) 子育て世代包括支援センターへの来所相談で満足できた人の割合	(現状) 100%	(目標) 100% (維持)
行政内の連携促進 (27. 重層的支援体制整備事業)	複雑多様化する福祉課題に対して、複数の相談窓口やコーディネーター、専門職が互いに連携・協働して課題解決にあたることを促進するため、包括的支援体制の構築を進めます。		

## ◆ 多機関連携による支援体制の強化

取組	内容		
伴走支援の促進 (28. 権利擁護センター、29. 子ども若者支援協議会、30. 要保護児童対策地域協議会)	複数の機関で顕在化している「生きづらさを抱える孤立状況にある方」への支援について、地域での理解を深めるとともに、伴走支援する「つながりサポーター」を養成します。		
	(指標) つながりサポーター養成数	(現状) 0人	(目標) 300人
多機関連携の促進 (28. 権利擁護センター、29. 子ども若者支援協議会、30. 要保護児童対策地域協議会、31. 居住支援協議会)	制度の狭間の課題や複合的で対応が難しい課題について、継続してつながり続ける支援体制のため、既存の協議体やネットワークを活かしながら、多機関の情報共有や役割整理等を進める場づくりを促進します。		

## 活動・支援

### ◆ 協働による相談支援体制の構築

取組	内容	
成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画	市長申立て案件などにおいて、市民後見人も含めた成年後見制度の適正利用を図るため、関係機関での協議をコーディネートし、受任調整の仕組みづくりを支援します。	
つながりサポーターの養成および活動定着	ひきこもり当事者等への伴走支援の担い手として「つながりサポーター」の養成を進めるとともに、活動のバックアップ体制整備を行います。	
包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築	重層的支援体制整備事業における「断らない相談窓口」の実施に向けて、市社協が持つ各種相談窓口と関係機関をネットワークでつなぎ、テーマ横断型の相談支援体制の構築をめざします。	
指標	「ひと」づくり	権利擁護支援の担い手養成数：60名 つながりサポーター養成数：300名
	「ネットワーク」づくり	多機関協働事業のネットワークへの参画：30回
	「こと」「場」づくり	「なんでも相談会」の実施回数：5回

### ◆ エリア支援による伴走支援体制の充実

取組	内容	
日常生活自立支援事業のエリア支援体制の検討	より生活の場に近しいエリアで相談支援が展開できるよう、生活支援コーディネーターと連携し、権利擁護の担い手の拡充とともにエリア支援体制整備を進めます。	
専門職生活支援員の養成について検討	権利擁護の担い手として、これまで養成してきた生活支援員が継続して活躍できる体制を整えつつ、新たに専門職との協働による体制構築に向けて専門職生活支援員の養成を進めます。	
地域における多機関協働の協議の場のモデル実施	重層的支援体制整備における「身近な圏域での相談支援体制構築」に向けて、より身近な圏域で相談を受け止め、支援が必要な人に対して伴走できる体制づくりを行うとともに、その担い手としてつながりサポーターが活動できる環境整備を進めます。	
指標	「ひと」づくり	専門職生活支援員の確保：10名
	「ネットワーク」づくり	エリア毎の多機関協働の協議の場づくりに向けた協議体への参画：2エリア（東・西）

### ◆ 複合的多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進

取組	内容	
分野を横断したテーマ検討の場への参画	複合的多問題や狭間問題を多機関協働で進める協議を行う場（仮称「ななまる会議」）において、事例検討の積み上げや分野横断型のテーマ検討会の創出に向けた提言を進めます。	
法人内の連携強化と庁内連携や多機関協働に向けた行政との協議実施	行政での庁内連携が促進されるよう働きかけるとともに、法人内の相談支援に関する各委託事業について行政担当課とともに部署横断型の実施体制並びに役割分担など協議を進めます。	
指標	「こと」「場」づくり	行政との多機関協働の協議の場：1カ所

# 福祉でまちづくり作戦会議

令和3年12月14日、奈良弁護士会館およびオンラインにて、「孤独・孤立に向き合うまちづくりを考える」をテーマに、福祉でまちづくり作戦会議を実施。

奈良市地域福祉計画と地域福祉活動計画のこれまでの成果を報告するとともに、これからの5年間に向けた取組について共有し意見交換を行いました。

「認知症の方、障害のある方など生きづらさを抱えた人を真ん中において住みよいまちづくりを進めること」を目的に様々なテーマを取り上げ協議を行う場。参加者同士のつながりづくりや新たな協働を生み出す“しかけ”でもある。

【参加者】

地域団体、司法、医療、福祉関係者等 87名

※所属（例示）

- 地域団体・・・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治連合会
- 司法・・・弁護士、司法書士
- 医療・・・病院、訪問介護ステーション
- 福祉関係者・・・市地域包括支援センター、市在宅医療・介護連携支援センター、視覚障害者協会、フードバンク奈良、老人福祉施設、Nネット、地域福祉推進会議委員、社会福祉士、介護支援専門員、生活支援員、保護司、社労士、防災士、栄養士、大学関係者、中学校SSW、県地域包括ケア推進室、市福祉部、市社会福祉協議会、近隣市福祉関係者等



(作戦会議の様子)



グループトークでの主な話題は、  
 「個人情報の共有」  
 「ホームレス（制度の狭間のニーズ）問題」  
 「多機関連携と伴走支援」

孤独・孤立に向き合うまちづくりを進めるためには、まずは地域と専門職、行政が一緒に取り組む姿勢をそれぞれが見せていくこと、そして言葉上ではなく、実際のケース等を通じて、当事者や支援者同士の“人となり”を知り、本当の意味での顔の見える関係づくりを進めることの大切さを参加者全体で共有する機会となりました。

<グループトークでの意見 ※抜粋>

- ・地域の気づきを誰にどうやってつないだらいいのかを常に悩む。
- ・個人情報の提供に同意することによるメリットを住民にもっと伝えていく必要あり。
- ・ホームレスやひきこもり問題への介入が難しい。専門職や地域、行政も一緒になった伴走支援の在り方などの良いシステムがあれば、活躍していただける人材はいる。
- ・相談を受けたケースをいかに切れ目ない支援につなげていくかが課題。相談員をつなぐことが支援をつなぐことになる。
- ・視覚障害や聴覚障害など、同じ境遇の経験豊かな人への相談は心強く感じる。身近な相談場所があるとよい。

# コラム 1.みまもり支援 & 2.相談支援

## ➤ 重点項目1 みまもり支援（ニーズキャッチ）

### 平城西みまもりの会

平城西地区では、地区内の6自治会で概ね50戸に1人の「みまもり支援員」を選出。奈良市社会福祉協議会の実施する養成講座を受講し、自治会ごとに民生委員を中心とした「みまもりの会」が結成されています。（平成30年）  
50戸に1人という、従来より身近な区域での“気づき”は「気になる会議」で情報共有され、継続的かつ重層的な見守りにつながっています。



みまもり支援員の担当区域図

## ➤ 重点項目2 相談支援（多機関連携）

### なんでも相談会の開催

「なんでも相談会」では、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、社会保険労務士、看護師、介護支援専門員、不動産関係者等様々な専門職が集まり、市民からの相談に応じました。専門職同士の関係性も深まり、今後の相談対応につながる機会となりました。

相談例：疾患による失業でお困りの方へ、弁護士（債務整理）、不動産関係者（住み替え）、ケアマネジャー（生活サポート）が連携して相談対応。



相談の様子



各分野の専門職

# 重点項目3. 参加支援（居場所）

通いの場ガイド  
ブック QR コード



## 現状

現在、高齢者、障害者、ひとり親家庭、子育て世代の方などの地域での孤立を防ぎ、人と人とのつながりをつくることを目的として、住民参加団体、ボランティア団体やNPO等による多種多様な「居場所づくり」が進められています。

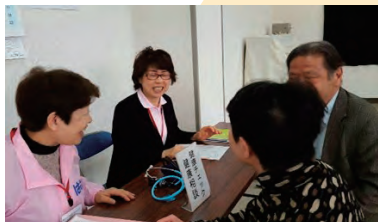
特に、住民同士が気軽につどい、「おしゃべり・茶話会」「レクリエーション」「ミニ勉強会」「創作活動」「体を動かす」活動など、参加者がやりたいことを一緒に企画し、活動内容を決める『通いの場』など、多様な居場所づくりの動きが見られます。



【喫茶グリーン】  
グリーンクラブ（万年青年クラブ）が中心になって、男性も気楽に利用することのできる毎週型の喫茶を開催（学園三碓）



【オレンジカフェすいもん】  
認知症の方やその家族のみならず、地域住民やカフェを楽しみたい方など、どなたでも気軽に立ち寄れる安らぎの場・交流の場（鼓阪）



【暮らしの保健室 in ひらまつ】  
ボランティアグループ「暮らしの保健室はなみずき」が地区社会福祉協議会協賛のもと相談窓口&サロンとして開催（伏見南）



【清澄いきいき男組】  
男性限定サロン。「元気ならエクササイズ」プログラムを利用（帯解）

## 課題

近隣の公共施設や民間の休暇施設など、自宅以外に人々が身近な場所で気軽集える場所で、同じ悩みを抱える人同士が話し合う場や、日中自宅で過ごす障害のある方が社会とつながる居場所に加えて、世代・役割・課題を超えた住民主体の多様な居場所づくりを進め、それぞれが役割を持って地域で活躍できる居場所の必要性が指摘されています。また、地域住民による地域活動の発展のために、それら団体の活動拠点の確保や居場所の広報が課題となっています。

めざす姿

活動・支援

基盤づくり

## 人と人とのつながりを深め、地域での孤立を防ぎ、一人ひとりがいきいきと活躍できる地域

### ◆ 多様なテーマや主体による居場所づくりの推進

多様な主体が、今起こっている様々な問題に気づき、その解決に向け主体的に行動できるよう「ヒト」「モノ」「カネ」についての環境整備を進めるとともに、協議の場を通じて様々なニーズに合わせた居場所づくりを進めます。

### ◆ いいばしょプロジェクトによる協働型居場所の推進

多様な主体が多様なテーマについて話し合い、新たな取組を生み出すことを狙いとした「福祉でまちづくり作戦会議」を定期的を開催し、生活支援コーディネーター等のつなぎのもと、狭間のニーズ等に対応するための協働型居場所の開発を進めます。

### ◆ 伴走支援との連動による出番と役割のある居場所の推進

生きづらさを抱えた人がありのままを受け止めてもらうことができる少人数制の場や機会を通じて、本人に寄り添い、本人のことを理解し、本人が安心出来る人（＝つながりサポーター）と出会い、本人の「いま」に合わせた活動につながったり、活動を知ることができる。また、その活動を通じて、誰もが役割を持ち、お互いの存在を認め合い、支えあい、孤立せずその人らしい生活を送ることができるように当事者・家族や支援者、地域社会が相互エンパワメントされるような「場・人・機会」を創設および拡充します。

### ◆ 生きがいをもって地域で活躍できる居場所づくりの推進

子育て中の保護者や放課後一人で過ごす子ども、中高生、高齢者を始めとした、様々な対象者の孤立を防ぐと同時に、生きがいをもって地域で活躍できる居場所づくりを推進します。

### ◆ 地域にある社会資源の利活用

地域にある多様な社会資源を発掘・利活用することで、居場所づくりを後押しします。

# 基盤づくり

## ◆ 生きがいをもって地域で活躍できる居場所づくりの推進

取組	内容		
多様な居場所づくり (32. 地域介護予防活動支援事業(元気ならエクササイズ)、33. 認知症地域支援推進員等設置事業(認知症カフェ開設支援)、34. 子育てスポット、35. 子育てスポットすくすく広場事業、36. 児童館事業、37. ファミリー・サポート・センター事業、38. 地域子育て支援拠点事業、39. 子どもの学習支援事業、40. 適応指導教室「HOP」事業)	生きがいをもって地域で活躍できるように、住民のニーズに則した多様な住民主体の居場所づくりを推進します。専門職やコーディネーターを交えた居場所づくりを進めることで、相談支援やみまもりにつなげます。また、多様な居場所の情報を発信することで、居場所への参加を後押しします。		
	(指標) 認知症カフェ実施拠点数	(現状) 30 拠点	(目標) 50 拠点
	(指標) 不登校児童生徒の支援率	(現状) 12.8%	(目標) 20.0%

## ◆ 地域にある社会資源の利活用

取組	内容
社会資源の発掘・利活用 (41. 生活支援コーディネーター、42. 公共施設の利活用)	住民主体の居場所づくりや多様なニーズを受け止める居場所づくりについて、地域にある社会資源の発掘や利活用に取り組みます。

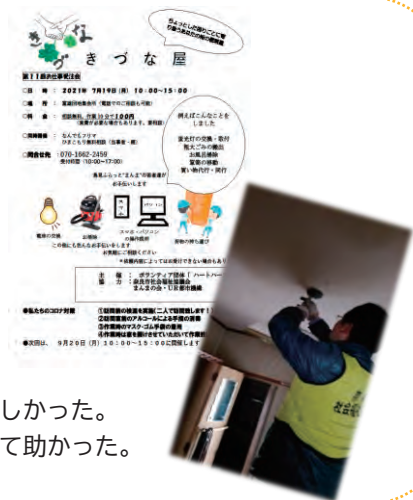
### ▶ コラム

#### 「便利屋“きづな屋”」による生活の困りごと支援

ひきこもり当事者の若者たちが、地域の様々な困りごとに「何か協力できることはないか」と考え、始めました。

電球の交換や買い物の付き添い、大型ごみの搬出等、住民の生活の困りごとを、生きづらさを抱える当事者が自身の「得意」や「若さ」を活かして手伝い、支えています。

- (参加者の声) ありがとうを言ってもらえて、お金も貰えてうれしかった。  
 (地域の声) どうしようか悩んでいたけど、若い人が来てくれて助かった。





## 活動・支援

### ◆ 多様なテーマや主体による居場所づくりの推進

取組	内容	
居場所づくり応援プロジェクトの実施	今日的課題の解決に向け新たな居場所づくりを行う団体への財源助成並びに助言等の立ち上げ支援を行います。	
居場所に関する学習会の実施	孤立を防ぐために今必要とされる居場所の役割や機能について理解を深めるとともに、その担い手づくりや「新しい生活様式」も踏まえた居場所運営についても学び合います。	
各福祉センターにおける居場所づくりの推進	公共施設としての福祉センターの機能と特性を活用し、地域では取り組みにくいような多様なニーズに合わせた居場所づくりを進めるとともに、参加者が活躍できる居場所づくりを進めます。	
指標	「ひと」づくり	学習会参加者数：250名
	「ネットワーク」づくり	各福祉センターにおける居場所づくりへの参画団体数：15団体
	「こと」「場」づくり	居場所の新規開設数：25カ所

### ◆ いいばしょプロジェクトによる協働型居場所の推進

取組	内容	
福祉でまちづくり作戦会議の実施	多様な主体が一堂に会し、狭間のニーズを受け止めるために必要となる居場所の機能や役割について定期的に協議するためのプラットフォームづくりを進めます。	
協働型居場所の事例整理と可視化	多様な機能を持つ協働型居場所について実践事例を把握するとともに、その果たす役割や特徴を可視化させることで、更なる普及・啓発を進めます。	
拠点施設での協働型居場所づくり	市社協拠点施設において、地域や専門職が連携・協働しながら、「コミュニティスペース“まんま”」のような機能を兼ね備えた居場所づくりを進めます。	
指標	「ネットワーク」づくり	福祉でまちづくり作戦会議参加者、団体数：10団体
	「こと」「場」づくり	協働型居場所の創設数：2カ所

### ◆ 伴走支援との連動による出番と役割のある居場所の推進

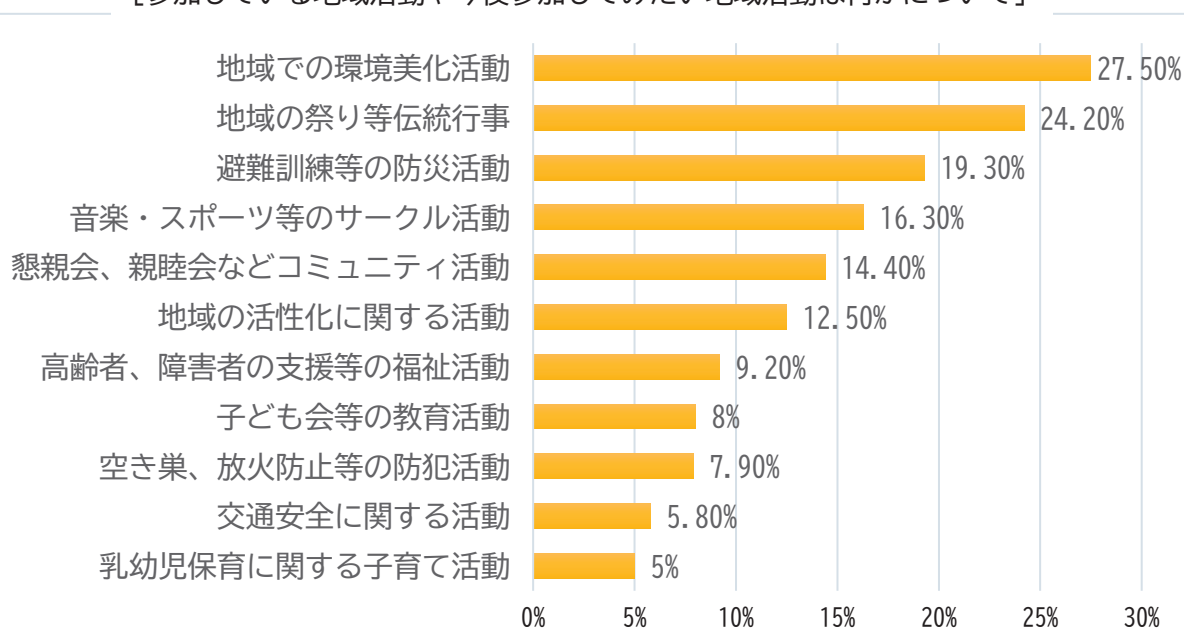
取組	内容	
拠点施設における少人数制の居場所のモデル実施	生きづらさを抱える人が、ありのままを受け止めてもらえる場や機会の創出を通じて、本人のペースに合わせた伴走支援を実施する居場所モデルの実践を進めます。	
伴走支援から参加支援につなげることを目的とした情報共有や資源開発	生きづらさを抱える人が、社会への参加や役割を持ちたいというニーズが発出された場合に、本人の状況を理解してサポートできる体制づくりを進めます。	
居場所開発協議への参画	狭間の支援に取り組む団体の連携とネットワーク化を図り、生きづらさを抱える人が、本人のニーズや状況にあった居場所を選択できるよう多様な居場所づくりを進めます。	
指標	「ひと」づくり	つながりサポーター・つながり応援団の活動者数：40名
	「ネットワーク」づくり	多機関協働の協議の場への協働参画団体数：20団体
	「こと」「場」づくり	少人数制の居場所や共生型の居場所の開設数：5カ所

## 重点項目4. 地域づくり支援（活動支援）

### 現状

地域づくりには、それぞれの地域の特徴が現れるため、その特徴を考慮して活動を行うことが大切です。地区社協や民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体等、各分野の様々な関係者が、日々活動を通じて地域の課題に向き合っていますが、地域ごとに抱える課題や状況は様々であり多岐にわたります。このことから、行政や社会福祉協議会が整備や支援を行い、市全域で取組を進めているような事例もあれば、課題に応じて地域の団体などが立ち上がり、自律的に地域を支えているような事例もあります。

[参加している地域活動や今後参加してみたい地域活動は何かについて]



(出典：令和元年度奈良市民意識調査結果報告書)

### 課題

生きづらさを抱える方（特に精神障害、知的障害、認知症、ひきこもりの方など）が社会とのつながりを築き維持するためには、まずこれらの方々の生活の実態や支援ニーズを広く理解し、多様性を尊重するところのバリアフリーを進めるとともに、本人だけでなく地域ぐるみの活動として支援を行うことが必要となります。そして、これまで取り組んできた地域づくりを進めるとともに、地域に関心や愛着を持って、地域課題を自分事として捉えられるように、これまで地域福祉とかかわりのなかった住民にも参加してもらえるようなプラットフォームを地域全体の活動として作っていくことも必要です。

## 地域全体で主体的に地域福祉の課題解決のため に取り組んでいく地域

### ◆ 地域福祉活動の支援強化

地区社協活動への支援を通じて、コロナ禍での人の“つながり”の再構築や生きづらさを抱える方々への支援など、新たな課題解決に向けた取組を進めるとともに、ボランティアコーディネート機能を高めることで担い手づくりを進めます。

また、持続可能な地域福祉活動実践のための見守り活動等の有償化と財源確保について行政との協議を進め、新たな活動の仕組みづくりを行います。

### ◆ 幅広い分野への福祉教育の推進

従来の子椅子体験やアイマスク体験、高齢者疑似体験を主流とした福祉体験学習の在り方から進展し、支援をする側、受ける側という考え方ではない、福祉体験プログラムの開発を通じ、共生社会の実現に向けた理解促進とプログラム実施に向けたコーディネートを進めます。

### ◆ 地域課題に応じた資源開発の推進

買い物や通院、ゴミ出しなどの暮らしの中でのちょっとした困りごとが増大する中、これらの生活支援ニーズの解決に向けた住民の支えあい活動を多様な主体と検討を進めるとともに、いわゆる住宅確保要配慮者に対する居住支援ニーズについても検討を進めています。

### ◆ 地域福祉活動の促進

地域福祉団体の活動を引き続き支援すると同時に、分野にとらわれず各種の地域活動を推進できる支援体制を構築していきます。

### ◆ こころのバリアフリー化の促進

広報媒体や学校教育、講演会などの機会を活用しながら、生きづらさを抱える方への理解を促すことで、多様性を尊重する土壌づくりを進めます。

### ◆ 多様な地域づくりの推進

地域の多様な主体による多様な取組を調整し、地域課題に応じた資源開発に取り組むとともに、地域住民同士のつながりや支えあいを支援する体制の充実を図っていきます。

# 基盤づくり

## ◆ 地域福祉活動の促進

取組	内容
活動支援 (43. ボランティアセンター、44. ボランティアインフォメーションセンター、45. 民生委員・児童委員の活動支援事業、46. 地域自治協議会（地域づくりコーディネーター））	地域福祉団体への情報提供や研修、広報や地域ケア会議などを通しての団体同士の交流を通して、より活動しやすい環境づくりを促進します。

## ◆ こころのバリアフリー化の促進

取組	内容
多様性を尊重する土壌の推進 (47. 地域人権教育支援事業、48. 人権教育推進事業、49. インクルーシブ教育、50. 合理的配慮の普及・啓発)	地域や学校などでの啓発を通して、様々なバリアゆえに生きづらさを抱える方への理解を深めることで、地域で多様性を尊重し、ともに支えあう土壌づくりを進めます。

※インクルーシブ教育・・・・・・・・・・障害のある者となない者がともに学ぶ仕組みのこと。

※合理的配慮・・・・・・・・・・社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの手助けを必要としている障害者の方に対して、障害の特性などを考慮して、対応者の負担が重すぎない範囲で対応すること。

## ◆ 多様な地域づくりの推進

取組	内容
地域づくりの支援 (31. 居住支援協議会、41. 生活支援コーディネーター、46. 地域自治協議会（地域づくりコーディネーター）、51. 地域教育推進事業、52. 買い物支援、53. 訪問型生活援助事業）	地域での生活支援ニーズや地域づくりに対応するため、多様な主体が行う協働の取組を進め、社会資源を開発・活用することを通して、地域でのつながりや支えあいを支援していきます。 また地域に関心や愛着を持って、地域課題を自分事として捉えられるようにこれまで地域福祉とかかわりのなかった住民にも参加してもらえるプラットフォームを地域全体の活動として作っていくことを促進します。
	(指標) 生活支援コーディネーターの充実
地域での協議体制 (9. 地域ケア会議、41. 生活支援コーディネーター、46. 地域自治協議会（地域づくりコーディネーター））	地域単独では課題解決が困難な場合など、行政関係課との調整を行い、課題解決に向けた支援を行い、必要に応じて相談支援機関や専門機関などの関係者を含めた情報共有会議やケース会議を行うことで、地域全体で協議できる体制づくりの一助を担います。

# 活動・支援

## ◆ 地域福祉活動の支援強化

取組	内容	
地区社協の機能と役割見直しについての協議の場づくり	コロナ禍での人の“つながり”再構築に向けた地区社協組織の在り方や役割の見直しについて協議を進め、地区社協の組織基盤強化を進めます。	
地域の見守り活動の有償化と財源確保に向けた仕組みづくり支援	幅広い世代からの参画を得て、持続可能な地域福祉活動実践を進めるため、一定の対価を得て活動に従事する活動の有償化の仕組みづくりについて検討を進めます。	
地域ボランティアセンター機能の設置に向けた検討・協議	困りごとを抱える方への支援やちょっとした地域活動のお手伝いを、地域組織に属さずに気軽に行いたいという活動者のニーズとを、身近な地域内でマッチングできる仕組みづくりについて検討を進めます。	
指標	「ひと」づくり	地域でボランティアをコーディネートする人材育成：30 地区
	「ネットワーク」づくり	テーマ型活動での協働・連携体制の構築：5 件
	「こと」「場」づくり	地域ボランティアセンター機能の設置：2 カ所（東・西）

## ◆ 幅広い分野への福祉教育の推進

取組	内容	
既存の福祉体験学習の見直しとプログラム開発	これまでの車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験を中心とした学習プログラムを見直し、「地域共生」をテーマとした学習プログラムの開発を進めます。	
福祉教育における教育委員会との連携体制づくり	学校・園における福祉体験学習の実施について、教育現場のカリキュラムと福祉教育のミスマッチが起こらないよう、学習プログラムの進め方について共通理解を図っていきます。	
当事者参加を基盤とした福祉体験学習の実施	視覚障害や身体障害など、当事者を主体とした学習プログラム構成を進めることで、障害等への理解促進を図り、福祉教育の成果を高めます。	
指標	「ひと」づくり	当事者参加による福祉体験学習の実施回数：50 回
	「ネットワーク」づくり	福祉体験学習への多様な団体の参画：10 団体
	「こと」「場」づくり	福祉体験学習ネットワークの構築：1 カ所

## ◆ 地域課題に応じた資源開発の推進

取組	内容	
買い物支援ネットワークへの参画と実施推進	買い物支援ネットワークを通じて、地域の買い物支援ニーズをつなぐとともに、移動販売以外の買い物支援ニーズへの対応検討を進めていきます。	
居住支援協議会への参画と実施推進	居住支援協議会を通じて、不動産業者と福祉関係者とのネットワーク構築とともに、債務保証制度などの法的対応の検討についても協議を進めます。	
生活支援活動の立ち上げに向けた協議の場づくりと実施推進	自分の住むまちに関心と愛着を育み、住み慣れた地域で暮らし続けるうえで大切な、ちょっとした困りごとを地域で支えあう生活支援活動の検討を進めます。	
指標	「ひと」づくり	買い物支援協力団体（者）：5 団体、生活支援立ち上げ講座参加者：100 名
	「ネットワーク」づくり	買い物支援ネットワークの参画団体の拡充：5 団体 居住支援に関する協議の場への参画：30 回
	「こと」「場」づくり	訪問型生活支援活動モデル地区の実施：2 カ所（東・西）

## 重点項目5. 災害支援

### 現状

風水害や地震による自然災害、犯罪、感染症の拡大などの非常時には、平時に支援を必要としない方も新たな生活課題が生じ、支援が必要となることがあります。

支援を必要とする人が多くいる中で、災害時に複数の避難所に分かれて生活するような状況や感染症拡大に伴い外出を自粛せざるを得ない状況により、地域でのさまざまな活動が中止又は延期となり、地域とのつながりが薄れることから、環境の変化があった際に孤立しがちな方の異変に気づきにくくなります。

ヒアリング調査では、このような環境の変化があった場合に孤立しがちな方の存在が見えてきました。例えば、判断能力が不十分な方で意思決定支援を必要とする方、障害特性により見えないものに対する認知や対応がしにくく本人によるリスクマネジメントが困難な方、普段は家族介護の全面的サポートを受けて在宅生活を継続しておられる方などです。

### 課題

災害発生時など、平時と異なる環境に突然置かれると、平時には想像しえなかった新たな生活課題が発生し、どうしても自分のことだけで精一杯になります。だからこそ、特に支援の狭間に置かれがちな方への支援の在り方については、公・民連携の取組によって平時から備えをしておくことが大切です。

そしてここで重要になってくることのひとつに、外部からの支援を前提とした自らが支援を上手に受け入れる「受援力」があります。高い受援力は被災時の早急な生活再建の強い原動力となるだけでなく、平時におけるつながりの構築・維持に役立ち、自ら孤立を防ぐ有効な手段となります。

支援の充実を図るとともに、その支援の普及・啓発活動等を継続的に取り組むことで、受け入れやすさの向上をめざします。



めざす姿

活動・支援

基盤づくり

地域や関係機関、市社協や行政同士のつながりを強くすることによって孤立をうまず、一緒に支えあえるまち

#### ◆ 災害時支援体制の構築

行政をはじめ、各種関係機関・団体と連携協働した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や福祉避難所の開設訓練を定期的実施することで、平時からの連携体制を強化し、各種情報交換会の開催や災害ボランティアセンター運営者登録などの取組を進め、災害時に社協が福祉的支援により注力できる体制整備を進めます。

#### ◆ コロナ禍等における新たな個別課題への取組強化

今回の新型コロナ禍における各取組のノウハウを蓄積し、広く共有するとともに、必要な時に必要な取組を迅速に行えるよう「ひと・もの・かね」に関わる実施体制を整備し行政等関係機関との協議を通じて、早期に対応できる体制づくりを進めます。

#### ◆ 災害時や緊急時に備えた活動の促進

災害時や緊急時に備えた住民活動を支援することにより、課題を深刻化させない取組を進めていきます。

#### ◆ 環境の変化があった場合に特に孤立しがちな方に対する支援

環境の変化による新たな生活課題に対して、自立に関する支援を行うと同時に、地域とつながる機会を創出することで、孤立を防ぎます。

## 基盤づくり

### ◆ 災害時や緊急時に備えた活動の促進

取組	内容		
地域防犯力の向上 (54. 少年指導協議会委託事業、55. 地域防犯活動の推進、56. 自主防災防犯組織活動支援)	地域、家庭、学校が一体となり、学校への登下校での見守りなどの活動や地域での防犯パトロールを行います。		
災害に備える住民活動支援 (56. 自主防災防犯組織活動支援、57. 避難行動要支援者への避難支援、58. 医療機器等使用者に対する災害時支援)	平時から災害・緊急時に備えるため、一人で避難することが困難な方を地域での防災訓練や見守りを通して把握し、自主防災防犯組織を中心とした地域防災防犯のネットワークによる地域の共助力向上を進めます。また自らが支援を上手に受け入れる「受援力」の向上を促すため、啓発活動等を継続的に取り組みます。		
	(指標) 防災訓練・防災講話等参加率	(現状) 5.5%	(目標) 14.7%
災害弱者への支援体制 (59. 災害時における市営住宅の一時使用、60. 福祉避難所、61. 災害ボランティアセンター)	災害時に特段に配慮を有する方に対して、市営住宅の一時的な使用を許可することで支援します。また大規模災害などでの災害関連死等の二次被害を防ぎ、迅速に生活再建へ向けた支援を行うために、平時からの支援体制づくりの一助を担います。		
	(指標) 災害ボランティアセンター 開設訓練	(現状) —	(目標) 実施

### ◆ 環境の変化があった場合に特に孤立しがちな方に対する支援

取組	内容
地域とつながる取組 (7. フードバンク事業)	コロナ等の感染症拡大や社会経済の変化により孤立しがちな方に対して、自立するための行政支援を行っていくと同時に、NPOや地域福祉団体等と連携し食料品などの配布を行うことで、地域とつながる機会を創出します。



## 活動・支援

### ◆ 災害時支援体制の構築

取組		内容
福祉避難所開設訓練の実施		協定を締結している指定管理施設において、福祉避難所開設訓練を行政担当課と協働して継続して行うことで、災害時に要援護者等をスムーズに受け入れ、運営できる体制づくりを進めます。
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施		災害時に協働により災害ボランティアセンターの設置・運営が速やかに行えるよう、立ち上げ訓練を継続して行うことで、災害支援に関する平時からのネットワークづくりと受援体制づくりを進めます。
災害ボランティアセンター運営者研修の実施および登録者名簿の作成		災害ボランティアセンターの運営を担う外部協力者として、市民やボランティア・NPO等へ運営者研修を実施するとともに、登録システムの構築を進めます。
指標	「ひと」づくり	各訓練参加者数：100名 災害ボランティアセンター運営者登録人数：50名
	「ネットワーク」づくり	各種情報交換会参加団体数：10団体
	「こと」「場」づくり	各種訓練及び研修会の実施回数：15回

### ◆ コロナ禍等における新たな個別課題への取組強化

取組		内容
コロナ禍におけるこれまでの取組の総括と先進的な取組の情報収集		今回のコロナ禍で実施した「食品提供プロジェクト」からの“食”支援の取組を継続実施するとともに検証を進め、今後の災害時等での緊急性の高い生活課題に対し、行政機関との協議とネットワークによる対応を速やかに行える体制づくりを進めます。
災害時を想定した平時からの関係づくり		平時の様々な地域福祉活動を通じて、災害への危機意識と受援力の向上を図り、平時のネットワークを災害時にも活用できるよう関係づくりを進めます。
指標	「ネットワーク」づくり	取組実施時の協力団体数：10団体

# コラム 4.地域づくり支援 & 5.災害支援

## 重点項目4 地域づくり支援（活動支援）

### コロナ禍での「新たな“つながり”プロジェクト」の実践

コロナ禍においても“人とのつながり”が途切れないように、地域の福祉活動や支えあい活動の見直しが求められました。そこで、新たなニーズの把握とその課題解決のための活動や環境整備が行えるよう財源面も含めた地区社協活動の推進体制を整備しました。

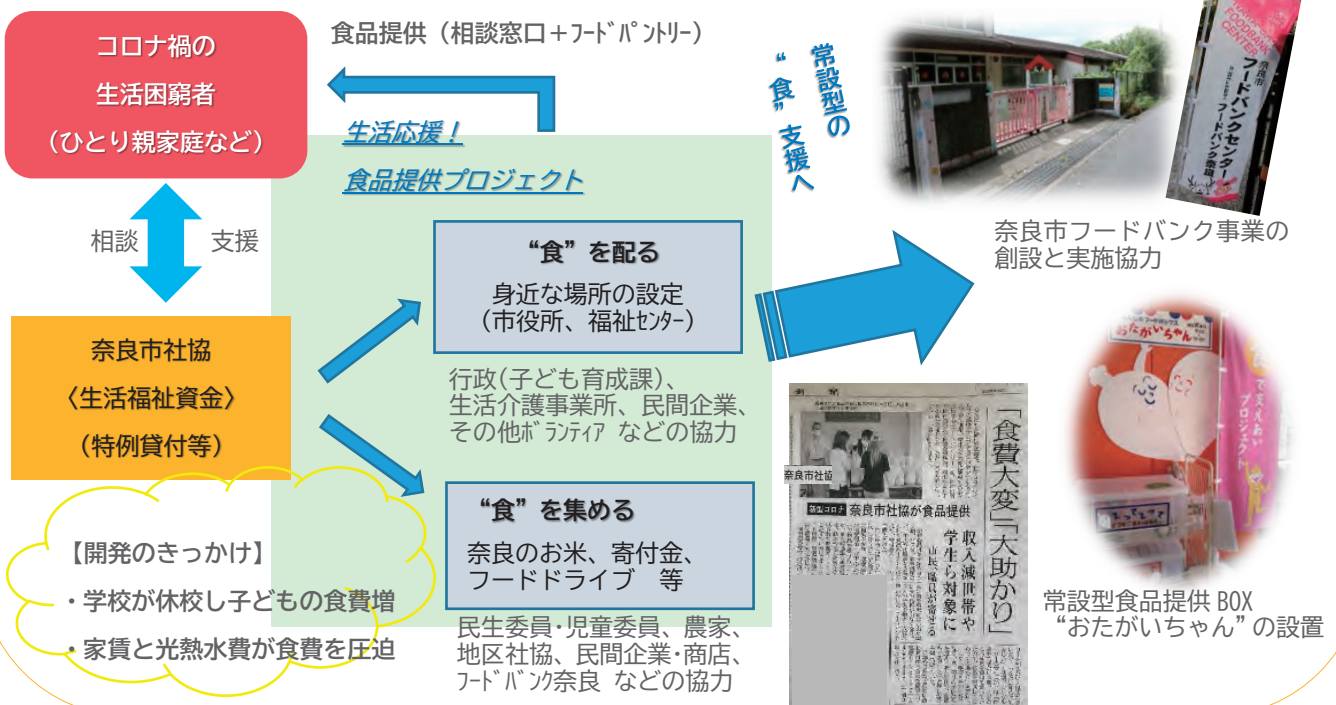
感染防止対策を整えながら、訪問による見守り活動やラジオ体操等の屋外活動での居場所づくりなど、工夫を凝らした実践活動が各地区で展開されています。



## 重点項目5 災害支援

### コロナ禍で急増する生活困窮者への「緊急“食”支援システム」の開発

コロナ特例貸付の相談の中で見えてきた生活困窮のニーズから、食品提供プロジェクトを実施。その仕組みを常設型の“食”支援へとつなげていきました。



## 地域づくりはつながりづくり

誰もが尊厳をもって生きることができる奈良のまちに



地域住民が直面する暮らしの課題が複雑化・複合化しています。介護問題や虐待問題、社会的孤立・社会的排除など、きびしい事象があらわになってきています。背景には、社会の進展にともなう地域関係の希薄化や家族・世帯の小規模化、長期にわたる経済の低迷、雇用の不安定化・格差拡大などがあります。奈良市においては世帯規模の縮小は全国平均を下回る2.28人（全国2.4人）であって、親族扶養の困難拡大が想像されます。

公的な福祉対策の充実もはかられてきましたが、子ども・障害・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では、複雑で複合している課題や制度のすき間にあるニーズへの対応が困難になっているのが現状です。

### 地域福祉の二つの側面

地域福祉には、①社会保障・社会福祉の一貫として、国や地方行政の責任で取り組むべき側面と、②市民・住民の主体的な参加と協力による福祉のまちづくりとしての側面とがあります。

暮らしの課題をトータルにとらえて解決に向かうことが重要です。従来の公的サービス供給の手法だけではタテ割にならざるを得ません。現在、厚生労働省においても「重層的支援体制整備事業」の推進をとおして、地域福祉の二つの側面が同時に、一体的に推進していくことで課題解決に向かうことをもとめています。住民同士が気づかい、支えあう関係づくりを基礎にした福祉のまちづくり活動があつてこそ、暮らしの安心につながっていきます。

### 暮らしを地域に取りもどす

「子育てはそもそも群れの営み」という考え方があります。高度経済成長期に社会通念となった「子育ては親（だけ）の責任」といった考え方を客観的に捉えなおす視点です。このことに代表されるような「生活の自己責任」の風潮は、長期にわたる経済的低迷のなかでもなお根強いものがあります。その裏側で孤立や引きこもりなどの現象が広がってきています。

人は、本来、助けあい支えあつて生きる社会的な存在です。「地域の教育力」という言葉に代表されるような人間同士の支えあう知恵と工夫の発揮が大事になってきています。地域や近隣におけるヨコのつながりは、それ自体が暮らしや健康、子育て、

介護、障害者の社会参加などを支える条件であって、また必要な行政施策を実現する活動に取り組む住民自治の基盤です。

### 奈良市の地域福祉施策の進展

前期計画であった『第3次奈良市地域福祉計画』の策定以降、権利擁護センターや基幹型地域包括支援センター、子どもセンター（児童相談所含む）などの設置、生活困窮者支援など、今日の暮らしの課題に対応していく施策の充実につとめてきました。さらに障害福祉分野の基幹となる部署の設置をめざしています。

この第4次計画においては、上に記した機関を中心にして、①属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める事業、②住民の誰もが社会とのつながりをつくるための支援をおこなう参加支援事業、③世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備していく内容を網羅しています。また、④支援が届いていない人や信頼関係の構築に向けてのアウトリーチをつうじた継続的支援、⑤これらを実現していくための多機関協働事業に取り組んでいきます。（社会福祉法第106条の4第2項関係）

### 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的推進

前期計画までは、奈良市による『地域福祉計画』と奈良市社会福祉協議会による民間計画としての『地域福祉活動計画』とを別個に策定していました。市民生活や社会状況の変化をふまえ、「公民協働」を強化していくべく、二つの計画を一体的なものとして策定しました。

社会福祉協議会では、奈良市の地域福祉推進にあたって、住民参加の福祉のまちづくりをめざしています。住民同士の交流や見守り活動があつて、居場所づくり・出番づくり、暮らしの支えあい活動へ発展するものだと考えています。

### 『ひとりぼっち0（ゼロ）プロジェクト』 安心と安全、生きがいを実感できるまちづくり

コロナウイルス感染状況がつづくなかで、「つながり」の大事さが強く意識されています。超高齢社会になってもなお、支えあい、生きがいをもって社会参加していくことが生きる喜びです。つながりとは、多様な生き方を互いに認めあい誰もが尊厳をもって生きることができる関係づくりです。

防災・防犯の事業とも連携した取組も重要です。命をまもる営みもまた身近な関係の在り方が基礎になります。

市民すべての皆さまの「ひとりぼっち0（ゼロ）プロジェクト」へのご理解とご協力、ご参加をお願いします。

令和4（2022）年3月  
奈良市地域福祉推進会議・奈良市地域福祉活動計画策定委員会

# 資料編

1. 策定経緯	66
2. 地域福祉推進会議委員アンケート報告	67
3. ヒアリング調査結果	74
4. 福祉でまちづくり作戦会議報告	82
5. パブリックコメントの実施結果	83
6. 第4次地域福祉計画 掲載事業一覧	85
7. 第3次地域福祉活動計画 掲載事業一覧	100
8. 奈良市地域福祉推進会議規則	104
9. 奈良市地域福祉推進会議委員名簿	105

奈良市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
策定経緯

年度	回	開催日	議題
令和3年度	地域福祉推進会議委員アンケート		
	第1回	令和3年7月19日 (書面)	1 地域福祉推進会議委員アンケートの報告 2 地域福祉活動計画の進捗状況の報告 3 地域福祉活動計画の達成度評価 4 今後の予定について
	ヒアリング調査		
	第2回	令和3年9月3日 (書面)	1 基本目標と重点的な取組について 2 第4次地域福祉計画骨子(案) 3 ヒアリング調査結果の説明
	第3回	令和3年10月28日	1 委員長・副委員長選出について 2 第4次奈良市地域福祉計画・ 第3次奈良市地域福祉活動計画(案) 3 その他
	第4回	令和3年11月25日	1 第4次奈良市地域福祉計画・ 第3次奈良市地域福祉活動計画(案) 2 その他
	福祉でまちづくり作戦会議		
	第5回	令和4年1月13日	1 第4次奈良市地域福祉計画・ 第3次奈良市地域福祉活動計画(案) 2 その他
	パブリックコメント		
	第6回	令和4年3月24日	1 第4次奈良市地域福祉計画・ 第3次奈良市地域福祉活動計画 (パブリックコメントを受けて) 2 その他

# 地域福祉推進会議委員アンケート報告

## アンケート内容

### 1. 見守り活動について

#### 〔概要説明〕

「見守り活動」は、すべての住民が安心して地域で生活を継続していく上で基盤となるものであり、地域の力で支え、異変に早期に気付き、命を守る仕組みです。地域で行われている見守り活動には、①緩やかな見守り、②担当者による見守り、③専門的な見守りの3つがあり、相互に機能を分担しながらも、見守りが必要な人にあわせて様々な組み合わせで行われていくものとされています。

(1-①) 上記、概要説明に記載している見守り活動について、貴団体等が実施している見守り活動（訪問活動）はありますか。

- 気になる人への見守り
  - ・ ゆるやかな見守り活動の啓発、支援員の養成や活動支援等を実施
  - ・ 避難行動要支援者名簿により支援プランにかかわった方への見守り訪問
- 高齢者への見守り
  - ・ 地域包括支援センターの委託事業を行っているため、みまもり訪問等を実施
  - ・ 一人暮らし高齢者への定期的な見守り訪問
- 障害をお持ちの方への見守り
  - ・ 虐待などが考えられるケースが加盟団体に向けて報告された場合、案件に取り組んでいる
  - ・ 地区理事が会員宅を訪問し会報を届けると同時に状態や課題を聞き、知的障害者相談員に伝える。また地区懇談会を会員及び特別支援学校・学級の保護者対象に中学校単位で開催している
- 認知症の方への見守り・訪問
  - ・ 世話人（役員）各自が自主的に気がかりな会員宅を訪問している。また「おうかがい電話」を気になっている介護者（会員）に実施
  - ・ 顔の見える関係性を築き、認知症高齢者が1人で出て行かれることがあれば、近所の方がご家族に連絡するよう申合せしている
- 子どもの登下校見守り
  - ・ 小学生の通学・下校時間に小学校通学路で見守り活動を行っている

(1-2) 問1-①で「ある」または「検討中」と回答された団体にお聞きします。

貴団体で行っている活動（検討している活動）をご記入下さい。

併せて、活動をされる上での課題点や見守り活動を支援する上で課題があればご記入ください。

➤ 担い手の減少及び高齢化

- ・ 若い会員の入会が減少し、会員が高齢化している。また戸別配布が困難な地域があり、郵送で会員には情報を発信している。会員は市知的障害者の6%程度である
- ・ 継続的な見守りを行うために、担い手の発掘と養成

➤ ニーズの拡大・複雑化

- ・ 見守り対象者のニーズ拡大（老々世帯、日中独居）に伴う見守りと情報不足
- ・ 認知症などの情報を隠している場合がある。まず話し合いの機会をつくり、事情を知ることが大切である
- ・ 障害者支援施設等を通じた見守りは契約者のみで、ファミリーサポートまでは対応できておらず法人内での情報共有もできていない
- ・ 見守りは、地域包括支援センターのたくさんの業務の一つとなるため、お一人お一人丁寧にかかわりたいが、難しいところがある。また緊急対応、災害対応についての計画は今のところ整備には至っていない

➤ 検討

- ・ 一人暮らし高齢者のみまもり訪問の実施について、協議検討中



## 2. 各種相談窓口の連携について

### 〔概要説明〕

地域の生活課題は幅広く多様で、行政の相談窓口だけでは対応しきれないケースが増加していると言われています。身近な地域において福祉に関する相談を幅広く受け止め、個別の相談窓口が連携を強化することで、多様なサービスや支援を総合的に提供できる仕組みづくりが求められています。

(2-①)市民からの様々な相談に対して、相談窓口の連携の必要性を感じることがありますか。

(2-②) 上記問2-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。

連携の必要性を感じた具体的な内容や既に個別に連携を図っている場合があれば、詳細をご記入ください。また、今後どのような連携の形が望ましいかご意見があればご記入ください。

#### ➤ 専門機関・地域団体の連携

- ・ 地域包括支援センター、地域の病院、福祉施設との連携
- ・ 地域包括支援センターに地区定例会へ参加して頂いている。また内容によっては社協や警察の方、教育関係の方にも参加頂き、共有・支援のもと活動している
- ・ 相談内容によっては、更に専門的機関の紹介を行っている。例えば、介護問題においては地域包括支援センターの紹介及び連携、情報の共有を守秘義務厳守で行っている。相談者自身の精神的困難に関しては、県の人権相談ネットワークの該当機関への紹介を行っている。また市社協地域支援課との協働、市地域包括支援センターへの広報・接触している
- ・ 地域住民とのコミュニケーション、自治会会合への参加、民生委員との連携を大切にしている。地域にお住まいの職員さんからの地域の情報などにアンテナを張っている。法人内事業所間（施設サービス、在宅サービス、包括）の情報交換、情報共有
- ・ ひきこもり支援では、当事者や家族の思いに寄り添った相談支援を心掛けている。ひきこもりサポーターの育成支援を図るとともに、支援団体ハートハースやまんまの会（ひきこもりサポーター）や教育・医療・就労支援・福祉などの多分野にわたる行政・支援団体との協働により、支援関係者や当事者家族との連携会議やケース共有化会議の実施している
- ・ 地域のお困り事に対する法的相談の必要性があれば、権利擁護センターなどを通じて即相談対応できるような体制を整えている

- 広報・共催行事や企画
  - ・ 毎月発行の会報を関係機関へ無料送付している。また奈良県人権相談ネットワークへの参加、毎年開催の「認知症フォーラム 20XX 年奈良」、他団体との共催イベントを通して、関係団体への広報を工夫している
  - ・ 6 障害者団体で連携して心身障害者・児福祉協会連合会を組織している。他の団体との連携・共催で事業を行っている。例えば、オータムアミーゴフェスタ（社協共催）、新成人の集い（自治連合会、民生委員・児童委員連携）、サマーカーニバル（奈良ロイヤルホテル共催）、春先コンサート等を行っている。これら活動時に後援名義依頼や、広報チラシの配布、共催企画を行っている
- 相談支援の場を提供
  - ・ コロナ禍以前は、オレンジカフェすいもんにおいても相談会を行っていた

(2-③)貴団体が他の地域団体と連携するために工夫されていることがあればご記入ください。

- 相互連携・組織体制
  - ・ 他の地域団体と方針を合わせるのが難しい
  - ・ 組織の見直し
  - ・ 地域包括支援センターとの定期的な情報交換の具体的な事例を知りたい
  - ・ 障害者系の相談は統一して頂いた方がありがたい
- その他
  - ・ 後見人制度等
 

65 歳未満の方で体調が急変したとその方の友人から連絡があり、ご本人の意向に沿えないうちに亡くなった。後見人制度等の意思を伝えられる方法を充実させてほしい
  - ・ 虐待対応
 

小学生への虐待が疑われた通報があった際、対応はして頂いたが、通報者からの問い合わせが続いた。安心できる言葉を伝えてほしい
  - ・ いつでも、どこでも、だれでも、同じ福祉を受けられるように対応できるようにする必要がある。相談支援専門員（相談支援事業所）の質の向上が最大の課題であるまた事業所や法人内でサービスが完結することにより、ケース連携できない環境が出来つつある。公共性を帯びた「福祉サービス」を進めるには、相談窓口の連携が入口になると考える
- 提案
  - ・ 地域包括支援センターや居宅のケアマネが向いて相談会を行える場所があると、ご利用者さんは自宅近くで相談できるのではないかと思う

### 3. 地域住民の居場所づくり及び活動拠点の場所づくりについて

#### 〔概要説明〕

現在、高齢者、障害者、親子、ひきこもりの方などの地域での孤立を防ぎ、人と人とのつながりをつくることを目的として、住民参加団体、ボランティア団体等による「居場所づくり」が進められています。また、地域住民による地域活動の発展のためには、それら団体の活動拠点の確保が課題となっており、行政に対しても支援が求められているところです。

(3-①) 住民参加団体、ボランティア団体等が実施する「居場所づくり」について、「通いの場ガイドブック」など場所の提供や取得の支援、物件の情報提供等を行っていますが、今後の活動拠点について貴団体で考えておられることはありますか。

#### ➤ 地区サロン

- ・ 高齢者へのサロン活動
- ・ 子どもの居場所づくり（子ども農園）

#### ➤ テーマ別拠点

- ・ ひきこもり支援

「コミュニティスペースまんま」において、多様な機関・団体・個人とともに、新たな出番や生きがいづくりの場として、協働企画（創作活動やゲーム等）を通して、参加者が主体的に参加できる居場所づくりに取り組む

- ・ 認知症カフェ
- ・ 定例の「つどい」は、会員（認知症ご本人、介護者、支援者）以外にも広く門戸を開き、参加可能としている。奈良市ボランティアセンター・西部公民館・県総合社会福祉センターの3か所を拠点として、約月2回開催している。またコロナ禍以前は奈良市内「すいもん」をお借りしての「しゃべり場」を隔月開催していた
- ・ 奈良市水門町においてオレンジカフェすいもんの事業を行っている。4年目となり、オレンジカフェとしての役目を果たしつつある

(3-②) 「ある」と回答された団体にお聞きします。

貴団体として取り組まれている内容や検討されている内容、また検討にあたり課題となっていることをご記入ください。

➤ 課題

- ・ 身近な所に活動拠点がない
- ・ 地域住民が集まれるための居場所の複数化
- ・ コロナ禍であり、歌をうたう、5人以上の集まり、食事などはしていない。以前に比べると活気はない（個別の活動は継続できている）
- ・ 住民が参加しやすい活動づくり、ボランティアの計画
- ・ ひきこもり支援にてくらしを支えあう活動・サービスづくりを目標に、居場所の拡充

➤ 検討

- ・ オレンジカフェの展開をしていきたいと考えている
- ・ 社会福祉法人や宗教法人と連携した「通いの場」を考えている

➤ 意見

- ・ 一人暮らしの方の憩いの場を作ってほしい（個人の家も考えている）

#### 4. その他

(4-①) 第3次地域福祉計画の基本理念・基本目標・事業について、今後より重点的に取り組むべきだと思われる事業及び理由等があればご記入ください。

(4-②) その他、地域福祉の推進に関してご意見があればご記入ください。

➤ 担い手発掘・養成

- ・ 高齢者福祉（特に障害者福祉）事業における人材の発掘
- ・ 一見楽しく遊び感覚で参加する地域活動を通じて、住民間の交流を深め、その先の地域福祉の活動に繋がる担い手を地域の中で育てていきたい

➤ 見守り活動の深化（総合的俯瞰的見守りとテーマ別見守り）

- ・ 地域福祉を推進していくうえで、「情報を得られない孤立介護者」、「心の孤独者」、「ゴミ屋敷」等の気づきが必須だと思われる。総合的・俯瞰的な見守りをしつつも、テーマを絞っての見守りも合わせて大切ではないか。（勿論、地域包括支援センター、「模擬みまもり巡回」等、いくつかの企画・実施実績があることは承知している）

- 早期発見・支援システム
  - ・ コロナ禍で困っている人達を早期に見つけて、対応するシステムづくり
  - ・ コロナ禍において外出の制限があるため、特に知的障害者などは外出できない状態である
  - ・ 認知症（他の疾患・障害者も）を介護するキーパーソン自身が、病気やけがで（入院）治療が必要になった場合の、介護者が完全復帰するまでの、ご本人の居場所（病院・介護施設・支援センター等）を迅速に確保できるような仕組みづくり
- 小さなコミュニティ単位での総合的課題解決のための連携
  - ・ 高齢・障害・貧困など様々な問題を別々に取り組むのではなく、総合的に課題を見つけ、解決できるよう多職種連携、地域住民のご近所の方々、民生委員との連携が大切であると思う。その際、集える場所が小さなコミュニティ単位であることを願う。防災もまずはこの小さな単位で行えば、もれることなく目が行き届くと思う
  - ・ 個人情報の保護については大切であるが、地域住民・多職種・民生委員等で情報共有することも大切である。いざという時、大きな災害がおこった時にどう対応するかはご本人・ご家族・支援を行う人・専門家は事前に情報を共有すべきと思う。そのためには健康・災害・介護保険・個人情報保護等について学ぶ機会が必要と考える
  - ・ 高齢者支援について、プライバシーの問題と早期発見・早期対応との両立が課題
- 専門機関活動の充実
  - ・ 子どもと高齢者との間の世代に関わる問題が見えにくく、ひきこもり・貧困などによる生活の困難からくる生きにくさに関わる専門機関活動の充実
- 地域福祉計画について
  - ・ 障害や介護の計画では、当事者団体として／市民として参加している感覚と、結果が我が事として返ってくると感じるが、地域福祉計画は見えにくいと感じる
  - ・ 介護や福祉は当事者だけの問題となるが、コロナの課題は市民全体の課題となっている。市民個人ではなく自治会単位を横系とし地域福祉に関する活動を行う人や組織を縦系とした安心・安全ネットワークをつくることでコロナ拡散を抑える事が出来れば、市が一つにまとめられるのではないか。地域福祉で拡散0をめざす強いメッセージが必要ではないか。そしてこのネットワークが、今後の地域福祉推進に役立つと考える

## ヒアリング調査結果

### ヒアリング調査で聞き取りした内容

支援組織の抱える課題の把握を通じて、既存の支援の仕組みでは対応が困難な事象を明らかにしようとするものであることから、日常的な相談支援を通じて当事者との接点があると考えられる支援者及び支援機関に対して、ヒアリングを行いました。

#### 【主な調査項目】

- ①自組織だけでは解決が困難な事象について・誰のどのような困りごとか
- ②その「背景・要因」について
- ③現状の対応状況について
- ④必要な仕組みについて

### ヒアリング調査先

属性	ヒアリング先	テーマ	ヒアリング参加者／団体
行政	子育て相談課	子ども	保健師、臨床心理士
行政	地域自立支援協議会	障害者・児	相談支援事業所「歩っと」、相談支援事業所「たんぽぽ」
行政	基幹型地域包括支援センター	高齢者	各包括支援センター（13か所）
行政	権利擁護センター	権利擁護	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、Nネット
行政／当事者	Restartなら	生活困窮	登録相談員（専門職）、ハートハース、エスポワール、Break、大宮地区社会福祉協議会、ひきこもり当事者
支援団体	NPO 法人ふぁーちえ	狭間の支援 ・多機関連携	たむたむ荘
支援団体	吉田病院	狭間の支援 ・多機関連携	吉田病院訪問診療チーム、NPO あず
支援団体	UR コミュニティ	狭間の支援 ・多機関連携	奈良住まいセンター
支援団体	あかるいみらい準備室	狭間の支援 ・多機関連携	行政書士
支援団体	奈良教育大学ねいらく	狭間の支援 ・多機関連携	大学教授

当事者・ 家族	あなたのまんま	自助活動、 支援活動	
当事者・ 家族	そのまんまで親の会	自助活動、 支援活動	
当事者・ 家族	手をつなぐ親の会	自助活動、 支援活動	
当事者・ 家族	まほろば倶楽部	自助活動、 支援活動	

## 調査結果

### 《狭間のニーズやその対象者とは》

- ・ 家庭環境や発達の問題から生きづらさを抱える子ども（特に中高生）
- ・ 家以外でのつながりが必要と支援者が考えるが、家から出たいと思わない子ども
- ・ 専門職の介入を受け付けず、地域の人にも知られたくないと思っている方
- ・ 家族のみとしかつながりがなく、今後どうすれば充実した生活を送れるのかがわからないケース
- ・ 精神障害当事者である保護者と精神疾患及び対人不安がある子どもの両人への支援
- ・ 医療的対応が不可欠な精神障害当事者であるが、自身の病識が乏しいため医療につながらず、近隣住民とのトラブルが絶えない方
- ・ 8050 など課題の複合化（精神障害、虐待、家族のキーパーソンが病气）
- ・ 認知症の独居高齢者
- ・ 事業所を単体で長期間利用しており、高齢化して就労やそのほかの支援にのらない方
- ・ 障害当事者や認知症の人などの住まいの確保
- ・ 保護者が当事者で養育力に問題がある中での、入院などで途絶える残された家族への支援（子どもたちの経験値や生活力も低い場合がある）
- ・ 自分自身が「私はこれで良いんだ」と存在を認める体験ができる機会
- ・ 精神障害当事者の方は自立して生活している人も多いため、相談の幅が広い。（例えば、家電製品一つずつの相談／わざわざ支援サービスをつけるまでもない婦人科受診の同行／部屋の家具移動をしたいという 10 分程度の作業ニーズがあるが、本人の体調に影響されるためキャンセルが 10 回程続くので、事業者には依頼できない／保護費で引っ越しされる方には手伝いが要る。環境整備に直接持って行って廃棄することができなくなったのでゴミ出しの問題も深刻）
- ・ サービスとつながりづらい人（税金を使うことができないという妄想のある人／利用したりやめたりを繰り返す人など）
- ・ （精神疾患が疑われるが）病院に来れない患者

- ・ 福祉サービスに一旦はつながったものの、切れてしまった方
- ・ 親族や近隣との関係性が希薄な世帯における近隣トラブルや生活支援
- ・ 男性で高学歴で高役職の方がサービス利用を拒否するケース
- ・ 障害のある子どもの親なきあとの住まい、日常のケア、金銭管理
- ・ 不登校当事者や家族で、居場所活動に来訪できない家庭の支援
- ・ ひきこもり当事者の親として、信頼できる相談者に安心して悩みを吐露できる場(特に父親)
- ・ 知的障害などは見えないものに対して空間認知がしにくい方も多く、新型コロナウイルス感染症などのリスクマネジメントがしにくい
- ・ 障害当事者の親や家族が3年、5年後のことを相談できる相手がない
- ・ 若年性認知症を発症する方は50代の方が多く、仕事はどうなるのか、やめたらどう暮らせるのかという不安がある
- ・ 認知症の方が外に出ている環境をどうつくるのかが課題。こんな活動があると分かってても、会場まで行けない状況がある

#### 《不足している資源とは》

- ・ 生きづらさを抱える子ども（特に中高生）の学校や家以外での居場所
- ・ 一人暮らし体験ができる場（支援付きではない）
- ・ 障害分野で働き始めた人が働き続けるための、余暇活動や仕事悩みや愚痴を言えるような労働の再生産できる仕事場以外の通える場（居場所）
- ・ 奈良市では社会保険の加入基準の枠が広がり、加入しやすい一方で、働くと通所サービスが利用できなくなるなど、使い勝手の悪さがある
- ・ 身体・知的障害の方が利用できる地域活動支援センターがなく、精神障害に特化したところしかない。市単費事業であり、縮小の方向にある
- ・ 日常生活で気軽に集まれるような顔が見える場が多くあれば良い
- ・ (当事者自助グループで)集まれる場が少ない
- ・ ひきこもり当事者の話を聞いてくれる場や気軽に参加できる場・居場所
- ・ 分野を問わず、登録もいらぬ地域活動支援センターのようなものがあればよい
- ・ 虚弱な高齢者や障害のある方々が、家とサービス以外の出で行ける場が少ない（生きがいのない生活）
- ・ 高齢者の雑談をしたいというニーズに関する対応の場がない
- ・ 引きこもっていた方々や障害のある方々が社会とつながるための場
- ・ 市内の高校や中学で学校内居場所
- ・ 自分のペースで好きなだけしっかりと話しを聞いて受け止めてもらえる場



- ・ 本人のニーズに合わせ、選択できる多様な居場所づくり（どの居場所を選んでも「そこに参加できた」ことを自分で認められるよう、ステップアップする居場所ではなく、気分で選べるような雰囲気がある居場所づくり）
- ・ 上から助言ではなく、ピアの視点（対等な関係）で共感してもらえる安心感のある「（ひきこもり当事者の）親の居場所」が市域様々な場所にあればいい
- ・ 親がいなくなっても本人が意思を尊重されながら生活していけるような場所、支援者がいない
- ・ 多様な居場所が十分に展開しているとは言えず、様々な生きづらさを受け止め、対話する場・支援者が不足している
- ・ 伴走型支援機関の拡充と関わる人の育成
- ・ つながり続けるための担い手の育成
- ・ 問題のあるなしに関わらず、本人に関わる人（伴走できる人、対話できる人）が必要
- ・ 18歳を超えると、子育て相談課がはなれてしまうため、行政機関とのつながりがなくなる不安がある
- ・ 成年後見人の担い手不足（とくに生活保護でない低所得者）
- ・ 制度外で電話だけでもつながり続ける必要がある場合に、長くつながり続けられる伴走者の存在
- ・ 狭間の支援にかかわった時の対価、制度外支援への報酬
- ・ 意思決定支援を充実させる仕組み
- ・ 精神障害の人の支援のつなぎ先
- ・ 後見の市長申立てが決定するまでが長く、つなぎの金銭管理に困る
- ・ 行政へ相談してもつながらない。行政庁内でどこなら受け止めてくれるのかわからない
- ・ 意思決定支援の事前準備がされていないにもかかわらず、多様な価値観の中で自組織での決定を迫られる
- ・ 障害当事者や認知症の人など、住まいのことを分野の枠を超えて関わる仕組みがない
- ・ 伴走型の長期的なかかわりができる支援
- ・ 自助会などのゆるい何も聞かない場と、元気が出てきたり次のステップにいきたいと思った時に、自助会の人間関係を通じた就労支援や就労に関する相談ができる仕組み
- ・ ひきこもりだけではなく、高齢なども含めた分野を超えた会議を小地域でできたら良い
- ・ 働く場として製造業が減り、対人でのやりとりが必要な仕事が増えたために、苦手意識のある人たちがドロップアウトしてしまっている
- ・ URにおいて「鍵さえ開けることができれば早期発見できていた」というケースも多く、鍵預かりサービスのようなものがあるとよい
- ・ 買い物や調理などを一緒に手伝ってくれるサービス・活動
- ・ 障害のある方の生きざまを見てもらう・知ってもらう事も有効。本人ではなく環境を変える

- ・ 移動支援の事業所も知的障害等を対象としていて、若年性認知症の人の支援を、となると、なかなか実績がなく想定されていない。やってくれる事業所も多くない
- ・ 明日食べるものがないという方への支援も重要。子ども食堂が広がってきているが、実際に困っている人は子どもだけではない
- ・ ケアサポートは障害部門の制度に載ってくるようになったが認知症はまだ

#### 《支援者（機関）が抱える課題》

- ・ （子育て支援では）特に乳幼児の支援に注力していくので、どうしても中高生の支援が後回しになりがち
- ・ 他の機関との関係性が作られていないため、どこに連絡をしてよいのかわからず結局抱え込んでいる状況
- ・ ケース対応に追われ新規相談に十分対応できない
- ・ 30代のころ利用を開始して20～30年経つ方など各事業所を単体で長期間利用されているため、ひきこもりの方や同居家族への相談支援等など、自組織で抱え込んでしまっていることが多い
- ・ 支援者も引きこもり当事者との丁寧な対話や支援を行う余裕がなく、当事者と衝突してしまうことも多い
- ・ 支援者側ばかりの会議になってしまいがち。当事者に入ってもらって展開がある
- ・ 支援者支援の仕組みが必要
- ・ 本人との関係づくりにはある程度のスキルを有する
- ・ 家族支援の視点を持つことが必要
- ・ 高齢者分野と障害者分野の支援者間での福祉観・支援観に乖離を感じる
- ・ 学齢期からのトランジション、課題を明確にしていない
- ・ （障害サービスの）利用者支援に対する価値観が多様である中、共有することが困難
- ・ ライフサイクルに応じたシームレスな支援構築
- ・ 自助会の世話人自身が勉強する時間の確保が難しい。また、参加者一人ひとりと向き合う時間が取れない
- ・ 支援者が制度やサービスの紹介だけで済ませて、本人に寄り添った聞き取りができていない
- ・ 不動産屋が精神障害者とのやりとりにおいて一度ネガティブな経験をしていると、精神障害者の住居確保が困難
- ・ それぞれがすでに持っているケア会議や事業所の会議などの活用。本来業務の遂行
- ・ （URでの）留守宅か孤独死しているのか判断がつかねるケースへの居宅への介入や対応
- ・ ケースワーカーだけが外部との接点という生活保護受給者が、ワーカーとの接点も希薄になって孤立してしまい、（URの）入居契約解除せざるを得なくなるケースがある

- ・ 独立行政法人都市再生機構（以下、UR という）は公団という背景もあり、課題を持つ方が入居しやすく受け入れるものの、その先の出口やつなぎ先がない
- ・ 介護が必要な親と障害を持つ子のケースでの介護サービスと障害サービスの連携、情報共有がしにくい
- ・ 人づての紹介や、SNS や広報チラシで周知が進み、「居場所」への参加希望者が増加。しかし居場所の開催時間や回数は増えておらず、一回の居場所に参加人数が集中している
- ・ ひきこもり支援者の養成講座等は実施されているが、活動時間や活動場所の都合が合わず、サポーター養成修了者が実際の活動にはつながっていない場合も多い
- ・ 子どもを通して、近隣住民との関係がこじれているケースも多く、「近所同士の支えあい」ではなく、少し距離のある場所、知らない人しか来ない場所を選べる選択肢の広さも必要
- ・ 障害当事者や家族の思いに寄り添い支援するという考え方が拡がらない、浸透しない現状がある
- ・ なぜ障害分野の当事者団体だけが、これほどまでに情報発信しないと周りや行政に動いてもらえないのか
- ・ 障害当事者の親が本人の自立を阻害しているパターンもある
- ・ 若年性認知症を発症する方は 50 代の方が多いため、当事者のほとんどが仕事をしている。奈良県の特性として大阪で働いている人が多いため、大阪の病院で診察受けるケースが多く、当団体と大阪の病院とどのように繋がるのかもまた課題である
- ・ 併設型の日中一時支援事業が認められない（独自の人員と面積が必要）との指導に変わってきて、報酬が少ないことから運営が難しくなっている
- ・ 制度で対応できないところを職員が無報酬で対応している
- ・ 障害サービスははっきりとした線引きが無い分、柔軟な対応が可能な反面、線引きをする他制度から漏れるニーズへの対応が増えて収入が減る状態
- ・ 交通費など経済的な面から、本当に生活が苦しいひきこもりの方は自助会への参加が難しい
- ・ 支援者としても自助会活動を継続するための資金調達が難しい
- ・ 今年の診療報酬の改定で疾患名が絞られたり（統合失調症、気分障害、重度認知症）、看護師や作業療法士が月に 2 回以上関わる条件が付いたりした。これまで発達障害の人や、ひきこもりではパニックや強迫症の人が多かったため、持ち出しでは持続可能でなくなる
- ・ 居場所を運営するための持続的な活動資金の確保（民間助成金は期限付きのものが多）

#### 《必要な多機関連携、ネットワークとは》

- ・ 各分野の校区担当者が情報共有し連携できる仕組み
- ・ 「教育」以外の視点での学校や地域と福祉関係機関との連携促進、研修の機会など
- ・ 入院調整や児童相談所に保護してもらえるような身体的保護を実施する機関との連携

- ・ 多機関における情報共有ができる場の構築。また、その場への参加を促すことにより支援者の孤立防止、関係機関のリソースの共有を図ること
- ・ 庁舎内連携、職種間・他機関がどのような取組を行っているのかを共有し、幅広い視野で連携、つながりを構築していく必要がある
- ・ 保健所や福祉機関とうまく連携できるように再確認できる仕組み・支援
- ・ 障害者の 65 歳問題（介護保険に切り替わる時のサービス調整上の問題）が来ることを見越した障害福祉サービスの利用や連携
- ・ 住まいに関して支援できるように、いろんな分野から数日以内にケース検討ができる話し合いの機会を設ける
- ・ 支援者など日常生活に近い、顔の見える関係をつくって、Restart ならの支援方針検討会議のような検討ができる仕組み
- ・ 個人情報保護の壁を踏まえつつ、困ったときに専門家が参加して検討ができる WEB 会議など
- ・ 精神障害者のちょっとした困りごとに、批判せず伴走してくれる人の存在とネットワーク
- ・ 保護法を保護課のケースワーカーと一緒に、相談支援事業所や必要な支援者が集まって正しく解釈する場、また意見交換会が必要
- ・ 長期間留守にされているケースに対する UR と専門職、行政機関との情報連携
- ・ 専門職だけでなく分野や立場を超えた多様な機関が話し合う“ゆる～いテーブル”づくり
- ・ 住まい確保にむけた不動産業界とのネットワーク化
- ・ 子どもにまつわる取組をしている人たちのネットワークや定期的な研修の機会
- ・ 学校の先生も悩んでいる様子がある。先生だから対処できるという押し付けではなく、引きこもりの当事者に寄り添う者同士、親だけではない交流の場
- ・ 新型コロナ対策については、見えないものをいかに見えるようにするかが大事。障害者にとって“みんながするから私もする”が一番わかりやすい。本人が変わるのではなく、環境を変えていくことが必要
- ・ 自立支援協議会の活性化（当事者の声を受け止め対応していく仕組み）
- ・ 若年性認知症の場合は、支援の入り口は十中八九病院となるため、具体的に病院とどのようにつながるのが重要
- ・ 若年性認知症に限らず、仕事の続け方やめ方を支援する「離職危機」というチャンネルでの相談窓口があってもよい
- ・ 若年性認知症の方に対する就労継続支援もあり、利用が可能な制度である。これらをうまく活用できるようサポートしてほしい

## 《その他》

- ・ 生きづらさを抱える子どもへの地域の方々からのあいさつや笑顔、ポジティブな声掛けがあるとよい
- ・ 本来地域における医療的支援の中核である保健所の支援介入の根拠が不明瞭になってきていると感じる
- ・ そもそも働いていない人やその場所で働いていない人にとって、働いている人の利用する居場所は利用しにくい
- ・ なじみのサロンや相談ができる場所が必要
- ・ 個別の解決策を考えること、仕組みを考えることの違いと整理
- ・ 居住支援協議会として、協力不動産店登録制度のようなものをつくっていく
- ・ ひきこもりの方にとって理解のある企業を増やす
- ・ 年代関係なくかかわり合うことで、つながりを取り戻す活動（新たなつながりではない）
- ・ 現在、どこでどんな会議があるのか洗い出して整理する。住民主体となれる圏域で包括も生活支援コーディネーターも子育ても障害も整理できれば、会議が増えずに話し合いも進めやすいと考える
- ・ 介護や福祉サービスを利用することに対する恥じらいを払拭する取組
- ・ サービスを提供する機関が地域社会に溶け込むことが出来る仕掛け
- ・ 行政は仕組みを作る側に対して、私たち(当事者/支援団体)は課題に気づく立場。しかし、こういう課題があるとなった時に、こういう枠組みをつくるという事につながっていない。ボランティアが課題解決に踏ん張っている間に行政で枠組みをつくってもらうことで、この仕組みが機能してほしい。地域にこの団体があるから、それでいいわ、となってもらっては困る
- ・ (ひきこもりに関する) 講演会などに行ったこともあるが“ひきこもり脱却の成功例”を聞くだけだった。参加者が多く、「同じ思いをしている人がこんなにいるんだ」と思う一方、成功例をただ聞くだけの講演会はつらかった
- ・ 子どもの前では、親は泣けない。愛をもって叱ってくれる人もいるが、親として叱咤激励されたいわけではない。口を出されたいわけではない
- ・ (当事者親の会は) 知り合いがいると行きにくい、という参加者もあり、市域全体や市外からの参加者も多い
- ・ タブレットなどでの音声変換アプリの導入などは、自分の言葉が形になることで視覚からの情報理解ができ、また話すほうも見える形になる喜びもある

## 福祉でまちづくり作戦会議

奈良弁護士会館およびオンラインにて、「孤独・孤立に向き合うまちづくりを考える」をテーマに、福祉でまちづくり作戦会議を実施。奈良市地域福祉計画と地域福祉活動計画のこれまでの成果を報告するとともに、これからの5年間に向けた取組について共有し意見交換を行いました。

### ①個人情報の共有について

- ・地域活動で感じるのは、「どこに相談したらいいか」「どこまでどうしたらいいか」がわからないこと。情報共有の問題でもあり、専門職との連携の問題でもある。
- ・個人情報を共有できないわけではないが、その基準、判断が難しい。専門職も悩む。
- ・本人がSOSを出さないと支援ができない。もどかしさを感じる。地域には知られたくない（伝えてほしくない）と訴える人も多い。ここにも個人情報の壁がある。地域で支えあう仕組みをどうつくれるか。
- ・個人情報の提供に同意することによるメリットやうまくいった成功（ポジティブ）事例を住民にもっと伝えていく必要あり。

### ②ホームレス（狭間のニーズへの対応）問題について

- ・まずは人の話を聞くことと対話が大切。
- ・生活保護や医療との連携、一時的なシェルターなども重要。関心のある方たちのネットワークづくりを。

### ③多機関連携・伴奏支援について

- ・専門職同士の連携は親しくない人とは取りにくい。支援者自身の「人となり」を共有していくことが連携の第一歩になる。その人の専門性を知るのは後でもよいくらい。
- ・視覚障害や聴覚障害など、同じ境遇の経験豊かな人への相談は心強く感じる。身近な相談場所があるとよい。また専門職と当事者団体が顔の見える関係があるのもよい。
- ・周囲から見たら不安に思うが、本人が困っていないことも多い。そんな時は雑談をしながらゆっくり関係性をつくっていくプロセスも必要。時間がかかる。

### ④その他

- ・身寄りのない人の入院対応の保証人問題。病院によっても対応が違う。病院等の医療への成年後見制度の理解促進も必要。

- ・若い世代の参加については、社会とのつながりはネットであることを踏まえつつ、そこに情報を届ける作業を考える必要あり。また発信者としても若い世代を巻き込んでいくという発想もよい。

## パブリックコメントの実施結果

奈良市では、令和4年2月1日から令和4年3月2日までの間、第4次奈良市地域福祉計画(案)に対する意見募集を行いました。寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本市の考え方は次の通りです。

### 1 意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数            5件
- (2) 意見の提出方法            メール 1件、 窓口 4件

### 2 意見の概要及び市の考え方

意見の概要 <small>※「該当箇所」はパブリックコメント実施時の計画案のページ番号です</small>	市及び市社協の考え方
<p><b>【みまもり支援】</b></p> <p>■個人情報を取り扱うときの基本は「保護」であり、「共有」ではない。個人情報を厳格に取り扱ってほしい。</p> <p>また、行政関係課ではなく、個人情報の取扱いのルールがあいまいな地域団体の支援こそ必要なのではないか。</p> <p>&lt;該当箇所：p. 33&gt;</p>	<p>■ご意見を踏まえ、個人情報の「共有」という表現から「取扱い」という表現に見直します。なお、市では、奈良市個人情報保護条例に定める場合を除き、個人情報の目的外利用及び外部提供をすることはございません。今後も、当該条例等に基づき適切に取り扱ってまいります。</p> <p>また、地域活動者と専門職、見守り協定事業者等とのスムーズな連携のため、個人情報の取扱いについて検討していきます。</p>
<p><b>【相談支援】</b></p> <p>■「断らない相談窓口」の「断らない」という言葉は、「断る」と「ない」という否定を表す言葉の組み合わせであり、前向きな表現ではない。受け止めるという言葉の方が適切ではないか。またこの窓口は、行政だけではなく、病院や地域にも同様に求められるのではないか。</p> <p>&lt;該当箇所：p. 35, 37, 39&gt;</p>	<p>■地域の様々な相談を受け止め、適切につなぐ窓口のことを指して、厚生労働省が提唱する「断らない相談窓口」という言葉を引用しました。ご意見のとおり、それぞれの窓口でしっかりと相談を受け止めることが伝わるよう表現を見直すとともに、地域・民間・行政が協働して受け止めていくことができる相談支援体制の構築を進めてまいります。</p>

<p><b>【災害支援】</b></p> <p>■まずは一人ひとりが自分の身を守る知識が必要であるので訓練に参加したい。防災訓練開催数と市民参加のための周知を増やしてもらいたい。</p> <p>&lt;該当箇所：p. 50&gt;</p>	<p>■市では、市全域でのいっせい避難訓練を盛り込んだ総合防災訓練を毎年度実施することとしており、市ホームページやしみんだより（複数月）での広報、駅や公共施設へのポスター掲示、自治連合会や自主防災組織を通じた周知など、広く参加を呼びかけております。また、地域の自主防災組織や自治会等でも独自に防災訓練を実施されていますが、地域により掲示板や回覧等で周知を図られています。</p> <p>今後もこれらの取組を推進するとともに、関係団体とも連携を取りながら、多くの市民の皆さまのご参加による有意義な訓練となるよう、周知等に努めてまいります。</p>
<p><b>【参加支援（居場所）】</b></p> <p>■公園</p> <p>コロナ禍で子どもの近場での遊び場として公園が必要であるので、ぜひ残すか整備してもらいたい。</p>	<p>■市では、「奈良市公園マネジメント基本計画」を現在策定中であり、そこで公園の今後の運営・管理方針を示していく予定です。</p>
<p><b>【居場所】</b></p> <p>■終末施設の創設</p> <p>昔のように大家族の中で看取られることは出来ずとも、工夫次第でもっと自然に大勢の中で手を取られてお別れすることができると思う。</p> <p>趣味や、気の合う仲間と交流しながら、最期を過ごせる場所を作って頂きたい。</p>	<p>■市では、市民生活の将来像として、「住民誰もが、地域で生きがいや役割（出番）をもちながら、支え上手・支えられ上手になれるような住民が主役のまち」をめざして取り組んでおります。</p> <p>ありのままの自分で安心して気軽に参加できる、住民主体の居場所づくりを支援することを通して、人と人、人と資源がつながり、地域で生きがいや役割（出番）を持てるようになることが、孤立を防ぐ上で大切であると考えております。</p> <p>今後、社会情勢を踏まえた地域課題への取組を推進する中で、ご提案の意を汲み、居場所づくり支援の参考にさせていただきます。</p>



第4次地域福祉計画 掲載事業（事業番号順）

重点項目	事業番号	事業名	担当課
1. みまもり支援 (事業番号1～9)	1	地域みまもりサポート制度	福祉政策課
	2	安心・安全“なら”見守りネットワーク事業・ 認知症サポーター養成講座	福祉政策課
	3	認知症相談	福祉政策課
	4	子ども等の見守り強化事業	子ども育成課
	5	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業	子育て相談課
	6	つなげる乳児おむつ宅配事業	子育て相談課
	7	フードバンク事業	子ども育成課
	8	養育支援訪問事業	子育て相談課
	9	地域ケア会議	福祉政策課
2. 相談支援 (事業番号10～31)	10	地域包括支援センター	福祉政策課
	11	在宅医療・介護連携支援センター	福祉政策課
	12	精神保健福祉相談事業	保健予防課
	13	障害者相談支援事業	障がい福祉課
	14	障害児相談支援・通所支援事業	障がい福祉課
	15	生活困窮者等自立支援事業 (くらしとしごとサポートセンター)	福祉政策課
	16	障害者就労支援	障がい福祉課
	17	障害者雇用の推進	産業政策課
	18	障害者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課
	19	高齢者虐待防止事業	長寿福祉課
	20	子どもセンター	児童相談所設置推進課
	21	子育て制度利用者支援事業	子ども育成課
	22	子ども発達支援相談事業	子育て相談課
	23	子ども家庭総合支援拠点	子育て相談課
	24	子育て世代包括支援センター	母子保健課
	25	教育相談体制整備事業（教育相談総合窓口）	教育支援・相談課
	26	若者サポートセンター(Restart なら)	福祉政策課
	27	重層的支援体制整備事業	福祉政策課
	28	権利擁護センター	福祉政策課
	29	子ども若者支援協議会	福祉政策課
	30	要保護児童対策地域協議会	子育て相談課
	31	居住支援協議会	住宅課

3. 参加支援 (事業番号32～42)	32	地域介護予防活動支援事業（元気ならエクササイズ）	福祉政策課
	33	認知症地域支援推進員等設置事業 (認知症カフェ開設支援)	福祉政策課
	34	子育てスポット	子ども育成課
	35	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
	36	児童館事業	子ども育成課
	37	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課
	38	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課
	39	子どもの学習支援事業	子ども育成課
	40	適応指導教室「HOP」事業	教育支援・相談課
	41	生活支援コーディネーター	福祉政策課
	42	公共施設の利活用	各施設所管課
4. 地域づくり支援 (事業番号43～53)	43	ボランティアセンター	地域づくり推進課
	44	ボランティアインフォメーションセンター	地域づくり推進課
	45	民生委員・児童委員の活動支援事業	福祉政策課
	46	地域自治協議会（地域づくりコーディネーター）	地域づくり推進課
	47	地域人権教育支援事業	共生社会推進課
	48	人権教育推進事業	学校教育課
	49	インクルーシブ教育	教育支援・相談課
	50	合理的配慮の普及・啓発	障がい福祉課
	51	地域教育推進事業	地域教育課
	52	買い物支援	産業政策課
	53	訪問型生活援助事業	福祉政策課
5. 災害支援 (事業番号54～61)	54	少年指導協議会委託事業	いじめ防止生徒指導課
	55	地域防犯活動の推進	危機管理課
	56	自主防災防犯組織活動支援	危機管理課
	57	避難行動要支援者への避難支援	福祉政策課
	58	医療機器等使用者に対する災害時支援	保健予防課
	59	災害時における市営住宅の一時使用	住宅課
	60	福祉避難所	障がい福祉課 長寿福祉課 介護福祉課
	61	災害ボランティアセンター	福祉政策課

第4次地域福祉計画 掲載事業

部	関係課	事業番号	掲載事業	掲載ページ
危機管理監	危機管理課	55	地域防犯活動の推進	p. 50
		56	自主防災防犯組織活動支援	
市民部	地域づくり推進課	43	ボランティアセンター	p. 46
		44	ボランティアインフォメーションセンター	
		46	地域自治協議会（地域づくりコーディネーター）	
	共生社会推進課	47	地域人権教育支援事業	p. 46
福祉部	福祉政策課	1	地域みまもりサポート制度	p. 32
		2	安心・安全“なら”見守りネットワーク事業・ 認知症サポーター養成講座	
		3	認知症相談	
		9	地域ケア会議	p. 32、p. 46
		10	地域包括支援センター	p. 36
		11	在宅医療・介護連携支援センター	
		15	生活困窮者等自立支援事業 （くらしとしごとサポートセンター）	
		26	若者サポートセンター（Restart なら）	
		27	重層的支援体制整備事業	
		28	権利擁護センター	
		29	子ども若者支援協議会	p. 42
		32	地域介護予防活動支援事業 （元気ならエクササイズ）	
		33	認知症地域支援推進員等設置事業 （認知症カフェ開設支援）	
	41	生活支援コーディネーター		
	45	民生委員・児童委員の活動支援事業	p. 42、p. 46	
	53	訪問型生活援助事業	p. 46	
	61	災害ボランティアセンター	p. 50	
	福祉政策課・ 危機管理課	57	避難行動要支援者への避難支援	p. 50
	障がい福祉課	13	障害者相談支援事業	p. 36
		14	障害児相談支援・通所支援事業	
16		障害者就労支援		
18		障害者虐待防止対策支援事業		
50		合理的配慮の普及・啓発	p. 46	
長寿福祉課	19	高齢者虐待防止事業	p. 36	
障がい福祉課・長寿福 祉課・介護福祉課	60	福祉避難所	p. 50	

部	関係課	事業番号	掲載事業	掲載ページ
子ども未来部	子ども育成課	4	子ども等の見守り強化事業	p. 32
		7	フードバンク事業	p. 32、 p. 50
		21	子育て制度利用者支援事業	p. 36
		34	子育てスポット	p. 42
		35	子育てスポットすくすく広場事業	
		36	児童館事業	
		37	ファミリー・サポート・センター事業	
		38	地域子育て支援拠点事業	
		39	子どもの学習支援事業	
	子育て相談課	5	乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問) 事業	p. 32
		6	つなげる乳児おむつ宅配事業	
		8	養育支援訪問事業	
		22	子ども発達支援相談事業	p. 36
		23	子ども家庭総合支援拠点	
30		要保護児童対策地域協議会		
児童相談所設置推進課	20	子どもセンター	p. 36	
健康医療部	母子保健課	24	子育て世代包括支援センター	p. 36
	保健予防課	12	精神保健福祉相談事業	p. 36
		58	医療機器等使用者に対する災害時支援	p. 50
観光経済部	産業政策課	17	障害者雇用の推進	p. 36
		52	買い物支援	p. 46
都市整備部	住宅課	31	居住支援協議会	p. 36、 p. 46
		59	災害時における市営住宅の一時使用	p. 50
教育部	地域教育課	51	地域教育推進事業	p. 46
	いじめ防止生徒指導課	54	少年指導協議会委託事業	p. 50
	学校教育課	48	人権教育推進事業	p. 46
	教育支援・相談課	25	教育相談体制整備事業 (教育相談総合窓口)	p. 36
		40	適応指導教室「HOP」事業	p. 42
		49	インクルーシブ教育	p. 46
各施設所管課		42	公共施設の利活用	p. 42

事業概要

番号	事業名	事業概要	担当課
重点項目1. みまもり支援（ニーズキャッチ）			
1	地域みまもりサポート制度	<p>地域の見守り活動を具体的に後押しする協働施策として、地域みまもりサポート制度を促進し、地域の共助のチカラが発展できる仕組みをめざします。</p> <p>普段の暮らしの中で「ゆるやかに・さりげなく」見守り合いが出来るよう「みまもりサポーター」を養成・啓発し、民生委員や専門職などと連携・協力して見守り活動を担える「みまもり支援員」を養成し、地域での活動をバックアップすることを進めます。</p>	福祉政策課
2	安心・安全“なら”見守りネットワーク事業・認知症サポーター養成講座	<p>認知症等で行方不明になる可能性がある方の情報を事前登録し、行方不明になった場合に行政から民生委員や介護事業所等の協力機関にメールを送信し、早期発見につなげる制度。</p> <p>希望者には、居場所を特定するためのGPS端末（自己負担あり）の貸出しや、発見者が奈良市や警察の連絡先がすぐわかるためのQRコードの配布を行っています。</p> <p>認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成します。</p>	福祉政策課
3	認知症相談	<p>市役所本庁舎では毎週月曜日、西部出張所では毎週木曜日に、それぞれ午前10時から午後3時まで、「(公社)認知症の人と家族の会 奈良県支部」に委託し、認知症及び若年性認知症に関して本人や家族からの相談に応じています。認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられる支援につながるようサポートします。</p>	福祉政策課
4	子ども等の見守り強化事業	<p>地域で自主的に子ども等に対し、子ども食堂、子ども宅食、学習支援又は生活指導支援等の支援活動（以下「支援活動」という。）を行っている民間団体に対して、当該民間団体が支援活動を通じて、支援ニーズの高い子ども等の状況把握や見守りに係る活動費等を補助することにより、子ども等の見守り体制の強化を図ります。</p>	子ども育成課
5	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業	<p>生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、出産後心身の不安定な保護者に対し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うことで子育ての孤立化を防ぎ、不安の軽減を図り、支援を必要とする家庭に対して適切な支援機関につなげることにより子どもの健全な育成や児童虐待の防止を図ります。</p>	子育て相談課

6	つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施。宅配時に保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	子育て相談課
7	フードバンク事業	全ての子どもが将来に希望をもって健やかに成長できるよう、行政、他団体等が連携し、地域支援活動や食品ロス削減などの一環として食品を企業及び個人から無償で受け入れ、支援が必要な経済的に困窮する子育て世帯に対し、その食品を無償で配布します。	子ども育成課
8	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職が訪問し養育に関する支援を行うことにより、保護者の養育負担を軽減し子どもの養育環境を確保します。	子育て相談課
9	地域ケア会議	地域ケア会議は、多職種の専門職の協働の下で、(1)高齢者個人に対する支援の充実と、(2)それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市や地域包括支援センターが開催する会議体です。 地域包括支援センターを中心に、保健・医療・地域福祉に関係する機関・団体などと連携して開催。高齢者個人が抱える課題や地域の困りごとを現場から汲み取り、医療や介護等の専門職などの多職種が協働して解決を図ることで、自立支援重度化防止や多職種連携による高齢者の個別課題の解決を積み重ね、その地域に共通した課題を明確にして共有します。 また、地域住民と関係機関が各日常生活圏域内の地域課題を共有することで、地域づくりや地域に必要なと考えられる資源の開発により、地域課題を解決するための社会基盤づくりを行います。	福祉政策課
重点項目2. 相談支援（多機関連携）			
10	地域包括支援センター	市内に13箇所の地域包括支援センターを設置。高齢者の多様なニーズに対応し、医療・介護・福祉の関係機関等と適切に連携・調整を図り、高齢者の心身の状態の維持、生活の安定のために必要な援助・支援を行っています。また、地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などが配置されており、専門性を活かした相談支援を行っています。	福祉政策課
11	在宅医療・介護連	包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することを目	福祉政策課

	携支援センター	的に在宅医療・介護に携わる専門職同士の連携や相談支援を行います。 当事業の相談支援等の対象者は、病院の地域連携に携わる職員や介護支援専門員等の専門職であり、専門職に相談支援や研修会を実施することで、医療と介護が連携を図り、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護の必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを目的として実施しています。	
12	精神保健福祉相談事業	精神保健福祉法に基づいて、精神保健福祉士や保健師等により、適正医療に向けた個別相談を行います。	保健予防課
13	障害者相談支援事業	障害児者とその家族などからの相談に応じ、必要な支援の情報提供や利用支援を行うことや、障害者等の権利擁護のため関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。 また、安定して地域での生活を行うためには、生活支援ニーズへの対応、相談支援機能の強化、地域住民の参加による見守り・支えあいなどのきめ細かな活動など幅広い受け皿づくりが必要不可欠となることから、地域の障害福祉に関するシステム造りの中核的な役割を果たす自立支援協議会との連携・協力を進めて相談支援や社会資源の開発・改善等を推進します。	障がい福祉課
14	障害児相談支援・通所支援事業	□障害児相談支援 通所支援を利用する児の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用を目的に、利用計画や、サービス利用状況の修正及び計画の見直し（モニタリング）を行います。 □通所支援事業 療育を必要とする児童を児童発達支援センター等の施設に通わせることにより、年齢に応じた日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課
15	生活困窮者等自立支援事業（くらしとしごとサポートセンター）	失業や収入が低いなど、経済的に困窮状態にある方や困窮状態となるおそれのある方に対し、個々の状況に応じた支援プランの作成、相談支援や就労支援のほか、関係機関との連絡調整による多額の支援の活用により、早期に困窮状態から脱却できるよう自立に向けた支援を行います。また、就労経験がなかったり生活習慣が乱れていたりして、直ちに一般就労につくことが困難と思われる方に対し、就労に従事する準備としての基礎能力を身に付ける訓練を段階的に行い就労に向けて支援します。	福祉政策課
16	障害者就労支援	障害福祉サービスにおいて就労をめざすサービスとし	障がい福祉課

		て、就労移行支援（一般企業で働きたい人のための支援）や就労継続支援 A 型・B 型（一般企業での就労が難しく、働く場や居場所を求めている人の支援）、就労定着支援（一般企業での就労定着に向けた支援を行うサービス）の 3 つの支援を軸に必要な量と期間を適切に設定しながら給付を行います。	
17	障害者雇用の推進	障害者と企業の相互理解を深めるため、企業や支援事業所を対象としたセミナー等を実施し、就労機会の拡大、職場への定着の促進を図っています。市内企業へ障害者の職場体験実習の受入の促進や障害者雇用の啓発を実施し、企業ニーズとのマッチングを図り、一般就労を推進していきます。	産業政策課
18	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のために、奈良市障害者虐待防止センターを設置・運営し、障害者に対する虐待の防止などを行うため、広く市民に啓発するとともに、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行っていきます。	障がい福祉課
19	高齢者虐待防止事業	奈良市高齢者虐待防止対策協議会を設置・運営するとともに、高齢者虐待の防止及び啓発、虐待事象への早期対応、養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関との連携を図ります。	長寿福祉課
20	子どもセンター	子ども及びその家庭等に対し、基礎的な地方公共団体として子どもの身近な場所における福祉に関する支援を行うとともに、専門的な知識及び技術に基づいた対応等を行うことにより、児童福祉施策を一貫して実施することで子どもに対する支援を充実し、安心、安全の確保、健やかな成長を図ります。	児童相談所設置推進課
21	子育て制度利用者支援事業	子ども育成課内に配置されている子育てナビゲーター及び各地域子育て支援センターに配置された子育てコーディネーターが、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談支援や他の専門機関との連携等必要な支援を行います。	子ども育成課
22	子ども発達支援相談事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児が家庭やこども園等で、その発達段階に応じた適切な関りや支援が受けられるよう発達の見立てを含めた専門性の高い相談を行います。また、園巡回相談を行い当該幼児の発達特性の理解を促し、こども園等での必要な手立てや支援についての助言を行います。当該幼児の発達支援に関わる機関が連携・協力し幼児期を通して一貫して切れ目なく支援する環境を整えるための調整機能を果	子育て相談課



		たします。	
23	子ども家庭総合支援拠点	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。 また支援の必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目ない支援に努めます。	子育て相談課
24	子育て世代包括支援センター	(平成27年度より母子保健課の前進である健康増進課内に、平成29年度より都・保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設。) 妊産婦・乳幼児健康相談事業による来所やその他電話、訪問などによる相談対応により、対象者に必要な情報提供や助言、保健指導、関係機関との連絡調整等を実施しています。ワンストップ拠点として、親子が自然に地域子育て支援センターや子育て広場などの子育て支援拠点を利用できる仕組みづくり、子育て支援拠点で気になる親子を子育て世代包括支援センターにつなぐ仕組みづくり、虐待のリスクのある親子については子育て相談課内に設置されている子ども家庭総合支援拠点に適切につなぎ、乳幼児虐待を予防することをめざします。	母子保健課
25	教育相談体制整備事業 (教育相談総合窓口)	教育相談総合窓口を通して市民からの教育相談の依頼を受け付け、カウンセラーや専門の相談員が相談・支援を行っています。また、心理面の悩みに関するカウンセリングや不登校に関わる教育相談、障害や発達の問題など特別支援教育に関わる教育相談に対応しています。 保護者や学校からの相談内容に応じて、福祉・医療等の関係機関と連携しながら対応を進めます。特に家庭支援を含めた包括的な対応が求められるケースについては、子ども家庭相談センターや子育て相談課、障がい福祉課等の機関と緊密に情報共有を行い、必要に応じて学校・関係機関を含めたケース会議の場で対応について協議するなど、より連携を深めていきます。	教育支援・相談課
26	若者サポートセンター(Restartなら)	義務教育終了後、就労や就学をしていない若者に特化した相談窓口を設けることで、学び直しや就労等、自立に向けた切れ目のない支援を行います。	福祉政策課
27	重層的支援体制整備事業	地域住民が抱える複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対応するため、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制ではなく、属性や分野を超えた柔軟な取組を行うことで、課題を抱える相談者やその世帯を包括的に支援し、地域福祉の推進を展開します。	福祉政策課 関係課

28	権利擁護センター	権利擁護センターを成年後見制度利用促進における中核機関として位置付け、成年後見制度の周知啓発、ケアマネジャー・地域包括支援センター職員向け研修など相談窓口対応力の向上、申し立てに関する相談・支援、市民後見人養成講座開催等の事業を実施します。	福祉政策課
29	子ども若者支援協議会	ニートやひきこもり等、さまざまな生きづらさを抱える子ども・若者が社会生活を円滑に送ることができるよう、「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置することで、関係機関が連携強化しながら効果的に支援を行うためのネットワークを構築します。	福祉政策課
30	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。そのネットワークを活用した相談支援体制を充実し保護者の育児不安の軽減に努めます。	子育て相談課
31	居住支援協議会	奈良市は奈良県居住支援協議会の会員であり、当協議会は奈良県及び県内市町村の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体により構成され、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者、障害者、子育て世帯、災害被災者その他住宅の確保に特に配慮する者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置を協議することにより、奈良県における居住福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として設置されています。	住宅課
重点項目3. 参加支援（居場所）			
32	地域介護予防活動支援事業 （元気ならエクササイズ）	市民が主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるよう、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、奈良市独自の運動プログラム（元気ならエクササイズ等）を活用した専門職派遣指導や立ち上げに関する相談等の支援を行っています。	福祉政策課
33	認知症地域支援推進員等設置事業 （認知症カフェ開設支援）	認知症の人やその家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」の開催を支援します。	福祉政策課
34	子育てスポット	月1～2回乳幼児と保護者が気軽に集って交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課

35	子育てスポット すくすく広場事業	福祉センターで主に乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会に加え、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど異世代間における交流を行います。	子ども育成課
36	児童館事業	児童の健全育成を図るために、地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点として子どもの日常生活を支援する。また、子育て家庭に対する相談・援助を行い、地域における子育てを支援します。	子ども育成課
37	ファミリー・サポート・センター事業	核家族化や地域社会の活力低下に伴い、子育て親子の孤立化や子育てに悩む親の支援を図ります。援助会員が依頼会員の子どもの一時預かりをする等会員相互での助け合いを行います。また、支援を希望する家庭に対してヘルパーを派遣して家事支援を実施し、子育てに対する不安の解消を図ります。	子ども育成課
38	地域子育て支援 拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課
39	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身に付け、高等学校等への進学を可能とするための学習支援事業を週1回2～3時間程度実施します。	子ども育成課
40	適応指導教室 「HOP」事業	不登校支援事業の一環として、教育センターに適応指導教室「HOP」を開設し、学習やグループ活動を中心とした支援を行っています。令和3年度からは「HOP青山」を新設し、体験活動を通じた小集団の支援を行っています。家から出にくい状態の子どもたちに対しては、カウンセラー等が家庭へ訪問してサポートする「訪問学習支援」や、Web上での学習やオンラインでの支援員との対話によりサポートする「Web HOP」を行っています。また、不登校の子どもやその家族に対して、その悩みや不安を解消するために、学校やスクールカウンセラー、福祉等関係機関と連携しながら、子どもたちの社会的自立や社会参加の基盤となる居場所作りを進めています。今後、学校や学校外の教育機関などの支援場所のどこにもつながっていない不登校児童生徒が減少するよう、教育センターにおける不登校児童生徒の支援率（市立小中学校の不登校児童生徒のうち教育センターの支援を受けている児童生徒の割合）の向上をめざすとともに、新たな不登校を生まないための「未然防止」の取組を推進していきます。	教育支援・相談課

41	生活支援コーディネーター	地域に生活支援コーディネーターを配置し、地域における一人暮らし高齢者を中心とした生活支援ニーズ(介護予防に資する住民主体の通いの場づくりや、見守り、買い物、話し相手、掃除など)に対応するため社会資源調査や様々な関係機関・団体と連携して、高齢者の生活支援体制の充実を図ります。	福祉政策課
42	公共施設の利活用	地域ごとのニーズに合わせて、地域にある公共施設の利活用を検討します。	関係課
重点項目4. 地域づくり支援(活動支援)			
43	ボランティアセンター	奈良市におけるボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談の受付やコーディネート、ボランティアに関する活動場所の提供、ボランティアやボランティアコーディネーターを養成する養成講座や話し合いの場を提供するボラカフェなどを行います。	地域づくり推進課
44	ボランティアインフォメーションセンター	市民公益活動団体へ積極的に情報提供するとともに、学生や、勤労者、団塊の世代の方々などに対して市民公益活動への参画を促し、活動の主体となる人材の育成を図ることを目的とした相談コーディネート業務をはじめ、ボランティア入門講座などの講座の実施、会議室の提供、各種情報収集・発信などを行います。	地域づくり推進課
45	民生委員・児童委員の活動支援事業	市内46地区の民生委員・児童委員協議会や市内778名の民生委員・児童委への研修など、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。また、地区民生委員・児童委員協議会に対して活動補助を行うことで活動の推進を図ります。また地区民生委員・児童委員協議会へ出向いて研修などを行うことで、活動の把握・助言・相談を行います。また、民生児童委員協議会連合会会長会などで情報を共有し、適切に活動の把握をすると共にその現状に即した研修などの実施ができるように進めていきます。	福祉政策課
46	地域自治協議会(地域づくりコーディネーター)	地域が自立して活性化や課題解決のために活動できるようにコーディネートし、また地域単独では課題解決が困難な場合には、行政の窓口として相談を受け、関係課とのパイプ役となり課題解決に向けた支援を行います。	地域づくり推進課
47	地域人権教育支援事業(人権教育・啓発)	地区人権推進協議会(40地区)は奈良市人権教育推進協議会の活動方針に基づいて、地域住民の方と共に各地区の実態に応じて、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。参加者は各年度のテーマを研修し、様々な人権課題について学びを深め、学習から行動へつなげることができる自分づくりと身の回りにある差別や偏見に気づけるように人権意識を高めます。	共生社会推進課
48	人権教育推進事	学校教育のあらゆる教育活動を通して、児童生徒の自尊	学校教育課

	業	感情や規範意識を高めながら、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲、態度を育成するため、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進します。人権教育に関わる課題についての研修や実践交流を通して、教員の人権意識や実践的な指導力の向上を図ります。	
49	インクルーシブ教育	障害がある、発達が気になる、言葉の発音が気になるなど、特別な支援を必要とする子どもに関する教育相談や、特別支援教育に関する相談対応としての学校への訪問指導や研修を通して、インクルーシブ教育システム構築の推進を図っています。保護者が放課後等デイサービスなどの福祉サービスの利用を求められる際に、障がい福祉課からの依頼に基づき、その根拠となる情報（教育相談記録・発達検査の結果・意見書等）の提供を行い、特別な支援の必要な子どもが適切な福祉サービスを受けられるようにしています。また、保育所等訪問支援の制度に基づき、学校と療育等の福祉機関が連携するにあたって必要な情報を提供・共有しています。今後、特別支援教育連携会議等の場を通して、学校・関係各課・療育等の福祉機関との情報共有や支援方法の検討を密に行い、教育と福祉の連携を進めていきます。	教育相談・支援課
50	合理的配慮の普及・啓発	障害のある人もない人も共に暮らす地域共生社会の実現をめざし、障害者等が生活する中で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に関する理解を深める研修や啓発活動を行います。	障がい福祉課
51	地域教育推進事業	<input type="checkbox"/> 地域で決める学校予算事業 市内の21中学校区全てで実施しており、地域教育協議会と学校園が、めざす子ども像を共有しながら協働活動について話し合う合同会議を始め、環境整備や学習支援等の様々な取組が進んでいます。「地域とともにある学校づくり」のため、地域コーディネーターが学校と地域をつなぎ、協働できる取組を進めています。 <input type="checkbox"/> 放課後子ども教室推進事業 市内の43小学校区全てで実施しており、宿題に取り組む児童を補助する学習支援・学習相談、異年齢間の交流が深まるようなスポーツや工作等の活動が展開され、活動の実施にあたっては、子どもたちの活動の様子や、子どもたちへのアンケート調査の結果を反映させた計画立案、教室参加後の下校や警報発令時等の子どもの安全管理など、地域と学校園とが連携・協働した活動が行われています。放課後の子どもたちの安全・安心な居場所	地域教育課

		を設け、地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。	
52	買い物支援	「奈良市内で日常の買い物に困っている人への支援策を話し合い、解決に導くこと」を目的に、買い物支援ネットワークを立上げ、移動販売などの買い物支援を実施し、支援を必要としている地域への販路開拓を行いたい事業者と、買い物に困っている地域の声を実際に聞き、マッチングをめざす取組を実施しています。	産業政策課
53	訪問型生活援助事業	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供者を養成し、訪問型サービスAの供給の充足化を図ることにより、介護保険サービス利用者に多様なサービス提供と、将来の介護人材不足への対応を目的として実施しています。事業内容は、奈良市社会福祉協議会に委託し、訪問型生活援助サービス従事者研修を実施。研修内容は、介護保険制度、高齢者への対応、認知症への正しい理解等の内容で、2日間コースで実施しています。	福祉政策課
重点項目5. 災害支援			
54	少年指導協議会委託事業	青少年の健全育成、非行防止並びに子どもの安全確保を目的とし、中学校区ごとの少年指導協議会において、街頭指導や環境浄化活動、登下校時の見守り活動等を実施しています。	いじめ防止生徒指導課
55	地域防犯活動の推進	自主防犯意識を喚起するための啓発活動を通じて、市民・地域・行政が一体となって地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぐための防犯環境を整備することにより、全ての市民が安全で安心して生活できるまちづくりをめざします。	危機管理課
56	自主防災防犯組織活動支援	地区自主防災防犯組織に対する活動交付金の交付を継続し、地域における防災・防犯活動の活性化と充実を図り、地域の防災・防犯意識の向上による災害や犯罪に強い地域づくりをめざします。	危機管理課
57	避難行動要支援者への避難支援	災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要とされる方への支援体制を強化することを目的に避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者（市関係部署、警察、消防、自治会、自主防災防犯組織、民生児童委員）に名簿を提供し、避難の支援、安否の確認、平常時からの見守り等を行います。	福祉政策課 危機管理課

58	医療機器等使用者に対する災害時支援	災害時に備えるため、人工呼吸器等を装着した医療依存度の高い重症神経筋疾患患者及び長期療養児等の患者・家族に対し、平常時より療養支援を実施するなかで、災害時個別支援計画の作成等を行います。	保健予防課
59	災害時における市営住宅の一時使用	災害時に特段に配慮を有する方に対して、市営住宅の一時的な使用を許可することで支援します。	住宅課
60	福祉避難所	避難所での生活が困難な要配慮者が安心して生活できるよう、協定を締結した施設と連携を図りながら、要配慮者のニーズに合わせた福祉避難所の体制や設備を整備するとともに、福祉避難所の確保をめざします。	障がい福祉課 長寿福祉課 介護福祉課
61	災害ボランティアセンター	災害救助法が適用される大規模災害時等に、地域内外から来られる一般の災害ボランティアの調整を行うことで、災害時特有の生活課題やニーズに対応し、被災者の生活再建と被災地の復旧・復興に向けて必要な支援や調整を行います。	福祉政策課

第3次地域福祉活動計画 掲載事業一覧（市からの受託事業）

掲載ページ	重点項目	実施計画	取組内容
生活支援体制整備事業、地域力強化推進事業			
p. 33	1. みまもり支援 (ニーズキャッチ)	地域における見守り活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域みまもりサポート制度の普及啓発</li> <li>・みまもりサポーター養成講座(ゆるやか型)及びみまもり支援員養成講座(担当制)の実施</li> <li>・テーマ別見守り講座(認知症サポーター、つながりサポーターなど)での見守り活動についての啓発</li> </ul>
p. 33		気づきの拾い上げと共有 ・協議の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆるやか型における「気になる会議」の実施検討</li> <li>・みまもりサポート制度実施地区との共有会議の実施</li> <li>・個人情報共有に関するルール化整備</li> </ul>
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	エリア支援による伴奏支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業のエリア支援体制の検討</li> <li>・専門職生活支援員の養成について検討</li> <li>・地域における多機関協働の協議の場のモデル実施</li> </ul>
p. 43	3. 参加支援 (居場所)	多様なテーマや主体による居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり応援プロジェクトの実施</li> <li>・居場所に関する学習会の実施</li> <li>・各福祉センターにおける居場所づくりの推進</li> </ul>
p. 43		いいばしょプロジェクトによる協働型居場所の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉でまちづくり作戦会議の実施</li> <li>・協働型居場所の事例整理と可視化</li> <li>・拠点施設での協働型居場所づくり</li> </ul>
p. 43		伴走支援との連動による出番と役割のある居場所の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点施設における少人数制居場所のモデル実施</li> <li>・伴走支援から参加支援につなげることを目的とした情報共有や資源開発</li> <li>・居場所開発協議への参画</li> </ul>
p. 47	4. 地域づくり支援 (活動支援)	地域福祉活動の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協の機能と役割見直しについての協議の場づくり</li> <li>・地域の見守り活動の有償化と財源確保に向けた仕組みづくり支援</li> <li>・地域ボランティアセンター機能の設置に向けた検討・協議</li> </ul>
p. 47		幅広い分野への福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の福祉体験学習の見直しとプログラム開発</li> <li>・福祉教育における教育委員会との連携体制づくり</li> <li>・当事者参加を基盤とした福祉体験学習の実施</li> </ul>



p. 47		地域課題に応じた資源開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援ネットワークへの参画と実施推進</li> <li>・居住支援協議会への参画と実施推進</li> <li>・生活支援活動の立ち上げに向けた協議の場づくりと実施推進</li> </ul>
p. 51	5. 災害支援	コロナ禍等における新たな個別課題への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍におけるこれまでの取組の総括と先進的な取組の情報収集</li> <li>・災害時を想定した平時からの関係づくり</li> </ul>
奈良市若者サポートセンター(Restart なら)事業			
p. 33	1. みまもり支援 (ニーズキャッチ)	気づきの拾い上げと共有 ・協議の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆるやか型における「気になる会議」の実施検討</li> <li>・みまもりサポート制度実施地区との共有会議の実施</li> <li>・個人情報の共有に関するルール化整備</li> </ul>
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	協働による相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画</li> <li>・つながりサポーターの養成及び活動定着</li> <li>・包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築</li> </ul>
p. 37		複合多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野を横断したテーマ検討の場への参画</li> <li>・法人内の連携強化と庁内連携や多機関協働に向けた行政との協議実施</li> </ul>
p. 43	3. 参加支援 (居場所)	伴走支援との連動による出番と役割のある居場所の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点施設における少人数制居場所のモデル実施</li> <li>・伴走支援から参加支援につなげることを目的とした情報共有や資源開発</li> <li>・居場所開発協議会への参画</li> </ul>
権利擁護センター事業、多機関協働事業			
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	協働による相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画</li> <li>・つながりサポーターの養成及び活動定着</li> <li>・包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築</li> </ul>
p. 37		複合多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野を横断したテーマ検討の場への参画</li> <li>・法人内の連携強化と庁内連携や多機関協働に向けた行政との協議実施</li> </ul>
p. 47	4. 地域づくり支援 (活動支援)	地域課題に応じた資源開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援ネットワークへの参画と実施推進</li> <li>・居住支援協議会への参画と実施推進</li> <li>・生活支援活動の立ち上げに向けた協議の場づくりと実施推進</li> </ul>
生活困窮者等自立支援事業			
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	協働による相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画</li> <li>・つながりサポーターの養成及び活動定着</li> <li>・包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築</li> </ul>

p. 37		複合多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野を横断したテーマ検討の場への参画</li> <li>・法人内の連携強化と庁内連携や多機関協働に向けた行政との協議実施</li> </ul>
p. 43	3. 参加支援 (居場所)	伴走支援との連動による出番と役割のある居場所の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点施設における少人数制居場所のモデル実施</li> <li>・伴走支援から参加支援につなげることを目的とした情報共有や資源開発</li> <li>・居場所開発協議への参画</li> </ul>
基幹型生活支援体制整備事業			
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	協働による相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画</li> <li>・つながりサポーターの養成及び活動定着</li> <li>・包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築</li> </ul>
p. 37		複合多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野を横断したテーマ検討の場への参画</li> <li>・法人内の連携強化と庁内連携や多機関協働に向けた行政との協議実施</li> </ul>
委託相談支援事業			
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	協働による相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画</li> <li>・つながりサポーターの養成及び活動定着</li> <li>・包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築</li> </ul>
p. 47	4. 地域づくり支援 (活動支援)	地域課題に応じた資源開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援ネットワークへの参画と実施推進</li> <li>・居住支援協議会への参画と実施推進</li> <li>・生活支援活動の立ち上げに向けた協議の場づくりと実施推進</li> </ul>
地域自立支援協議会運営事業、基幹型相談支援事業			
p. 37	2. 相談支援 (多機関連携)	協働による相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見の受任調整の仕組みづくりへの参画</li> <li>・つながりサポーターの養成及び活動定着</li> <li>・包括的相談支援事業における行政との協働実施体制の構築</li> </ul>
p. 37		複合多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野を横断したテーマ検討の場への参画</li> <li>・法人内の連携強化と庁内連携や多機関協働に向けた行政との協議実施</li> </ul>
p. 47	4. 地域づくり支援 (活動支援)	地域課題に応じた資源開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援ネットワークへの参画と実施推進</li> <li>・居住支援協議会への参画と実施推進</li> <li>・生活支援活動の立ち上げに向けた協議の場づくりと実施推進</li> </ul>

指定管理事業

① 総合福祉センター、②老人福祉センター、③月ヶ瀬・都祁福祉センター、④ボランティアセンター

p. 33	1. みまもり支援 (ニーズキャッチ)	地域における見守り活動 の強化 ①②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域みまもりサポート制度の普及・啓発</li> <li>・みまもりサポーター養成講座(ゆるやか型)及びみまもり支援員養成講座(担当制)の実施</li> <li>・テーマ別見守り講座(認知症サポーター、つながりサポーターなど)での見守り活動についての啓発</li> </ul>
p. 43	3. 参加支援 (居場所)	多様なテーマや主体による居場所づくりの推進 ①②③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり応援プロジェクトの実施</li> <li>・居場所に関する学習会の実施</li> <li>・各福祉センターにおける居場所づくりの推進</li> </ul>
p. 43		いいばしょプロジェクトによる協働型居場所の推進 ①②③④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉でまちづくり作戦会議の実施</li> <li>・協働型居場所の事例整理と可視化</li> <li>・拠点施設での協働型居場所づくり</li> </ul>
p. 47	4. 地域づくり支援 (活動支援)	地域福祉活動の支援強化 ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協の機能と役割見直しについての協議の場づくり</li> <li>・地域の見守り活動の有償化と財源確保に向けた仕組みづくり支援</li> <li>・地域ボランティアセンター機能の設置に向けた検討・協議</li> </ul>
p. 47		幅広い分野への福祉教育の推進 ①④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の福祉体験学習の見直しとプログラム開発</li> <li>・福祉教育における教育委員会との連携体制づくり</li> <li>・当事者参加を基盤とした福祉体験学習の実施</li> </ul>
p. 47		地域課題に応じた資源開発の推進 ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援ネットワークへの参画と実施推進</li> <li>・居住支援協議会への参画と実施推進</li> <li>・生活支援活動の立ち上げに向けた協議の場づくりと実施推進</li> </ul>
p. 51	5. 災害支援	災害支援体制の構築 ①②③④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所開設訓練の実施</li> <li>・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施</li> <li>・災害ボランティアセンター運営者研修の実施及び登録者名簿の作成</li> </ul>

## 奈良市地域福祉推進会議規則

### (目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 奈良市地域福祉計画の進捗に対する検討及び協議に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 学識経験を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 充て職の委員にあつては、当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額9,500円とする。

### (費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

### (庶務)

第10条 推進会議の庶務は、福祉政策課において行う。

### (委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「奈良市地域福祉推進会議」「奈良市地域福祉活動計画策定委員会」委員名簿（敬称略）

	役 職 名	委員氏名
市民団体を 代表する者	奈良市自治連合会会長	作間 泉
	奈良市万年青年クラブ連合会会長	植畑 セツ子
市民から 公募した者	市民公募委員	安藤 幸
社会福祉を目的とする団体 及び事業者を代表する者	奈良市民生委員・児童委員協議会連合会副会長	森山 節子
	奈良市心身障害者・児福祉協会連合会会長	安井 清悟
	公益社団法人 認知症の人と家族の会奈良県支部副代表	木村 秀子
	奈良市ボランティア連絡協議会会長	田中 仁美
	奈良市老人福祉施設連絡協議会会長	松村 清子
	奈良市地区社会福祉協議会会長会会長	○今西 康乃
学識経験を 有する者	大谷大学 名誉教授	◎山下 憲昭
	奈良女子大学 准教授	室崎 千重
	奈良市医師会会長	國分 清和
	奈良弁護士会	西村 香苗

◎委員長、○副委員長



# 奈良市成年後見制度利用促進基本計画

— 目 次 —

1. 計画の策定にあたって . . . . .	109
2. 計画の期間 . . . . .	111
3. 奈良市の現状と課題 . . . . .	111
4. 基本目標と具体的な取組 . . . . .	118
5. 計画の進行管理 . . . . .	125



### (1) 計画の趣旨と位置づけ

わが国では、近年高齢化が進み、認知症高齢者や単独・夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。このような状況で、認知症や知的障害、その他精神上的障害などの理由により判断能力が不十分である方々の、権利や財産を守る手段として、平成12年に成年後見制度が開始されました。

しかし、その制度の利用が十分であるとは言えない状況等を踏まえ、国では、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月には「成年後見利用促進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることが明記され、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることとされました。

本市においても、市民の生活に密接する成年後見制度についての施策を進めるため、平成30年4月に奈良市権利擁護センターを設置し、成年後見制度の普及啓発や権利擁護の担い手の育成に取り組みながら、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職や関係機関との連携にも努めてまいりました。

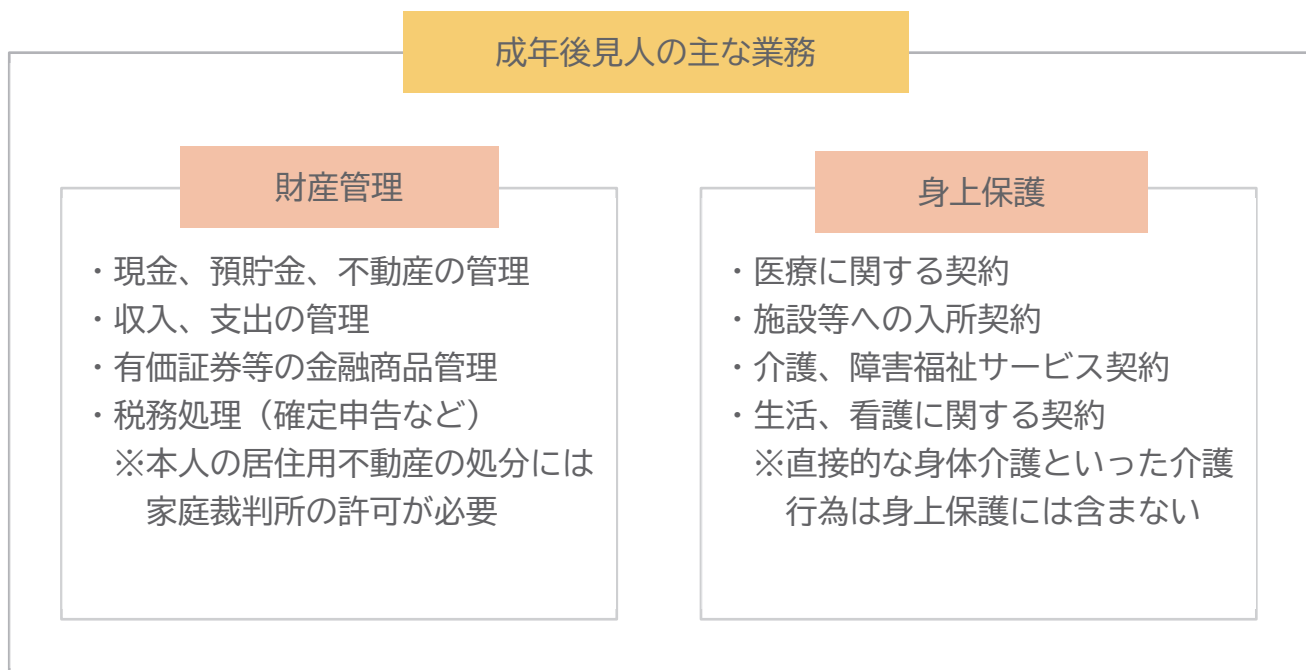
今後、これまでの取組を引き継ぎながら、成年後見に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「奈良市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、認知症高齢者や障害のある人などの権利が守られるよう支援し、支援が必要になっても住み慣れた地域で望む生活を送ることができるようめざしていきます。

これらの趣旨を踏まえ、支援を必要とする人を地域全体で支えあっていく地域共生社会の実現に向けて、「奈良市成年後見制度利用促進基本計画」を、「第4次奈良市地域福祉計画」に包含する形で策定します。

## (2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、認知症高齢者や知的障害、その他精神上的障害など、自分で判断することが難しい人の権利を守る援助者として、財産管理、手続き等の身上保護などを本人に代わって行うもので、地域共生社会を実現していくための重要な手段のひとつです。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。	



## 2 計画の期間

本計画の期間は、第4次奈良市地域福祉計画の計画期間と合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 奈良市の現状と課題

### (1)奈良市の高齢者を取り巻く現状

#### ○人口推移

総人口は減少傾向にあり、令和2年度では354,374人となっています。年齢3区分に分けてみると、「15歳未満」、「15～64歳」ではどちらも減少していますが、「65歳以上」は増加していることから、高齢化率も年々上昇していることがわかります。令和2年度で31.3%となっています。

#### ①奈良市の世代別人口の推移

(単位：人)

年度	奈良市 総人口	15歳未満 人口	15～64歳 人口	65歳以上	総人口に対する 65歳以上の割合
平成30年度	356,708	41,221	206,749	108,738	30.4%
令和元年度	355,650	40,718	204,893	110,039	30.9%
令和2年度	354,374	40,141	203,050	111,183	31.3%

(参考) 住民基本台帳 (各年度3月1日現在)

○認知症高齢者について

認知症高齢者数については、65歳以上人口の増加に伴い、年々増加傾向にあり、令和2年度では16,058人であり、全高齢者における割合は14.4%となっています。

②奈良市の認知症高齢者数の推移

(単位：人)

ランク（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
I（何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。）	5,107	5,151	4,976
II（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。）	6,683	7,244	7,645
IIa（家庭外で上記IIの状態がみられる。）	3,029	3,476	3,993
IIb（家庭内でも上記IIの状態がみられる。）	3,654	3,768	3,652
III（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。）	2,868	2,779	2,723
IIIa（日中を中心として上記IIIの状態が見られる。）	2,347	2,302	2,236
IIIb（夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。）	521	477	487
IV（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）	884	737	674
M（著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。）	42	45	40
合 計	15,584	15,956	16,058

(参考) 庁内資料（各年度3月末日現在）

## (2)奈良市の障害者を取り巻く現状

### ○知的障害者について

知的障害者のうち、療育手帳を所持している人は、令和2年度で2,973人となっており、年々増加しています。また、重度障害者（A1・A2）の人は合わせて1,275人、中・軽度障害者（B1・B2）の人は合わせて1,698人となっています。なお、年齢別では、18歳未満が872人、18歳以上が2,101人となっています。

#### ①療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A1 (重要度)	546	566	577
A2 (重度)	688	699	698
B1 (中度)	755	772	799
B2 (軽度)	829	856	899
計	2,818	2,893	2,973

(参考) 庁内資料 (各年度10月1日現在)

#### ②療育手帳所持者の世代別構成

(単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A1 (重要度)	101	461	15	577
A2 (重度)	122	508	68	698
B1 (中度)	154	618	27	799
B2 (軽度)	495	399	5	899
計	872	1,986	115	2,973

(参考) 庁内資料 (令和2年10月1日現在)

## ○精神障害者について

精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和3年度で4,191人となっており、年々増加しています。また、令和3年度の手帳所持者を等級別に見ると、2級が最も多く、全体の61.5%を占めています。なお、年齢別では、18歳未満が149人、18歳以上が4,042人となっています。

### ①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	453	511	559	596
2級	2,160	2,361	2,468	2,577
3級	773	849	960	1,018
計	3,386	3,721	3,987	4,191

(参考) 庁内資料 (各年度10月1日現在)

### ②精神障害者保健福祉手帳所持者の世代別構成 (単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	14	345	237	596
2級	26	2,138	413	2,577
3級	109	822	87	1,018
計	149	3,305	737	4,191

(参考) 庁内資料 (令和3年10月1日現在)

### (3) 成年後見制度利用者数の推移

奈良家庭裁判所が公表している資料によると、奈良市の成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、令和2年度では、合計759人となっています。類型別で見ると最も多いのは、成年後見であり、全体の69.4%を占めています。

(単位：人)

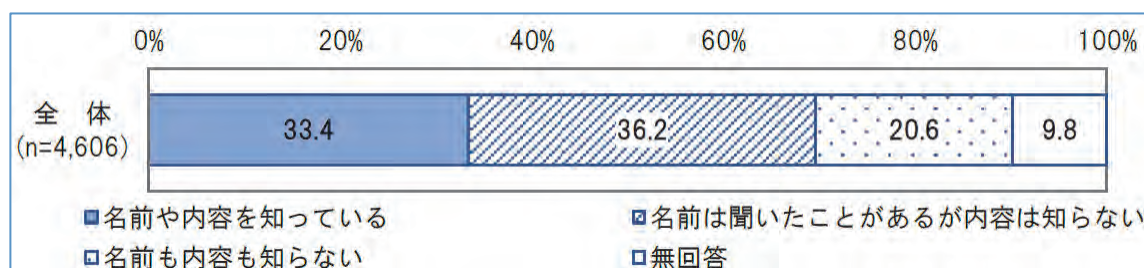
類型	平成30年度	令和元年度	令和2年度
後見	501	513	527
保佐	159	165	195
補助	24	24	29
任意後見	8	9	8
計	692	711	759

(参考) 奈良家庭裁判所提供資料 (各年度10・11月時点)

### (4) 成年後見制度の認知度について

○成年後見制度の認知度 (調査対象者：奈良市高齢者)

「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が36.2%で最も多く、「名前も内容も知らない」が20.6%となっています。



(参考) 高齢者日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査 (令和2年11月)

## (5)後見業務に携わる専門職へのヒアリング

後見業務を行っている関係団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・Nネット）に、成年後見制度の利用における課題について、ヒアリングを実施。

### ○相談支援に関すること

- ・本人の希望（どこに住みたいか、どんな生活を送りたいか、など）ではなく、親族や支援者等のおもいが優先される場面が多々ある。本人の意思を尊重した情報提供やケア会議を行う必要がある。
- ・「相談の入り口」までたどり着かないケースをどのように拾い上げていくのかを十分に検討する必要がある。

### ○制度の利用推進に関すること

- ・成年後見制度の利用が必要だと思われる方々への、制度の認知度が低いように思われる。日々の相談対応の他、地道な広報活動を展開していく必要がある。
- ・医療機関や金融機関に携わる方の制度の認知度が低く、制度利用の際の諸手続きに時間を要するため、制度の周知啓発を図る必要がある。

### ○市民後見人等の担い手確保に関すること

- ・多機関連携により、早急に市民後見人の育成のための枠組みを構築する必要がある。
- ・市民後見人が安心して業務を遂行できるように、専門職との密な連携やサポート体制などの環境整備が必要である。

### ○その他

- ・法定後見の場合は、すでに本人が自分で意思決定できなかつたり、意思の表出が乏しく、周りの方が意思を汲み取ることができない場面が多くある。そのような場合の意思決定支援の在り方について、検討する必要がある。
- ・成年後見制度の利用促進だけでなく、日常生活における金銭管理など、軽微な困りごとを解消する手段として、日常生活自立支援事業等を積極的に活用する必要がある。



## (6)成年後見制度運用における課題

認知症高齢者や知的障害、その他精神上的障害などのある方が増加する中、成年後見制度が必要と思われる方への制度の認知度が低く、なかなか利用にまで至っていない現状があります。また、成年後見制度の利用に繋がったものの意思決定が困難な方への支援方法など、様々な課題があります。

このような状況から、高齢者や障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、制度浸透のための普及促進や、権利擁護支援の担い手の育成と確保など、関係機関とのネットワーク構築を強化し、権利擁護支援の体制充実を図ることが必要です。



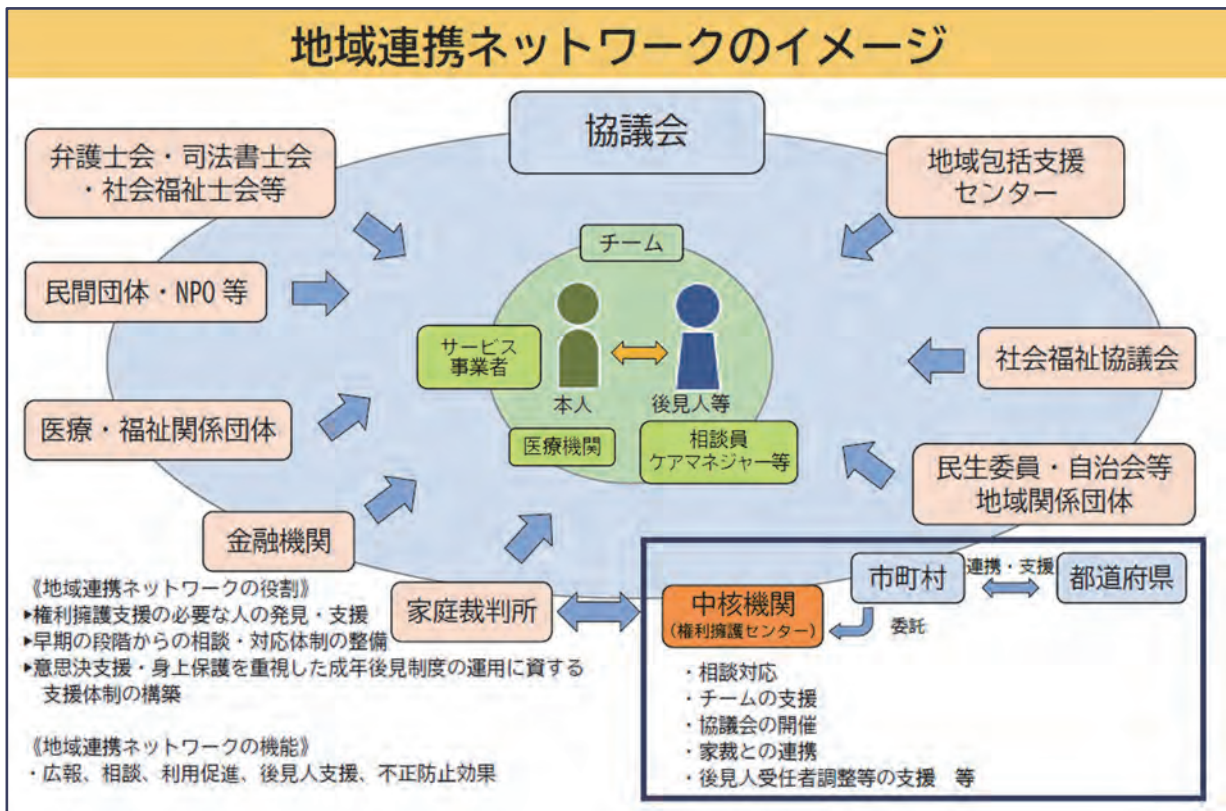
## 4 基本目標と具体的な取組

当計画の上位計画である第4次奈良市地域福祉計画の基本理念を継承しつつ、成年後見制度の利用に関する現状や課題に対して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、4つの基本目標を設定し、具体的な取組を講じることで成年後見制度等の利用を促進します。

### 基本目標Ⅰ．権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、権利擁護を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として「成年後見制度」を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

この地域連携ネットワークにおいては、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担うことを念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。これらの体制整備・運営の中核機関として奈良市権利擁護センターを位置づけ、地域連携ネットワーク全体をコーディネートすることで、法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から得る対応方法等を蓄積し、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援を充実し、様々なケースに対応できる体制を整備します。



## ○「チーム」とは

利用者に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が「チーム」となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制をつくります。

## ○「協議会」とは

成年後見等開始の前後を問わず、個々のケースに対応する「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を活かしながら、各専門職団体や関係機関が協力・連携強化の体制づくりを進める「協議体」です。なお、奈良市においては、「協議会」を「権利擁護支援推進会議」と呼称します。



### 具体的な取組

#### ・中核機関の体制整備

成年後見制度利用促進に向け、中核機関が広報や相談、後見人支援等の機能を十分に担えるよう体制整備を進めます。

#### ・相談支援体制の充実

身近な相談窓口と地域での見守りとの連携を進め、支援の必要な方を適切に必要な支援につなげるとともに、持続可能な相談支援体制づくりを進めます。その中で、地域包括支援センターなど身近な相談窓口の機能強化と権利擁護センターによる専門的な相談支援体制（弁護士や司法書士など専門職による相談窓口の設置や派遣の仕組み等）づくりを行います。

#### ・権利擁護支援推進会議の継続開催

当市では、弁護士、司法書士、社会福祉士など日頃から後見業務に関わる関係者が集まり、権利擁護支援の推進に向けて課題共有や対応策の検討などの協議を継続して進めます。

#### ・権利擁護に関する多機関連携の推進

広域の既存ネットワーク（けんりようごねっと・奈良）等、多様な分野・主体と連携することにより、地域に暮らす全ての人が尊厳のあるその人らしい生活を継続し地域社会に参加できるよう権利擁護支援の取組を推進します。

## 基本目標Ⅱ．成年後見制度の普及啓発と適正な利用の促進

成年後見制度への認知度の低い現状を踏まえ、制度の利用を促進していくために、市民や医療・介護分野、金融機関等の関係機関への制度周知を進め、必要に応じて制度運用についての協議を行います。制度の内容や相談先等を適切に把握していることが重要であることから、制度内容や相談先に関する広報・啓発に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。



### 具体的な取組

- ・ 成年後見制度や「終活（事前の備え）」についての普及啓発  
市民への成年後見制度の周知啓発を進めるとともに、事前の備えの重要性を伝えより適正な制度利用を進めます。
- ・ 関係機関の連携強化による不正防止等の体制構築  
地域連携ネットワーク及び中核機関の整備により、親族を含めた後見人を支援する体制を整え、適切な制度利用と後見活動との両面から支援し不正を防止する体制の構築をめざします。
- ・ 医療機関及び金融機関への周知啓発  
後見人等が医療行為の同意ができないこと、申立時の適正な診断書作成の必要性について、また金融機関での諸手続き等、制度運用についての周知啓発を図り、情報共有、協議を行う中で適正な制度運用を進めます。

## 基本目標Ⅲ. 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思を出来る限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護し、利用者が自身の意思を尊重した支援が受けられるよう取り組みます。



### 具体的な取組

- ・後見類型（後見・保佐・補助）の種類を選択と他のサービスとの連携

本人に関する情報シートや診断書などの情報を参考に、早期の段階で本人の意思を確認しながら、適切な後見類型を選択し、必要な福祉サービスや医療、地域の支えあい等を個人の状況に応じて提供されることをめざした支援を推進します。

また、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、日常生活自立支援事業等の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が必要なケースについては、成年後見制度に円滑な移行が行えるよう支援します。

### 日常生活自立支援事業

成年後見制度と類似する制度です。利用者が県社会福祉協議会と契約を締結し、金銭管理等に不安がある利用者の日常生活に必要な金銭や通帳の管理等を、管轄の社会福祉協議会が行います。本人との契約に基づき事業が実施されるため、家庭裁判所の審判等を必要としません。ただし、成年後見制度が、すべての財産管理や身上保護に関する契約等の法律行為を援助できるのに対して、日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定される違いがあります。奈良市在住の方の日常生活自立支援事業の利用相談・受付は、奈良市社会福祉協議会が実施しています。

（参考）日常生活自立支援事業利用者数

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	106	120	130	141	168

・受任調整（マッチング）の仕組みづくり

成年後見制度の利用に際しては、支援が必要な市民の意向の確認とともに、必要な支援内容を把握し、家庭裁判所が本人の特性を十分踏まえた後見人を選任できるよう適切な情報提供がなされる体制づくりに取り組みます。また、事前に面談で後見人との相性を確かめるなど、本人にふさわしい後見人をマッチングするための仕組みづくりを行います。

・本人を中心としたチーム支援の促進

本人の意思決定支援・身上保護を重視しながら、後見人と関係者が共に本人を見守るチーム支援が行われるよう、チームのコーディネーターや後見人支援等のバックアップ体制を整えます。

・関係機関の連携による市長申立の推進、利用助成の活用

判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立については、関係機関と連携を深め適切に制度利用につなげます。

また、制度利用者が後見人への報酬を負担することが困難な場合、報酬助成としての成年後見制度利用支援事業の活用を図っております。

（参考）市長申立件数

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
市長申立件数	15	14	13	13	24
報酬助成件数	18	15	21	15	17

## 基本目標Ⅳ. 権利擁護支援の担い手の確保・育成

今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、支援の担い手としての市民後見人の育成のほか法人後見の推進、専門職後見の拡充等、様々な担い手の確保に取り組みます。



### 具体的な取組

- ・ 権利擁護支援の担い手養成講座の開催

後見業務の担い手のみならず、自身の住む地域で、支援が必要な人を適切につなげられる視点を持った人材を養成します。

(参考) 権利擁護支援の担い手養成講座開催数及び修了者数 (令和3年3月末日現在)

	開催数	修了者数
権利擁護支援の担い手養成講座	3回	110人

- ・ 市民後見人等の活躍の場の推進

養成講座修了者には、経験を積めるよう、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員など活躍の場を提供することで、市民後見人としての後見受任を進めます。また、市民後見人や親族後見人に対して、後見業務に関する相談に応じる仕組みや後見人同士が情報交換できる場づくりを行います。

- ・ 意思決定の支援及び意思決定支援ガイドラインの普及・啓発

利用者の意思を尊重した身上保護・財産管理をめざし、国が示している「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」の普及・啓発に努めます。

- ・ その他、担い手の確保について

新たな法人後見団体の開拓や専門職後見の担い手の拡充等、市民が安心して制度利用ができるよう機能強化に向けて検討します。

## 市民後見人として活動しています！



成年後見制度の一部を担う「市民後見人」が令和3年6月に県内初の「市民後見人」として、青山雄一さんが奈良家庭裁判所から選任されました。

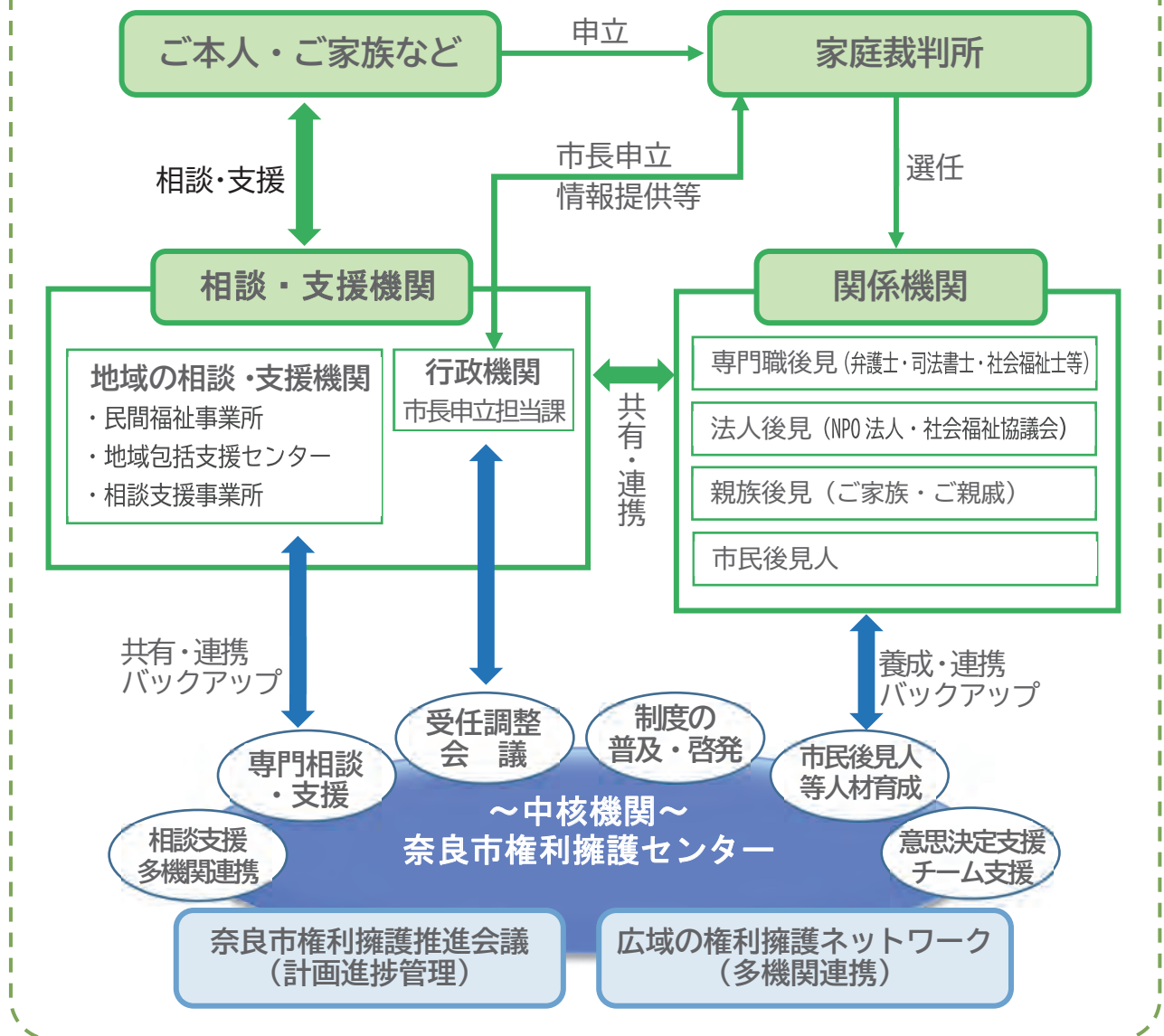
今後も、地域における権利擁護を市民参画で進めるため、身近な地域で活躍していただく「市民後見人」を養成していきます。

## 令和3年度 権利擁護支援の担い手（市民後見人等）養成講座の研修風景 〈令和3年12月～令和4年3月開催〉





## 奈良市における権利擁護支援体制のイメージ



### 5 計画の進行管理

本計画の趣旨に基づき、「権利擁護支援推進会議」において、定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を図ります。



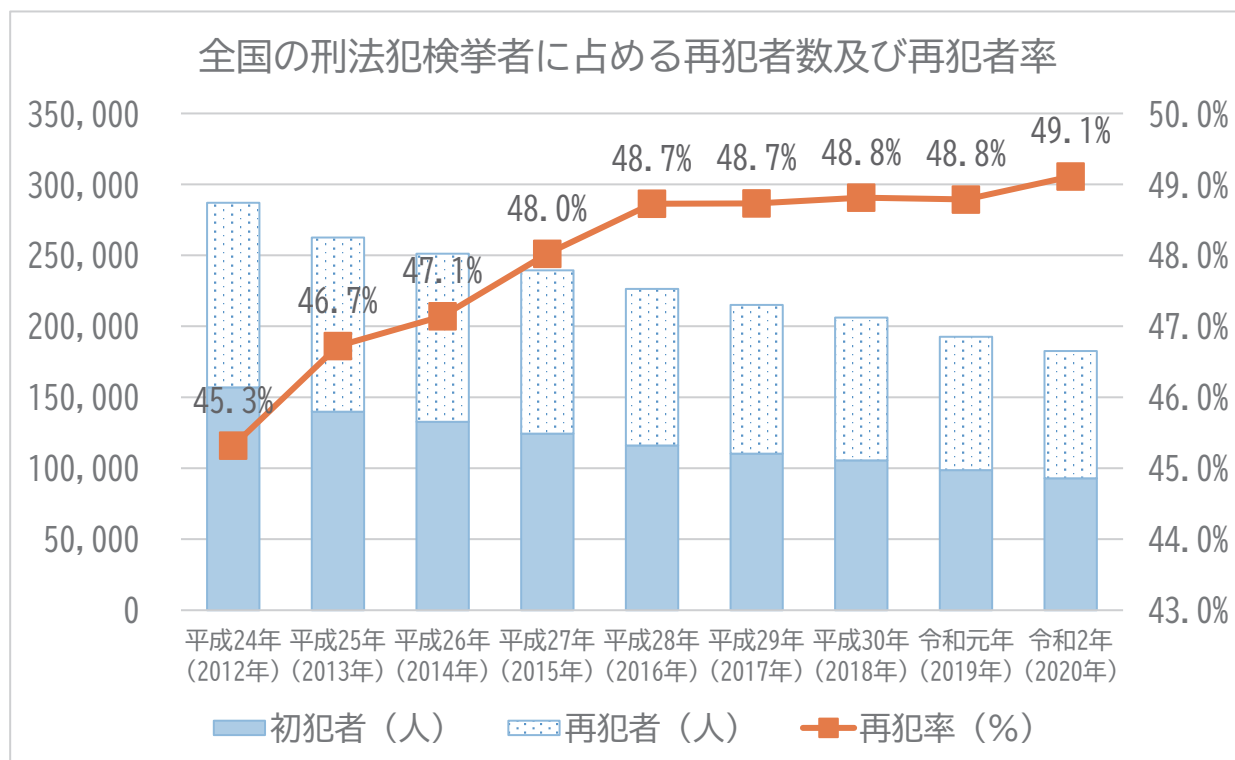
# 奈良市再犯防止推進計画

## — 目 次 —

1. 計画策定の趣旨と計画の位置づけ	129
2. 計画の期間	130
3. 基本目標の設定と具体的な取組	130
(1) 基本目標Ⅰ 更生支援についての周知と理解促進	132
(2) 基本目標Ⅱ 関係機関との連携強化	134
(3) 基本目標Ⅲ 切れ目のない支援	135

## 1 計画策定の趣旨と計画の位置づけ

近年、全国的な傾向として、刑法犯の検挙者数が減少している一方、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加傾向にあり、安全・安心なまちづくりを推進していくうえで、犯罪や非行をした人の社会復帰と自立に向けた支援を、地域の理解を得て進めていくことは重要な課題となっています。



こうした状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体には、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策を実施する責務があること、また、国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明示されました。

奈良市には、奈良少年院、奈良少年鑑別所があり、これまでも関係機関と連携しながら各種施策を実施してきたところですが、法の趣旨を踏まえ、地域全体で犯罪や非行をした人の更生を支援していく機運を醸成し、だれもが安全に安心して暮らせるまちの実現に向け、犯罪被害者やその家族等の思いに最大限配慮しながら、犯罪や非行をした人であることに焦点を当てた特別な取組としてではなく、支援を必要とするひとりの市民に向けての取組として推進することを前提に、奈良市再犯防止推進計画を奈良市地域福祉計画に包含する形で策定し、更生支援を推進します。

## 2 計画の期間

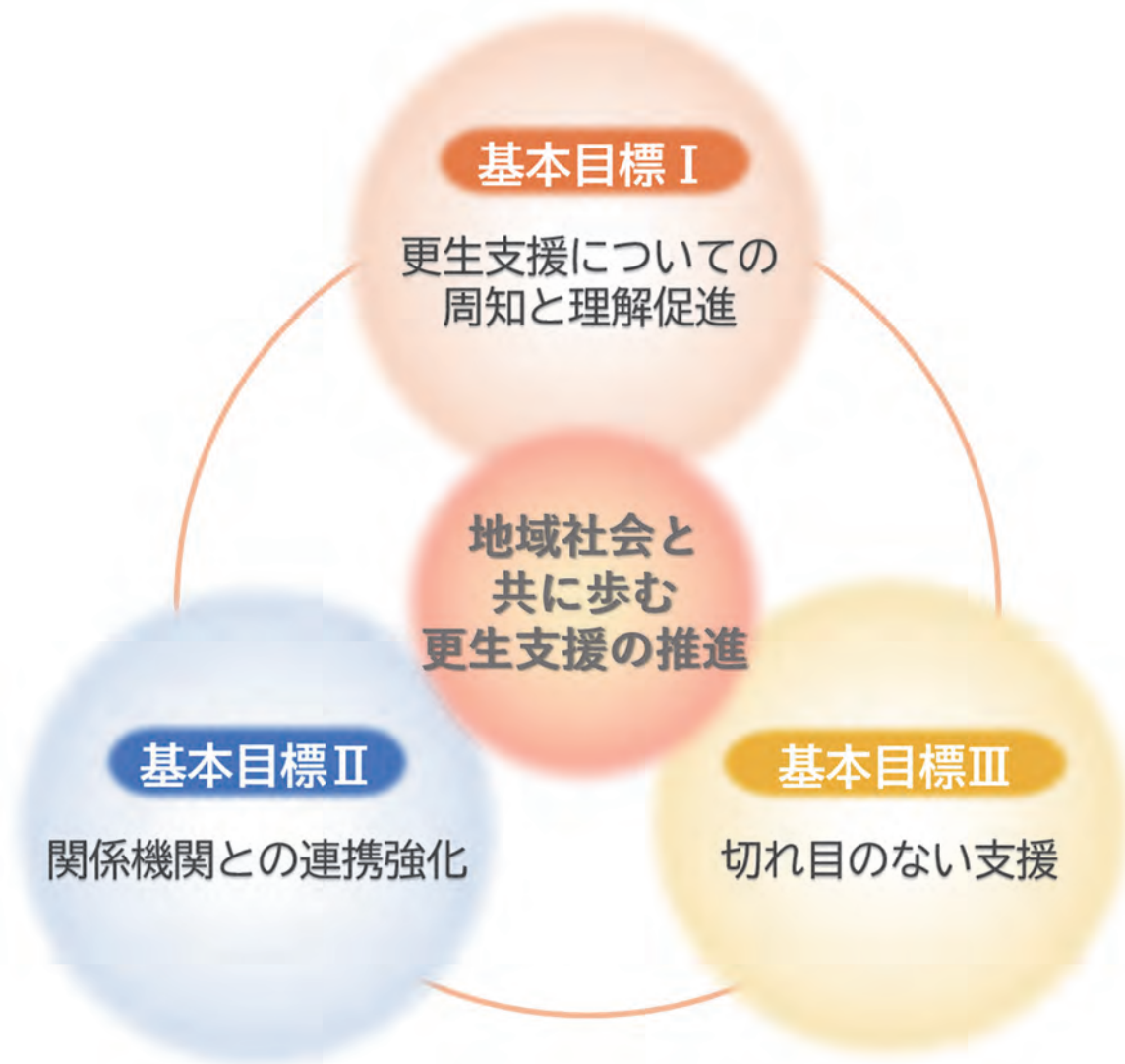
計画の期間は、第4次奈良市地域福祉計画の計画期間と合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 基本目標の設定と具体的な取組

本市では、令和3年4月に「奈良市更生支援に関する条例」を制定するなど、更生支援に積極的に取り組んでいるところですが、犯罪や非行をした人自身が、地域社会の中でその健全な一員として再出発したいと強く望み努力しようとしても、偏見や差別などによって、安定した仕事や住む場所がない等、再起に多くの困難を抱えている場合が少なくありません。また、更生支援に携わる関係団体（奈良地区協力雇用主、更生保護女性会、保護司会）へのヒアリング調査を実施したところ、大きく次の3つの課題が見えてきました。

- ・ 関係機関との連携
- ・ 就労先の確保
- ・ 住居の確保

こうした課題に対して、だれもが安全に安心して暮らせるまちの実現のため、行政機関・民間団体・地域住民等様々な関係者が互いに連携・協力しあい、地域社会から孤立させない切れ目のない支援につなげていくことで、犯罪や非行を繰り返させない社会を創っていく必要があります。このことから、「地域社会と共に歩む更生支援の推進」をスローガンに、「更生支援の周知と理解促進を図ること」、「切れ目のない支援を図ること」、「関係機関との連携強化を図ること」の3つを基本目標として設定し、具体的な取組を講じることで更生支援の促進を図ります。



## (1) 基本目標Ⅰ 更生支援についての周知と理解促進

更生支援の取組の必要性について周知啓発を行うため、犯罪や非行をした人の社会復帰と自立に向けた支援を行う団体の活動を広報し、偏見や差別などによる社会からの孤立を生まない地域社会をめざします。

### 具体的な取組

- ・ 犯罪や非行をした人の社会復帰と自立に向けた支援を行う団体で行われている更生支援の取組を、市のホームページやしみんだよりで紹介するなど、支援活動の広報を行います。
- ・ 法務省主唱の「社会を明るくする運動」をはじめとした啓発活動を通じて、更生支援の取組の必要性について周知・啓発を行います。



パネル展示（奈良市役所）



（令和3年7月しみんだより）



## 法務省主唱の「社会を明るくする運動」について

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての方が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



毎年7月には、写真の横断幕を掲げ、さまざまな人々が参加するパレードを行っています。

### ◆街頭パレード参加者◆

- ・奈良市長
- ・山添村長
- ・奈良県警察音楽隊
- ・奈良市議会議員
- ・奈良警察署長
- ・奈良西警察署長
- ・奈良保護観察所長
- ・奈良地区保護司会
- ・奈良地区更生保護女性会
- ・奈良市地域婦人団体連絡協議会
- ・奈良市少年指導協議会
- ・奈良市立中学校PTA
- ・保育園児
- ・奈良市社会福祉協議会
- ・奈良市

### ～奈良地区更生保護女性会による取組～

奈良地区更生保護女性会では、毎年、運動のシンボルである「ひまわり」を栽培し、奈良市庁舎出入口をはじめ、公共施設など奈良地区全域のさまざまな場所に設置しています。奈良地区全域でひまわりを咲かせ、地域の人の「非行防止」、「明るい社会」に対する関心を高める活動を行っています。



市庁舎出入口に設置したひまわり

## (2) 基本目標Ⅱ 関係機関との連携強化

地域、行政、民間団体、公的機関などが連携を図り、関係者のネットワークで支援を必要とする人へ継続的な支援を行います。

### 具体的な取組

- ・ 犯罪や非行をした人の社会復帰と自立に向けた支援を行ううえで、さまざまな課題に柔軟に対応できるよう、保健・医療・福祉・教育などそれぞれの分野の強みを活かしたネットワークづくりを推進します。
- ・ 保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等との連携を強化し、非行防止の取組の充実を図ります。

**奈良市コーナー** Nara City Corner

### 協力雇用主を募集しています

◆7月は社会を明るくする運動強化月間・再発防止啓発月間です。

“社会を明るくする運動”とは…  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
誰もが安心して安全な暮らしを望んでいるのに、毎日のように事件や犯罪のニュースが報道されていきます。罪を犯した人を厳しく罰することも必要ですが、罪を犯してしまった人が、その罪を償い立ち直ろうと決意した時には社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりもまた、とても大切なことです。

“社会を明るくする運動”は、私たちみんなが犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場でチカラをあわせて犯罪や非行のない地域社会を築こうという全国的な運動です。それぞれの立場で「自分に何ができるか？」を考え、取り組んでいくきっかけにしたい。たくため、強調月間である7月に主に「更生保護」に関わる人たちが中心となり、全国各地で取り組みを行っています。

奈良市では、保護司・更生保護女性会・協力雇用主の人たちを中心に、更生保護ボランティアとして地域の更生保護活動を支援していただいております。

今回は、そのなかで協力雇用主についてご紹介します。

**「協力雇用主」とは…**  
犯罪や非行をした人たちが（刑務所出所者等）、社会に戻ったときに再犯や再非行に至らないためには、定職に就き責任ある社会生活を送ることが大切です。「協力雇用主」は、犯罪や非行の前歴がある人をそうした事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを支援する事業主の方々です。刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

**「協力雇用主」になるには…**  
「協力雇用主」となるには、法務局奈良保護観察所への登録が必要となります。  
登録のお申込み・お問い合わせは、奈良保護観察所（電話 0742-23-8959）へご相談ください。犯罪・非行歴がある人の立ち直し支援に対する理解と熱意があればどなたでも登録いただけますので、是非ご協力をお願いします。

**働いて、立ち直る。**

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を募集しています。

【お問い合わせ先】 奈良市福祉部福祉政策課 電話 0742-34-5196

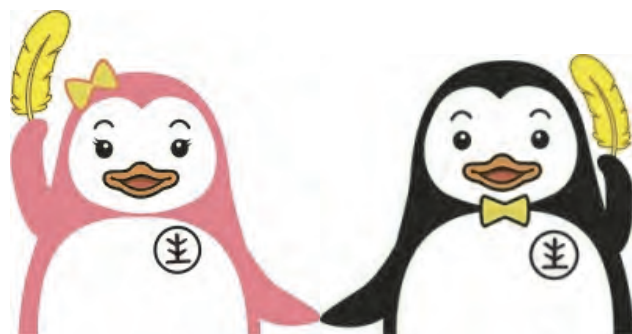
商工会議所と連携し、協力雇用主について周知しました。  
(令和3年7月商工会議所ニュース)

### (3) 基本目標Ⅲ 切れ目のない支援

幅広い支援により、つながりの断絶等による支援の切れ目に陥らせない仕組みの構築をめざします。

#### 具体的な取組

- ・ハローワークや保護観察所、少年鑑別所などの関係機関と連携を図り、犯罪や非行をした人の就労に向けた支援を行います。
- ・地域での見守り活動や居場所づくり活動などによって、社会からの孤立を未然に防止するとともに、犯罪や非行を起こしにくい結びつきのある地域づくりを支援します。
- ・貧困や社会的孤立を背景とした犯罪の防止に向け、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を活用した支援を行います。
- ・犯罪や非行をした人が、生活を送るうえで困り事や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介したハンドブックを作成し、適切な機関につながりやすい環境を整備します。
- ・生活困窮者などを対象とした住居確保のための支援を活用し、住居の確保に向けた支援を行います。



更生ペンギンのサラちゃんとホゴちゃん

## ～関係機関との連携・取組紹介～

### ① 矯正施設所在自治体会議（近畿部会）の開催

矯正施設所在自治体会議は、刑務所や少年院などの矯正施設が所在する自治体間のネットワーク会議として令和元年6月12日に設立されました。令和3年4月現在、矯正施設が所在する全国の114自治体のうち98自治体が参加しています。この会議では、矯正施設の人的・物的資源を活用した地域創生策等のために、情報交換や調査研究、国や都道府県への政策提言、地域住民への啓発活動等を行っており、奈良市は発起人自治体として設立当初から参画しています。

また、奈良市長を議長とした矯正施設所在自治体会議近畿部会を令和4年1月27日に開催し、自治体の取組の情報交換を行うとともに、更生支援等に取り組んでおられる一般財団法人ワンネスグループよりご講演いただきました。

### ② 市職員や関係団体への研修

奈良市では、奈良少年鑑別所や奈良少年院と連携し、市職員や関係団体に対して少年院の施設見学・生活実態の見学等の研修を行っています。研修を通して、更生支援に関する理解を深めることで日々の活動・支援の充実を図っています。



### ③ 奈良地区更生保護女性会による活動 ～少年院生との交流～

奈良地区更生保護女性会では、手作りのお菓子や料理といったおふくろの味を院生に提供したり、少年院図書館へ古本を寄贈したりする等の支援を行っています。このような物資支援の活動にとどまらず、少年院運動会等の行事への参加により、院生と会話を交わし時間を共にするといったことも活動の一つです。

また、女性会では、「母代わり、祖母代わり」といった立ち位置での愛情支援も支援の一つであると捉えており、そのような考えのもと、さまざまな活動が行われています。

奈良市では、このような支援が円滑に図れるよう、日頃からの連携や活動助成を行っています。

### ④ 奈良少年院による地域貢献活動 ～フードバンク奈良との連携～

奈良少年院では、院生が栽培した野菜をフードバンク奈良に提供しています。フードバンク奈良へ提供された野菜は子ども食堂の食材などに使用されています。このように、関係団体との連携を通して、院生に職業的・社会的な意識付けを行うと共に、地域貢献への実感を持ってもらうような取組が行われています。



## 更生支援に関わる専門機関・地域団体

### ○ 保護観察所

刑務所の仮釈放者や保護観察付きの執行猶予者、家裁で保護観察処分を受けた少年や少年院の仮退院者に対して、更生のための指導と支援を行う機関です。

### ○ 少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。

### ○ 少年鑑別所

少年鑑別所法第 131 条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる法務省所管の施設です。

### ○ 保護司

保護観察官と協働して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動を行います。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員として活動を行います。が実質的には民間のボランティアです。

### ○ 更生保護女性会

保護観察対象者の社会貢献活動への協力のほか、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援等のボランティア活動を行っています。

### ○ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

### ○ BBS会

非行をした人等に対して、兄や姉のような存在として、立ち直りを支援するボランティア活動を行っています。

奈良市社会福祉協議会  
基盤強化計画

## 奈良市社会福祉協議会基盤強化計画

社協は地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民や行政、関係団体と連携して個々の生活課題に対応するとともに、住民主体の地域福祉活動の支援や災害時支援等が求められており、より一層基盤強化を図る必要性があります。そのためには適正な組織体制・財政体制の整備と効果的・効率的な事業推進が求められます。

奈良市社会福祉協議会基盤強化計画は、社会情勢の変化を把握し、今日的な住民・地域の福祉ニーズに対応するため、奈良市社協として取り組む重点項目を示したものです。

本計画は、地域住民や民間団体との協働計画である「第3次奈良市地域福祉活動計画」と整合性をとり、相互に連携する計画として位置付けるため、計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

### ●事業推進のための組織体制の強化 **達成指標：重層的支援体制整備に対応した組織形成**

<p>現状</p>	<p>地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、複雑化・多様化した住民の福祉ニーズに積極的に働きかけ、また地域福祉活動を推進するために、総合相談支援とアウトリーチを含むエリア支援の体制構築を柱にして、組織体制の整備を実施しています。地域包括ケアシステムの推進に伴い、生活支援体制整備に関する事業やひきこもり支援・権利擁護に関する事業が新たに委託されたことも踏まえて、効果的に取組を進めることができる人材確保と人員配置に努めています。併せて、若手職員や再任用職員の管理職登用、階層別会議での人事考課制度の検討など、将来的な組織基盤の基礎づくりを進めてきました。また、グループウェアの導入により拠点間でのスケジュール把握とコミュニケーションの促進により、効果的・効率的な業務遂行に努めてきました。</p>
<p>5年後に向けて</p>	<p>行政が進める重層的支援体制整備との連携・協働をはじめ、社協として実効的に業務を進めるため、財政状況に見合った人員体制や拠点(本部・活動)の計画的・効果的な確保、ガバナンスの強化とスーパービジョン体制の整備を進めます。また、評価と処遇を踏まえた人事管理体制の整備とグループウェアの活用によるDX化の推進と業務の効率化による働き方改革を進めます。</p>
<p>そのために</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重層的支援体制整備に関する行政との協議、調整、体制づくり</li> <li>○災害時や感染症の蔓延等に対する事業継続計画の検討と策定</li> <li>○法人内階層別会議やテーマ別会議（連絡会議や委員会含む）の実施</li> </ul>

※DX…「デジタルトランスフォーメーション」を略したことばで、デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組。



●**職員の専門性と総合力の強化** **達成指標：専門職員の増加と職員の総合力の強化**

<p>現状</p>	<p>資格取得促進制度の運用や特定資格取得の促進等により、正規職員の福祉関係資格保有率は上昇しました。また、既に資格を持っている職員も日々の支援や、より専門的な研修の受講や資格の取得を通して、課題ごとに適切な支援を行えるようになっていきます。多岐にわたる生活相談への対応や様々な事業や活動の展開を図るにあたり、必要な研修等を積極的に参加させること、そのための体制整備を行うことで、職員・組織の専門性向上を図っています。</p> <p>これらのことにより、他の専門機関や専門職とのかかわりが増え、複合課題を抱えたケースにチームで対応できることが増えています。現に求められる職員形成を図るために、目標管理制度の導入と職員給与規程の改正による給与への反映を進めるとともに、個別支援と地域支援の一体的実施の組織づくり、体制づくりを進めました。</p>
<p>5年後に向けて</p>	<p>専門職や専門機関とのつながり・ネットワークを形成できる専門職員の増加とともに、組織人として物事を推進できる総合職員としての資質向上と管理職員の資質維持を進めます。</p> <p>併せて、特に新規採用職員の資格取得を含むキャリア形成を推進します。また、目標管理制度の全職員への導入とキャリアパスの構築を進めるとともに、ケース検討やテーマ別協議など職員相互の資質向上の場を促進します。</p>
<p>そのために</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな職員研修計画の策定と実施</li> <li>○計画的な人員採用および組織体制整備方策の検討と策定</li> <li>○考課者研修の実施と目標管理制度の全職員への導入</li> </ul>

●**安定した経営のための財政基盤の強化** **達成指標：経常収支の改善と効果的な財源配分**

<p>現状</p>	<p>法人内に経営会議やプロジェクトチームを立ち上げ、経営的側面から本会の現状を確認し、職員への経営意識の浸透を行い、特に自主事業を中心とした経営改善を行うことで、慢性的な収支差額のマイナスを改善し、徐々に必要な事業展開へ充てることができています。行政と積極的にコミュニケーションをとることで、国の動向を把握するとともに、いま発生している福祉ニーズやそれに対応する取組や課題を伝えることで、時代のニーズに即した事業を委託されることが増え、変動する生活課題に必要な体制で支援する方向性が確保できてきています。</p>
<p>5年後に向けて</p>	<p>行政財源への依存度が高まる中で、新型コロナウイルス感染症に関わる税込減による本会への財政的な影響を想定し、行政事業に対する社協として計画</p>

	性をもった評価と判断、対応策の検討を行います。 また、これまで社会資源を充足させるために取り組んできた在宅生活者に対するサービス継続を、経営的観点から見直し、経常収支の改善を図ります。
そのために	○法人内経営会議の継続実施 ○一部の在宅サービス事業の確実な縮小と他の既存事業の見直し ○社協業務の推進につながる指定管理・委託事業の受託促進

●実施計画を着実に進めるための体制づくり 達成指標：計画の着実な実行

現状	常に地域福祉活動計画を意識した事業計画を策定することで、計画の推進を意識しながら業務を行うとともに、期間中の進捗確認を行うことができます。進捗管理委員会ではこれらを報告し、関係からの意見を確認するとともに、今日的な話題や複数が関わるものが求められる課題等について、あるべき住民の生活・地域のあるべき姿を軸にした議論が交わされ、今後の地域づくりに向けたキーワードやヒントが表出されています。
5年後に向けて	社協内連携を一層強化することに加えて、社協外関係団体や機関との連携強化により、第3次地域福祉活動計画が実効的に進められ、市社協の事業計画が着実に実行されるよう取り組みます。 また、その時点における社会背景や生活課題等に基づいて、必要により活動計画における実施計画や数値目標の修正・更新を行います。
そのために	○進捗管理委員会の設置と進捗評価（必要に応じて計画の見直し） ○既存の会議体を活用したニーズ把握と地域課題の整理 ○第3次地域福祉活動計画の課題整理と第4次計画の策定

第4次奈良市地域福祉計画  
第3次奈良市地域福祉活動計画  
奈良市成年後見制度利用促進基本計画  
奈良市再犯防止推進計画  
(令和4年度～令和8年度)

---

発行／奈良市福祉部福祉政策課  
奈良市社会福祉協議会

奈良市

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
TEL 0742-34-5196 / FAX 0742-34-5014  
Email [chiiki-fukushikeikaku@city.nara.lg.jp](mailto:chiiki-fukushikeikaku@city.nara.lg.jp)

奈良市社会福祉協議会

〒630-8454 奈良市杏町79番地の4  
TEL 0742-93-3100 / FAX 0742-61-0330  
Email [hureai@narashi-shakyo.com](mailto:hureai@narashi-shakyo.com)

表紙イラスト 中谷有香

